

松阪市総合計画書

Matsusaka City general plan

未来
に向
かう
都市
(まち)
の
すがた



三重県松阪市

松阪市総合計画書

Matsusaka City general plan



はじめに



松阪市長 **下村 猛**

私たちのまち松阪は、平成17年1月1日に豊かな自然とすばらしいまちの個性を兼ね備えた旧5市町が合併し、新しい「松阪市」として誕生しました。

新しく地方分権社会を担うこの都市(まち)にも、少子高齢社会の進行とともに人口減少問題、防災・危機管理対策、地球環境問題など時代の変化に伴ったさまざまな行政課題があり、これらへの的確な対応が求められています。

新しい「松阪市」では、こうした時代の変革期にあって新時代にふさわしいまちづくりの方向性を示し、市民の皆様が郷土愛を育み、松阪市民としての一体感を高めながら、みんなが一緒に力を合わせて創り上げる都市(まち)づくりの指針として「松阪市総合計画」を策定しました。

私は、この総合計画を実現するための基本的なコンセプト(考え方)として“安全で安心”をその根本にすえた行政サービスの提供を進め、市民・地域社会が主人公の新しい都市(まち)を築いていきたいと考えています。

この計画では、将来の都市像を「市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市 まつさか」として都市(まち)のすがたを描いています。そして、この将来の都市像を実現するために八本の政策を展開しています。

今後この総合計画を進めるにあたっては、市域に生きづくそれぞれの歴史・文化・伝統を生かし、市民の皆様の参加・参画・協働による地域マネジメントシステムの構築や効率的で効果的な施策を展開するとともに、行財政基盤の強化に努め、真の地方自治の確立をめざしていきます。市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

総合計画の策定にあたっては、「新市建設計画」の趣旨を尊重するとともに、松阪市総合計画審議会の答申をはじめ、市民意識調査や地域審議会、市民懇談会の実施など計画策定過程において多様な市民参加の機会創出をはかるなど、この総合計画がより広い視野を持った市民共有の指針となるよう努めてきました。

最後に、この計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様、市議会議員、審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成18年9月



I 総合計画の性格	10
1. 計画策定の趣旨.....	10
2. 計画の意義と役割.....	10
3. 計画の期間と構成.....	11
II 時代の潮流	12
1. 安全が求められる時代.....	12
2. 環境に配慮する時代.....	12
3. 少子高齢・人口減少時代.....	13
4. 共生の時代.....	13
5. 高度情報時代.....	14
6. 新しい公共の時代.....	15
III 本市の現況と特性	16
1. 歴史と文化.....	16
2. 地理と自然.....	17
3. 人口と世帯.....	18
4. 産業と経済.....	19
5. 市民意識調査からみた本市の特性.....	20
IV 本市の主要課題	24
1. 市民生活における安全の確保.....	24
2. 快適な都市機能の整備.....	24
3. 環境配慮型社会の実現.....	25
4. 少子高齢社会への対応.....	25
5. 質の高い教育と文化の創出.....	26
6. 地域活性化の推進.....	26
7. 共生社会の実現.....	27
8. 高度情報社会への対応.....	27
9. 新しい公共への取り組み.....	28

基本構想

I 都市像	30
1. 将来の都市像.....	30
2. 都市像実現のための基本的考え方.....	30
II 将来人口	32
総人口.....	32
III 都市(まち)のビジョン	34
1. やすらぎある安全なまち.....	34
2. 快適で機能的なまち.....	34
3. 環境に配慮するまち.....	34
4. 健やかでいきいき暮らせるまち.....	35
5. 質の高い教育・文化にふれあうまち.....	35
6. にぎわいと活力あふれるまち.....	36
7. 共生と交流を深めるまち.....	36
IV 行政の戦略的展開	38
1. 総合的政策へのアプローチ.....	38
2. 主要課題へのアプローチ.....	39
3. 土地利用とネットワーク.....	43
V 施策の大綱	47
1. やすらぎある安全なまちづくり.....	48
2. 快適で機能的なまちづくり.....	50
3. 環境に配慮するまちづくり.....	52
4. 健やかでいきいき暮らせるまちづくり.....	54
5. 質の高い教育・文化にふれあうまちづくり.....	56
6. にぎわいと活力あふれるまちづくり.....	58
7. 共生と交流を深めるまちづくり.....	60
VI 計画の進め方	62
1. 基本方針.....	62
2. 計画推進の方策.....	62

第1章 やすらぎある安全なまちづくり	67
第1節 防災対策の充実.....	68
第2節 消防・救急・救助体制の充実.....	70
第3節 治山・治水の推進.....	72
第4節 交通安全対策の推進.....	74
第5節 地域社会の安全・消費生活の安心の促進.....	76
第2章 快適で機能的なまちづくり	79
第1節 都市基盤の整備.....	80
第2節 交通体系の整備.....	82
第3節 海岸・港湾の整備.....	84
第4節 上水道の安定供給.....	86
第5節 下水道の整備促進.....	88
第6節 住環境の整備.....	90
第7節 公園緑地の整備.....	92
第8節 快適な景観形成の推進.....	94
第3章 環境に配慮するまちづくり	97
第1節 廃棄物対策の推進.....	98
第2節 地球環境問題と身近な環境への対応.....	100
第3節 新エネルギーの推進.....	102
第4節 環境衛生の推進.....	104
第4章 健やかでいきいき暮らせるまちづくり	107
第1節 健康づくり施策の推進.....	108
第2節 医療提供体制の推進.....	110
第3節 高齢者施策の充実.....	112
第4節 障がい者福祉の推進.....	114
第5節 児童と家庭の福祉の充実.....	116
第6節 地域福祉の推進.....	118
第7節 社会保障の充実.....	120
第5章 質の高い教育・文化にふれあうまちづくり	123
第1節 幼児教育の充実.....	124
第2節 義務教育の充実.....	126
第3節 高校・高等教育の充実.....	128

基本計画

第4節	生涯学習施策の推進	130
第5節	青少年育成施策の推進	132
第6節	市民文化の醸成	134
第7節	スポーツ・レクリエーションの振興	136
第6章	にぎわいと活力あふれるまちづくり	139
第1節	農業の振興	140
第2節	林業の振興	142
第3節	水産業の振興	144
第4節	商業の振興	146
第5節	工業の振興	148
第6節	観光の振興	150
第7節	雇用と勤労者福祉の充実	152
第7章	共生と交流を深めるまちづくり	155
第1節	人権の尊重	156
第2節	男女共同参画社会の形成	158
第3節	バリアフリー社会の推進	160
第4節	市民活動の推進と協働のまちづくり	162
第5節	地域コミュニティの再生	164
第6節	国際化の推進	166
第7節	情報化の推進	168
計画の進め方		171
第1節	計画行政の推進	172
第2節	行政運営の効率化	174
第3節	財政運営の効率化	176
第4節	情報共有の推進	178
第5節	地方分権への対応と都市内分権の推進	180
付属資料		
1.	松阪市総合計画審議会	184
2.	松阪市総合計画試案作成に関する要綱	192
3.	松阪市総合計画策定チャート	194
4.	松阪市総合計画策定の経過	195
5.	用語解説	196
6.	図表（ネットワーク）	201



序

論



I 総合計画の性格

1 計画策定の趣旨

平成17年1月に松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の1市4町が合併し新「松阪市」が誕生しました。平成18年度を初年度とする松阪市総合計画は、本市にとって新たな時代の第一歩を踏み出すものです。

新たなスタート台に立ち、本市のこれからの都市（まち）づくりを考えると、歴史的にも地勢的にも南三重の交通の要衝としてその中心的位置を占めてきた本市が、今後この地域の発展をリードしていくための足がかりとなるべく、新時代にふさわしいまちづくりの方向性を示し、それを実現するために松阪市総合計画を策定するものです。

2 計画の意義と役割

新しい松阪市を建設していくための計画として、「新市建設計画」が平成15年に策定されました。「新市建設計画」は、新しい松阪市を建設していくための基本方針を定めるとともに、その方針に基づいたハード・ソフト両面にわたる総合的、計画的な施策の展開を定め、その実現をはかることにより、本市全域における均衡ある発展と住民福祉の向上をはかることを目的としています。

そのような中、都市をとりまく環境は、少子高齢時代の到来による人口減少問題、防災・危機管理対策、地球環境問題など時代の変化に伴う行政課題への的確な対応が求められています。

そこで、総合計画の策定にあたっては、「新市建設計画」の趣旨を尊重するとともに、このような行政課題を十分に認識したうえで、松阪市総合計画審議会の答申をはじめ、市民意識調査や市民懇談会の実施など計画策定過程において多様な市民参加に努め、この総合計画がより広い視野を持った市民共有の指針となるよう策定しました。

3 計画の期間と構成

(1) 計画の期間

松阪市総合計画の計画期間は、平成18年度から27年度までの10年間とします。

(2) 計画の構成

松阪市総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想

基本構想は、市民と行政が力をあわせてつくりあげる都市（まち）の将来像である「都市像」を示すとともに、都市像を実現するために、「都市（まち）のビジョン」として都市（まち）の将来展望を掲げています。そして、都市像の実現をめざして、行政政策を戦略的に展開するために「行政の戦略的展開」において基本的な考え方を示すとともに、「施策の大綱」において具体的な施策として展開しています。

基本計画

基本計画は、基本構想で示された将来像や政策などを具体的に進めるため、政策、施策、事業の体系や内容を明らかにし、行財政運営を総合的かつ計画的なものとするための基本指針とします。基本計画は、前期計画5年、後期計画5年とします。

実施計画

実施計画は基本計画に示された政策、施策、事業の達成をめざし、施策や事業を具体的に進める指針とします。実施計画は3年計画として、毎年度ローリングしていきます。



Ⅱ 時代の潮流

私たちをとりまく社会情勢は、大きく転換しようとしています。これからの都市（まち）づくりを左右する社会の動向と求められることがらを、安全が求められる時代、環境に配慮する時代、少子高齢・人口減少時代、共生の時代、高度情報時代、新しい公共の時代という6つの時代の流れに整理しました。

1 安全が求められる時代

都市（まち）における安全の確保は、近年に増して高まっています。地震、台風等による暴風雨や局地的な集中豪雨など自然的なものをはじめ、犯罪、交通事故、食品の不正表示や食料品への化学物質の添加、アスベスト問題などの人為的なものまで、住民の生命そして財産をおびやかすことがらは多岐にわたります。加えて、感染症やテロ、有事による安全保障など、今までは国レベルでの責任と考えられていたことも地方にもその責任の一端がある時代となっています。

このような中、市民が安心して暮らすことのできる安全な都市（まち）づくりのためには、自らの地域は自らが守るという連帯意識のもと、総合的な防災対策と危機管理体制の充実、そして、防犯、消防、交通事故防止、食品衛生、国民保護などの日常生活における安全性の向上をめざした取り組みが求められています。

2 環境に配慮する時代

大量生産、大量消費、大量廃棄を背景とした私たちの日常生活や事業活動は、自然の浄化能力をはるかに超えたものになり、河川や海の水質汚濁や、地下水の汚染、ダイオキシン類による環境汚染など身近な環境問題から、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題まで、その影響は計り知れないものがありその対策と解決が急がれています。

このような中、私たちの豊かな暮らしを維持していくためには、市民生活から産業まで、すべての活動が自然や環境に配慮し環境への負荷を極小化していくことで、持続可能な社会を構築することが求められています。

3 少子高齢・人口減少時代

日本における平成16（2004）年の合計特殊出生率は、1.29と過去最低を記録し、日本の人口は2006年をピークに以後減少していくと予測されています。

また、平成16（2004）年10月の高齢化率は19.5%となっており、将来推計人口によれば2020年代には高齢化率が28～29%に達し、10人に3人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えるといわれています。

松阪市においても総人口は平成18年をピークにその後減少し、さらに、高齢化率は10年後の平成27年には26.8%と推計され、超高齢社会の到来が予想されます。

少子高齢化や人口減少が与える影響については、社会保障費負担の増加や労働力減少による経済活力の減退などの経済的影響と、子どもの自立や社会性の減退、地域社会における活力の低下などの社会的影響があります。

少子高齢・人口減少時代に向けて、子どもが健康に育つ社会、子どもを生子、育てることに喜びを感じることができる社会、そして高齢者が知識と経験を生かして地域社会の担い手として活躍できる社会の構築が求められています。

4 共生の時代

国境を越えた人や情報、モノの動きは、経済活動のグローバル化に伴い、松阪市においても外国籍の住民が増加しています。また、身近な市民生活においても、市民一人ひとりの人権が尊重された社会が前提になっていますが、本市では市町村合併の流れの中、それぞれ生活や文化で個性を持っていたまちや地域がひとつになり、多様な個性を尊重しつつ新たな個性の創造に向かうことで、新しい都市（まち）の発展が求められています。

このような中、新しい松阪市では、それぞれの地域や性別、国籍、民族、文化、生活様式を尊重するとともに、お互いに理解しあって共に生かすことのできる共生社会の構築が求められています。

5 高度情報時代

21世紀は情報の時代であるといわれています。情報通信技術の飛躍的な発展により、多くの情報と知識を瞬時に得ることが可能となりました。そして、そこから創造される高度な付加価値は、私たちの豊かな生活を支える原動力として期待されています。

今後は、日常生活においても、情報ネットワークを介して各種のサービスを利用できるだけでなく、情報手段を活用して、場所や時間から自由に働くテレワーク人口も増加すると予想され、住む場所や働く場所の選択の幅が広がるなど、情報通信技術の発達は人びとの暮らしや仕事のあり方に大きな変革をもたらします。

このような情報通信ネットワークのさらなる活用を通じて、合併後広大な面積と多様な地域や文化を持つ松阪市では、行政サービスの効率性と利便性の向上をはかるとともに、さまざまな情報発信により中山間地域の優れた自然環境や地域の個性を生かすことができる時代が予想されます。

このように高度情報社会が進展する中、情報弱者を生まないためにこれらのネットワークの利用促進と定着を進めるための人材育成や、市民への啓発活動を進めることが求められています。

6 新しい公共の時代

国と地方との役割分担を明確にした地方分権一括法の施行により、地方分権改革はまず第一歩を踏み出しました。今後の行政サービスは、「補完性の原理」に基づき、住民にもっとも身近な市町村で行うという「基礎自治体優先の原則」がこれまで以上に求められます。

このためには、今後基礎自治体は、住民に最も身近な総合的行政主体として、これまで以上に自らの財政基盤を確立するとともに政策形成能力の向上をはかることが求められてきます。しかし、近年税収の落ち込みなどにより、地方の財政も国同様厳しい状況が続いています。このため、今後とも地方財政全般にわたり歳入の確保とともに歳出の抑制が求められます。

このことから今後の行政サービスについては、民間資金の活用や民間委託の推進、市民満足度の向上を重視した取り組みなど、コスト意識を持った取り組みとともに、政策の選択と集中など市民にとって効果的な行政運営が一層求められてきます。

また、地方分権改革がめざすべき分権社会は、地域における自己決定と自己責任の原則が求められ、団体自治ばかりでなく住民自治も重視されています。このことにより、都市内分権と住民自治の拡充をはかりつつ、住民と行政のパートナーシップを発揮し、行政をはじめ住民やコミュニティ組織、NPOなど多様な主体が協働・連携して、地域社会において新しい公共のあり方を追求して、今後のまちづくりに取り組んでいくことが求められています。





III 本市の現況と特性

本市の歴史・文化、自然、生活環境はもとより、市民の視点からみた本市の特性を的確に把握し分析することで、よりよい計画づくりをめざします。

1 歴史と文化

松阪市には、国内最古の土偶が出土した粥見井尻遺跡や祭祀場として知られる国指定史跡の天白遺跡などがあり、この地域が縄文時代の昔から繁栄してきたことを物語っています。また、伊勢地方で最大の大きさである宝塚古墳の存在により、5世紀には市域を含む伊勢平野の広い範囲に影響をおよぼしていた「王」が存在していたと推測されています。

奈良、平安時代には、都と東国とを結び、また伊勢神宮を中心とする道路網が開かれ、参宮街道や伊勢本街道が大和をはじめとする要所と伊勢を結ぶ街道として重要な役割を果たし、この地の発展に大きな影響を与えました。

そして、天正16（1588）年、蒲生氏郷の松阪開府により、参宮街道が松阪の町中を通るようになりました。その後、松阪は江戸期を通じて和歌山街道が参宮街道と合流する交通上の要地であり宿場町として栄えました。市場庄の家並みや波瀬の本陣跡は当時の賑わいをしのばせます。



市場庄の家並み

また、交通上の要地としての利点と氏郷の商業保護のまちづくりにより、この地は江戸期を通じて商人のまちとして繁栄します。商人の持つ富、そして江戸や京都から得た情報と自由闊達な商人気質は、松阪商人の三井高利、国学者の本居宣長、北海道の名づけ親である松浦武四郎など世に知れた人びとを輩出してきました。



松阪商人の館

明治、大正、昭和の時代を経て、今日、国道23・42・166号が走り交差する交通の要衝として17万人余りが生活する地域を形成してきました。1市4町の合併により新しく生まれた松阪市は、今後、南三重の中心都市としての役割を担うべくさらなる発展が期待されています。

2 地理と自然

本市は、三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は明和町、多気町、大台町、北は雲出川を隔てて津市に接しています。地形は、西部一帯が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地で、東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れています。

面積は、東西50km、南北37kmと東西に細長く延び、総面積で623.8km²を有し、三重県全体の10.8%を占めています。地目別にみると、農地82.06km² (13.2%)、宅地27.98km² (4.5%)、山林429.57km² (68.9%) となっており山林の占める割合が高くなっています。

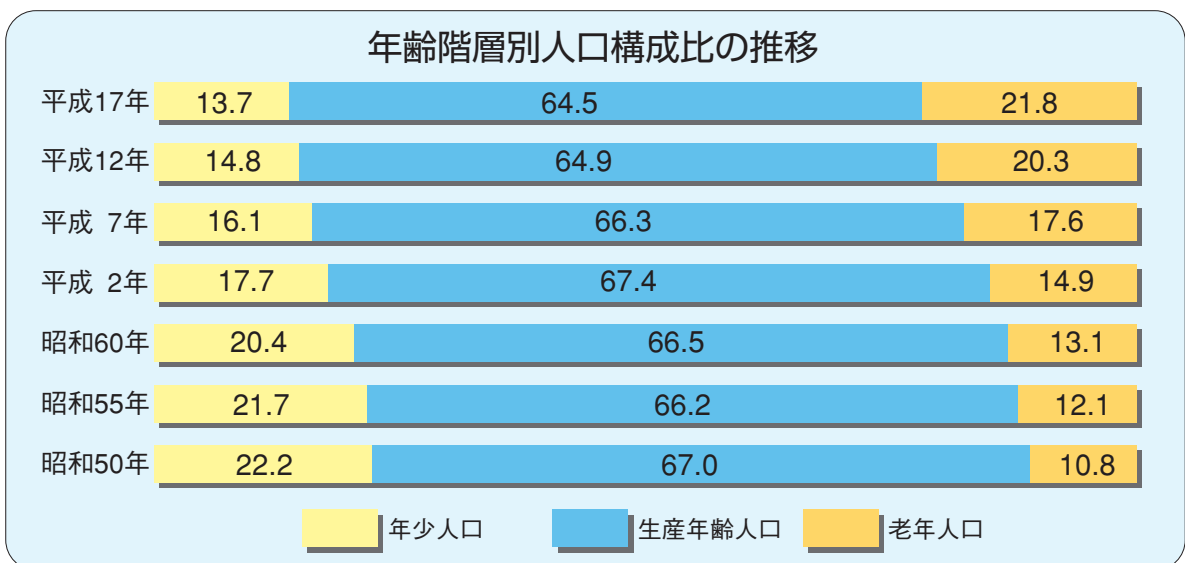
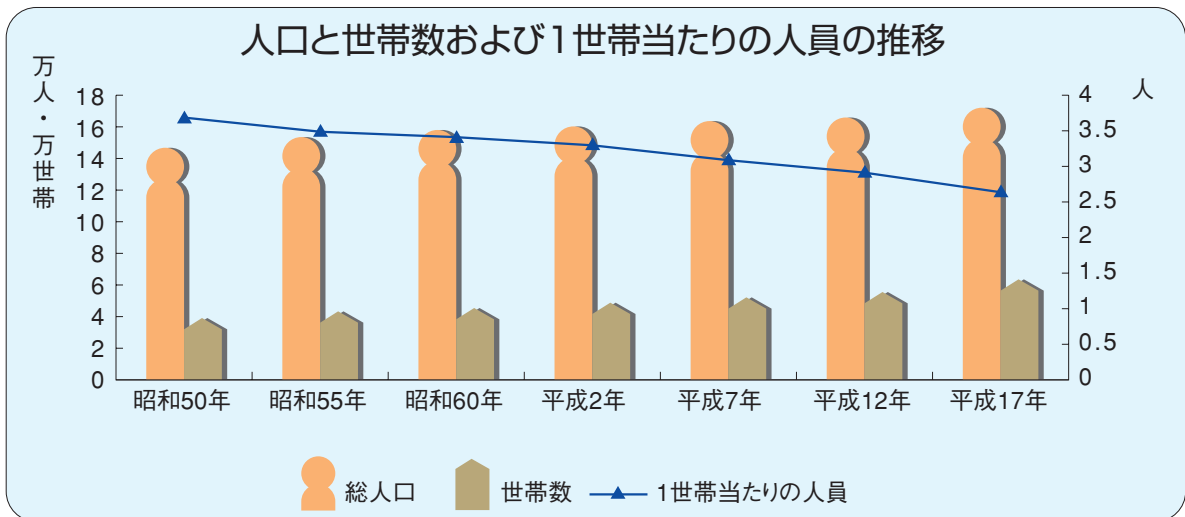
気象状況は、概ね東海型の気候区に属し、西部は寒暑の差がやや大きく内陸的な特性を持っています。年間平均気温は14℃～16℃で、降水量は平野部で1,500mm程度ですが、山間部では2,000～2,500mmとかなり多くなっています。全般的には温暖でおだやかな気候となっています。



3 人口と世帯

平成17年における総人口は170,723人で、県全体の9.1%を占めており、概ね平野部では微増傾向にあるのに対し、中山間部では減少傾向にあります。世帯数は、平成17年が64,027世帯で、昭和50年の39,858世帯に比べ30年間で1.6倍の伸びを示しています。1世帯当たりの人員は年々減少し、平成17年は3人を下回る2.67人となっています。

また、年齢階層別人口構成比は、昭和50年以降、年少人口（0～14歳）比率が減少する一方で、老年人口（65歳以上）比率は、増加傾向にあり平成7年には老年人口の比率が年少人口の比率を上回り、以降この傾向が続き本市においても少子高齢化の傾向が示されています。

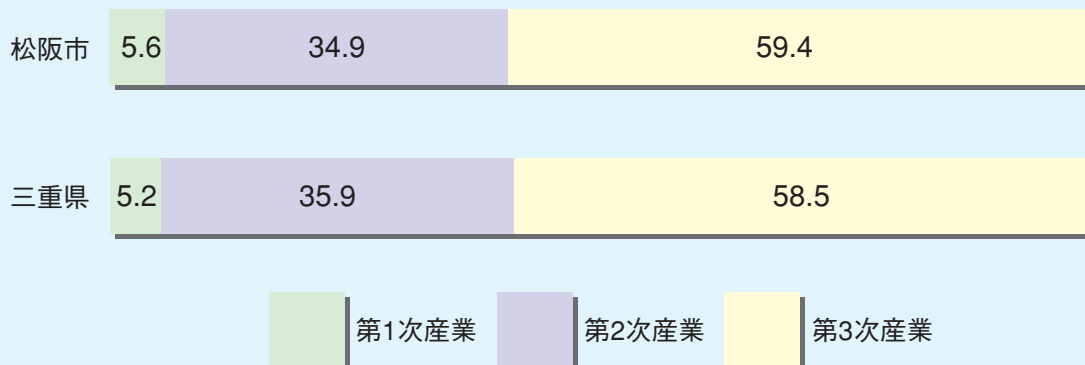


*平成17年における総人口は、住民基本台帳と外国人登録原票の合計による(9月1日現在)。他のデータは国勢調査による。

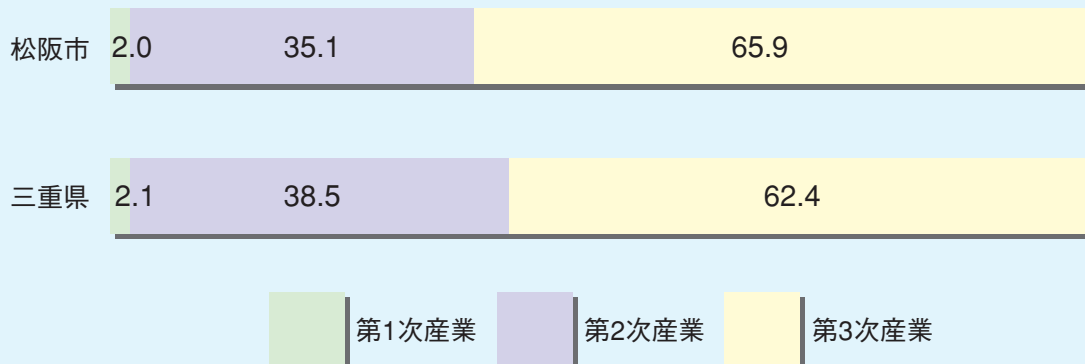
4 産業と経済

平成12年の国勢調査による合併以前の5市町（松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町）の就業者は、82,997人で県全体の8.9%を占めています。また、同年度の総生産額は5,884億4,800万円で、県全体の8.5%を占めています。就業者数と総生産額は、第1次産業では三重県の産業別構成比の値と比較して大きく差はないものの、第2次産業では就業者で1.0ポイント、生産額で3.4ポイント低く、逆に第3次産業では就業者で0.9ポイント、生産額で3.5ポイント高くなっています。

松阪市と三重県の産業別就業者数の構成比（平成12年度）



松阪市と三重県の産業別総生産額の構成比（平成12年度）



5 市民意識調査からみた本市の特性

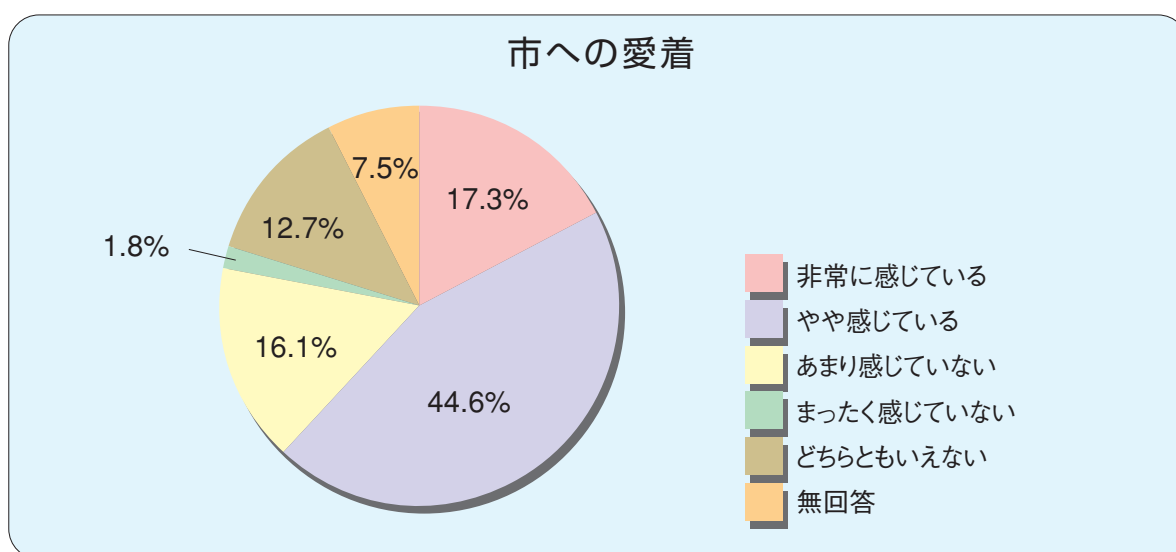
(1) 調査の目的と回収の状況

松阪市総合計画の策定にあたり、市民の生活意識や市政全般、今後の都市（まち）づくりについての意見、要望などを把握することにより、今後の住みよい都市（まち）づくりに向けての各種施策の基礎資料を得ることを目的として「松阪市民意識調査」を実施しました。

- ・ 調査時期 平成17年6月
- ・ 調査区域 松阪市域全般
- ・ 調査対象 市内在住の15歳以上の男女
- ・ 対象者数 4,000人
- ・ 抽出方法 無作為抽出法
- ・ 回収率 49.0%

(2) 市への愛着

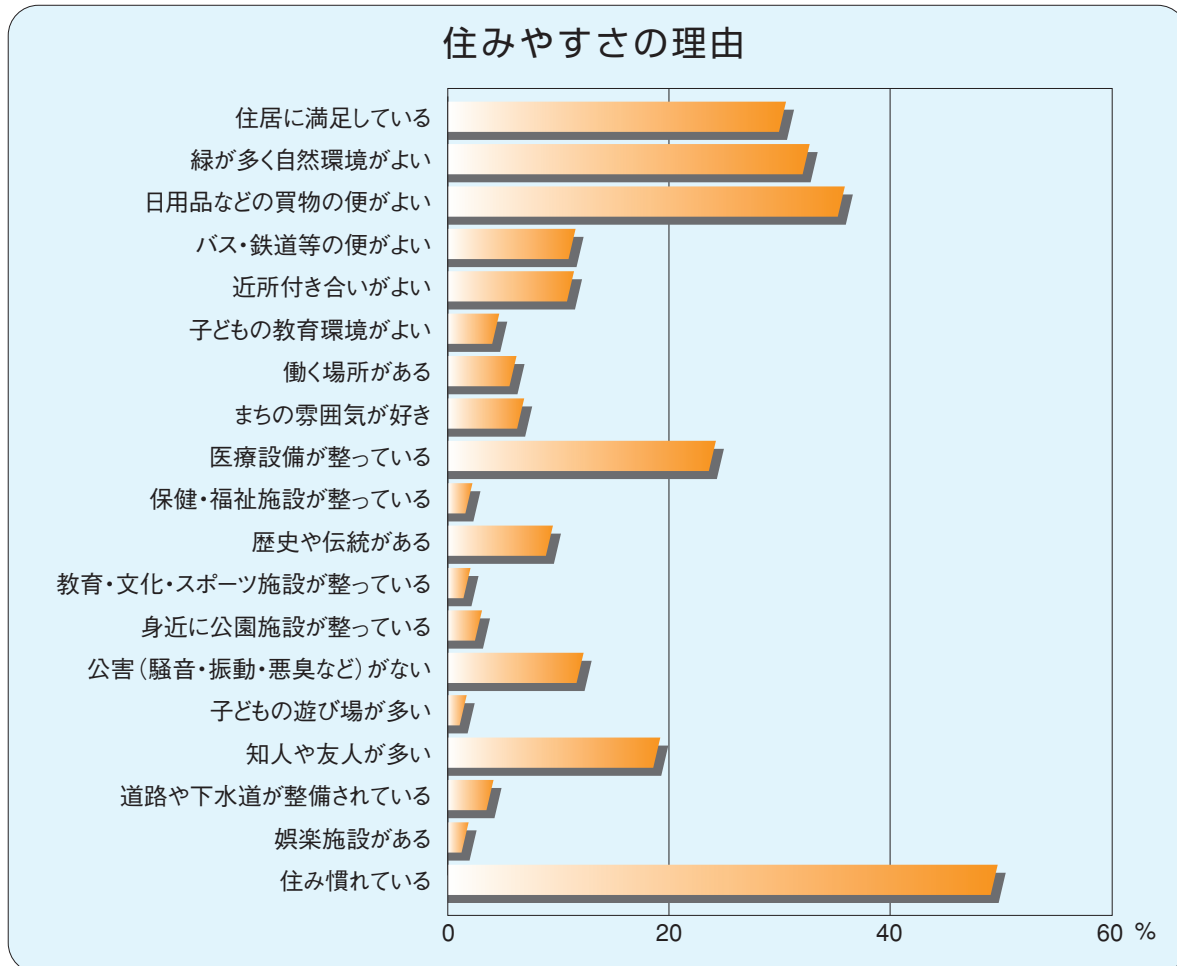
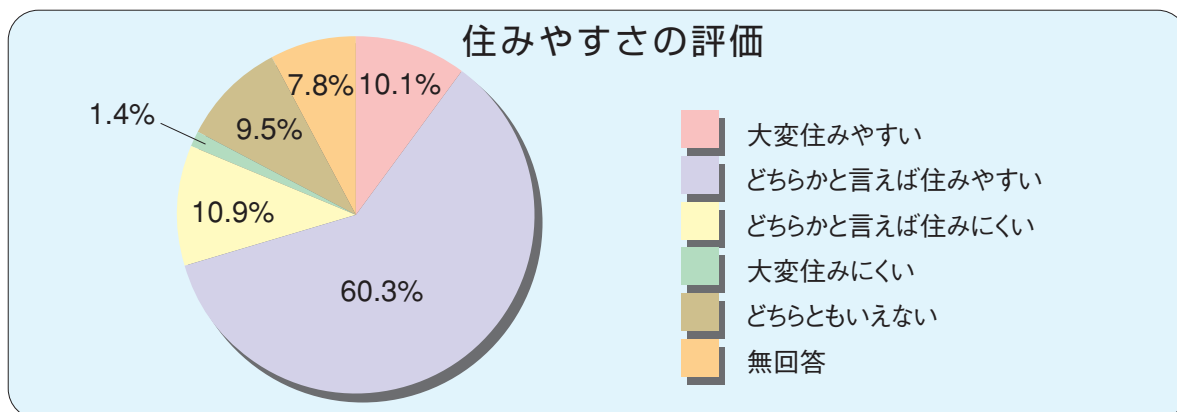
本市への愛着や親しみについては、「やや感じている」が44.6%と最も多く、これに「非常に感じている」（17.3%）をあわせた、“愛着や親しみを感じている人”が約6割（61.9%）を占めています。



Ⅲ 本市の現況と特性

(3) 市の住みやすさ

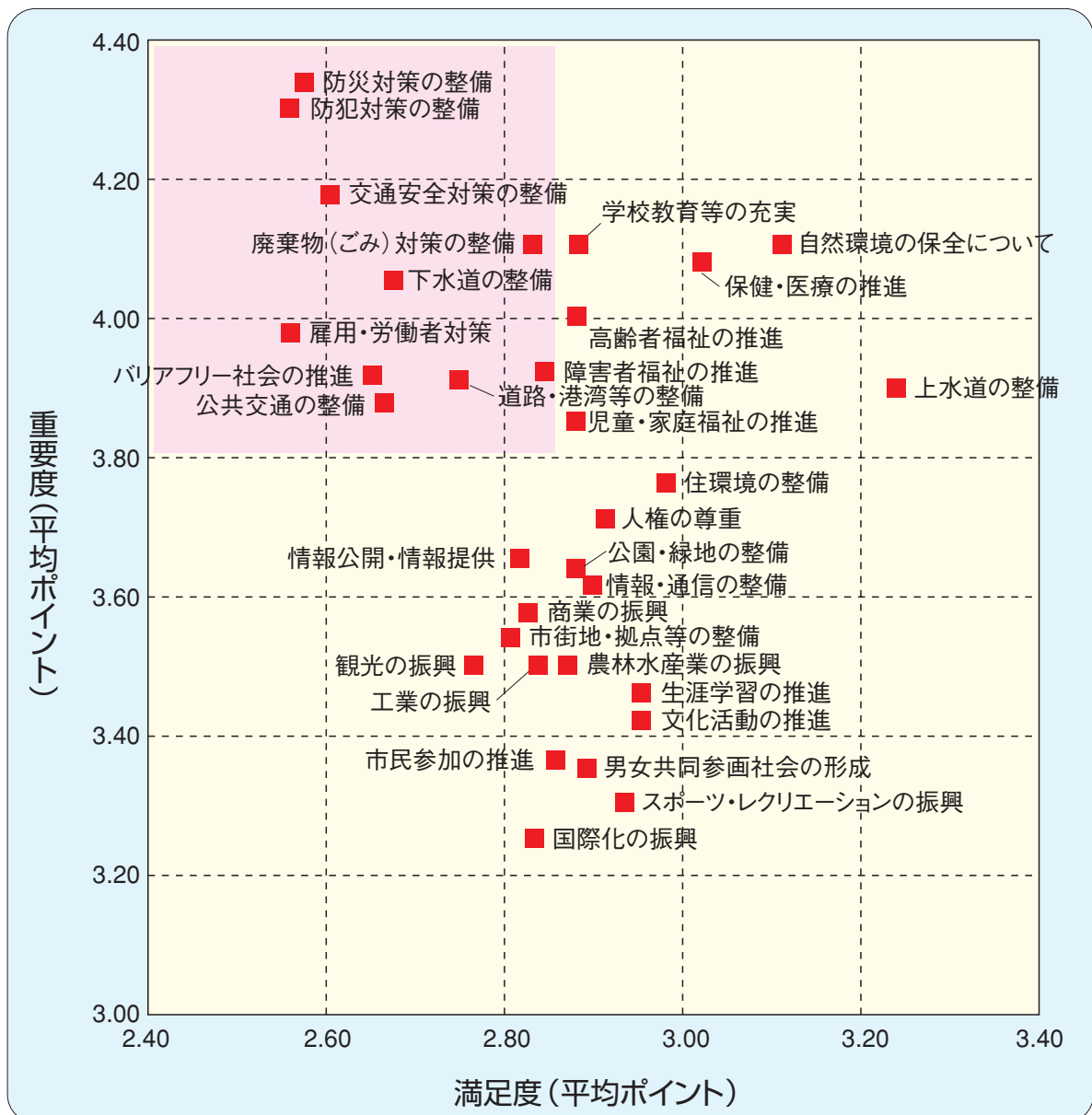
本市の住みやすさについては、「どちらかと言えば住みやすい」が60.3%と最も多く、これに「大変住みやすい」(10.1%)をあわせた“住みやすいと感じている人”が約7割(70.4%)を占めています。また、住みやすい理由として、「住み慣れている」(53.2%)が最も多く、次いで「日用品などの買物の便がよい」(38.2%)、「緑が多く自然環境がよい」(34.8%)、「住居に満足している」(32.5%)、「医療施設が整っている」(25.8%)の順となっています。



(4) 市民満足度調査

市民生活に関係の深い施策や事業32項目について、その満足度と重要度を調査し、それぞれの満足度と重要度の平均ポイントを散布図に表すと以下のようになります。この散布図で満足度が低く、重要度が高い項目ほど優先順位が高くなります。今回の調査で高い優先度を示した項目としては、「防災対策の整備」、「防犯対策の整備」、「交通安全対策の整備」、「廃棄物（ごみ）対策の整備」、「下水道の整備」、「雇用・労働者対策」などがあげられました。

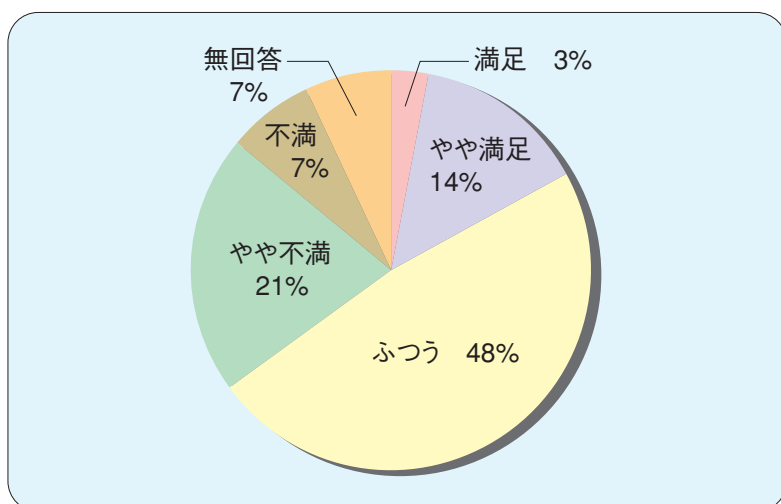
〔施策の重要度と満足度〕



Ⅲ 本市の現況と特性

(5) 行政総合満足度

市政に対する満足度では、約5割の人が「ふつう」と回答しています。しかし、「不満」、「やや不満」をあわせた“不満に感じている人”も全体の約3割に達しています。





IV 本市の主要課題

時代の潮流や本市の現況と特性をふまえ、計画策定にあたって9つの視点から本市の課題を設定しました。

1 市民生活における安全の確保



防災訓練

三重県全域は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、本市においても、地震をはじめとする大規模な自然災害への対応が求められています。また、市民意識調査では、防災・防犯・交通安全対策の整備に対する市民のニーズが高く、今後の課題となっています。

このことから、ハード・ソフト両面にわたる総合的な防災都市づくりを推進する一方、市民生活上の安全の確保から防犯対策、交通安全対策とともに市民の消費生活の安全の確保に対する取り組みを進める必要があります。

また、有事における安全の確保についても、三重県と連携し市民の保護に対する取り組みを検討していく必要があります。

2 快適な都市機能の整備



伊勢中川駅夕景

合併により新しく生まれた本市は、広大な市域の中に、市街地をはじめ山から海まで多様な地域があり、新しい市の都市機能を一体的に進めるには、これら地域の特性を生かした都市基盤や生活基盤の整備に努める必要があります。また、市民意識調査の結果から、道路・港湾の整備、下水道の整備、公共交通の整備など都市基盤の整備における市民ニーズも高いことから、これまで蓄積してきた都市基盤を活用し、効率的に整備を進めることにより快適都市の実現をめざす必要があります。

3 環境配慮型社会の実現



ペットボトルのリサイクル

山から海まで広大な市域を有する本市では、山、川、海のそれぞれの過程を一体的に考えて環境保全の取り組みを進める必要があります。また、市民意識調査の結果により、ごみ対策への取り組みに高い優先度が示されており、リサイクルなど発生源までさかのぼった廃棄物対策を進め、環境に負荷の少ない持続可能な環境配慮型社会を築いていかなければなりません。

4 少子高齢社会への対応



親子クッキング

本市においても、年少人口の減少とともに老年人口が増加するものと予想され、確実に進行する少子高齢社会への対応が求められています。加えて、中山間地域では、少子高齢化とともに進行する過疎化への対応が大きな課題となっています。

市民意識調査によると、少子化対策の有効施策として子育ての経済的負担の軽減や働く女性への対応など家庭への支援を求める声も多く、地域を含めた社会全体で子育てを支える取り組みを進めるなど、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進める必要があります。

また、高齢化対策に関しては、将来の不安として自分自身や配偶者の健康や経済的不安をあげる高齢者が多いことから、高齢者が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができ、社会を構成する重要な一員として尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

また、高齢化対策に関しては、将来の不安として自分自身や配偶者の健康や経済的不安をあげる高齢者が多いことから、高齢者が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができ、社会を構成する重要な一員として尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

5 質の高い教育と文化の創出



三重中京大 公開講座

少子化が進む中、本市の未来を担う子どもたちに対する質の高い教育が求められています。基礎的な教育は、社会の構成員として自立して生活する力を養うとともに、地域を支える貴重な人材を育てるという重要かつ基礎的な役割を果たします。加えて、情報社会の到来により、高等教育や生涯学習へのニーズが高まる中、リカレント教育の重要性も増えています。このことから、社会的基盤としての教育の質を高めるための

教育環境の整備を進める必要があります。

また、合併により市域の広がった本市には、それぞれの地域に個性的な歴史・文化資源などがあり、特色ある地域づくりに寄与しています。今後は、これら文化の多様性を尊重しつつ、これらの文化を融合して新しい松阪としての文化を創出していく必要があります。

6 地域活性化の推進



海上アクセスイメージイラスト

地域の活性化をはかるうえでは、地域産業を振興することが重要です。市民意識調査では、雇用・勤労者対策が高い優先度を示しており、地域での産業振興による雇用確保に取り組んでいく必要があります。また、今後急激な経済発展が望めない中では、それぞれの地域特性にあった振興整備により地域の活性化を果たしていくことも必要です。そのためには、海上アクセス

松阪ルートを活用し、観光をはじめ歴史・文化資源や地場産業を総合的に結びつけた地域振興に、本市および南三重地域が一体となって取り組んでいく必要があります。

中心市街地では、従来からの都市のストックを活用するなどコンパクトなまちづくりが求められる中、新市街地では計画的な都市づくりを進めていく必要があります。さらに、過疎化が進行すると考えられる中山間地域などにおいては、地域の自然環境や文化資源を活用した観光レクリエーション産業の振興とともに地域社会の維持を念頭に入れた地域の活性化に取り組む必要があります。

IV 本市の主要課題

7 共生社会の実現



生活オリエンテーション

すべての市民が安心して幸せに暮らすためには、市民一人ひとりが個人として尊重され、自由、平等な生活を送ることのできる人権が尊重された社会の実現が必要です。

このような中、本市においても近年、居住する外国人市民が増えています。文化、言語、宗教、習慣などの多様性を受け入れ、お互いが尊重しあうことを通じて地域の国際化を進め、多文化共生社会の実現をめざす必要があります。

8 高度情報社会への対応



パソコン教室

高度情報社会に対応していくために、情報通信ネットワークのさらなる活用を通じて、行政サービスの効率性と利便性の向上をはかるとともに、情報弱者を生まないために、これらのネットワークの利用促進と定着を進めるための人材育成や市民への啓発活動を進める必要があります。

特に、広大な面積と中山間地域を抱える本市では、情報通信ネットワークを活用した人びとの活動範囲の拡大や地域情報の内外への発信に役立てるなど、これら地域の地理的、地勢的課題の解決に努める必要があります。

また一方で、プライバシーの侵害や個人情報の流出といった情報化によるデメリットに対する情報セキュリティポリシーの策定や高度情報化による情報格差に対する取り組みを進めていく必要があります。

IV 本市の主要課題

9 新しい公共への取り組み

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、自主性、自立性の高い市政運営とともに、多様化する市民のニーズに対して迅速かつ的確な行政サービスの提供が求められています。

しかし、本市においては厳しい財政事情にあり、今後の行政運営にあたっては、行政課題の優先順位を明確にし、政策の選択と集中など市民にとって効果的な行政運営に努める必要があります。そのため、民間資金の活用や民間委託を推進するなど経済的な効果をはかるとともに、市民満足度の向上を重視した効率的で効果的な行政運営に取り組むことが必要です。

そして、自治体の政策形成能力の向上とともに、情報公開や情報提供により自治体としての説明責任を果たし、行財政運営の透明性を向上させる必要があります。

また、情報の共有化をはじめとした市民の参加・参画・協働を進めることにより、地域マネジメントなど新しい公共のしくみによる地域協働の行政運営に努め、市民自身が新しい松阪市の創造に参加していける行政運営に努めていかなければなりません。



A vertical strip of a lush forest scene. The top half shows dense green foliage and tree trunks. The bottom half shows a stream with white water rapids, with pink blossoms hanging over the water from the left side.

基 本 構 想



I 都市像

市民と行政が力をあわせてつくりあげる都市（まち）のすがたを描くとともに、都市像を実現するための3つの基本的な考え方を示しました。

1 将来の都市像

新しい松阪市は、すばらしいまちの個性をかねそなえた5市町が合併して誕生しました。本市を眺めてみると、高見山地より連なる美しい山並み、櫛田川、阪内川、中村川をはじめとする清らかで美しい流れ、そして伊勢湾の海と豊かな自然の恵みを感じることができます。そして、この豊かな自然と、これまで築いてきた多様な個性は、将来世代に誇りを持って伝えていくべき新しい都市（まち）のアイデンティティであると考えます。さらに、市民・地域のそれぞれの個性を尊重しながら互いに交流を深め、より広い視野に立って、新しい都市（まち）の個性を創造していきたいと願います。

それによって、これまでの生活・文化・産業にさらに磨きがかかり、市民一人ひとりが、そして、個々の地域が光り輝き、市民のだれもが誇りと愛着を持ち、美しさに満ちた質の高い郷土づくりをめざし、将来の都市（まち）のすがたを『市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市 まつさか』とします。

**『市民・地域の個性が光り輝き、
誇りと美しさを備えた交流都市 まつさか』**

2 都市像実現のための基本的考え方

(1) 市民・行政の協働による都市（まち）づくり

地方分権一括法の施行以来進展してきた分権社会では、補完性の原理に基づき、まずもって市民が、そして、地域、自治体がというように、それぞれの主体に自己決定・自己責任が求められています。このような社会にあっては、行政の果たす役割の重要性は当然のことですが、地域社会を構成する市民や市民活動団体、企業、大学など多様な主体の活動や知恵の如何が都市（まち）づくりの方向や成果に大きな影響を与えます。

今後の都市（まち）づくりにあたっては、政策形成過程から市民や市民活動団体、企業、大学など多様な主体の参加・参画・協働を進め、お互いがパートナーとして地域の経営にあたる、「“市民の個性が光り輝く”市民・行政の協働による都市（まち）づくり」を基調とします。

(2) 地域社会・コミュニティを重視した都市（まち）づくり

地域社会・コミュニティは、市民が生活する最も基礎的な「場」です。同時に、地域社会・コミュニティは、地域の問題・課題を市民が自主的に解決する“市民自治”の基盤でもあります。

今後の都市（まち）づくりにあたっては、地域自治と都市内分権の新しいしくみに基づいた、「“地域の個性が光り輝く”地域社会・コミュニティを重視した都市（まち）づくり」を基調とします。

(3) 交流と連携を生かした都市（まち）づくり

本市は、山間部から海岸部に至る広大な市域の中に、多様で個性豊かな地域が多く含まれています。この多様で豊かな個性を高め、本市発展の原動力としていくためには、市内の地域間や分野間での交流と連携を活発化させ、その営みの中から生活、文化、産業などの分野をとおして新しい価値の創造をはかっていく必要があります。

また、松阪市に新しい息吹を吹き込むためには、このような“域内交流”に加えて、域外との都市間交流や国際交流の促進が求められてきます。

今後の都市（まち）づくりにあたっては、交流・連携の基盤づくりはもちろんのこと、活動の場づくりやネットワークづくりも同時に進める「“誇りと美しさを備えた”交流と連携を生かした都市（まち）づくり」を基調とします。





Ⅱ 将来人口

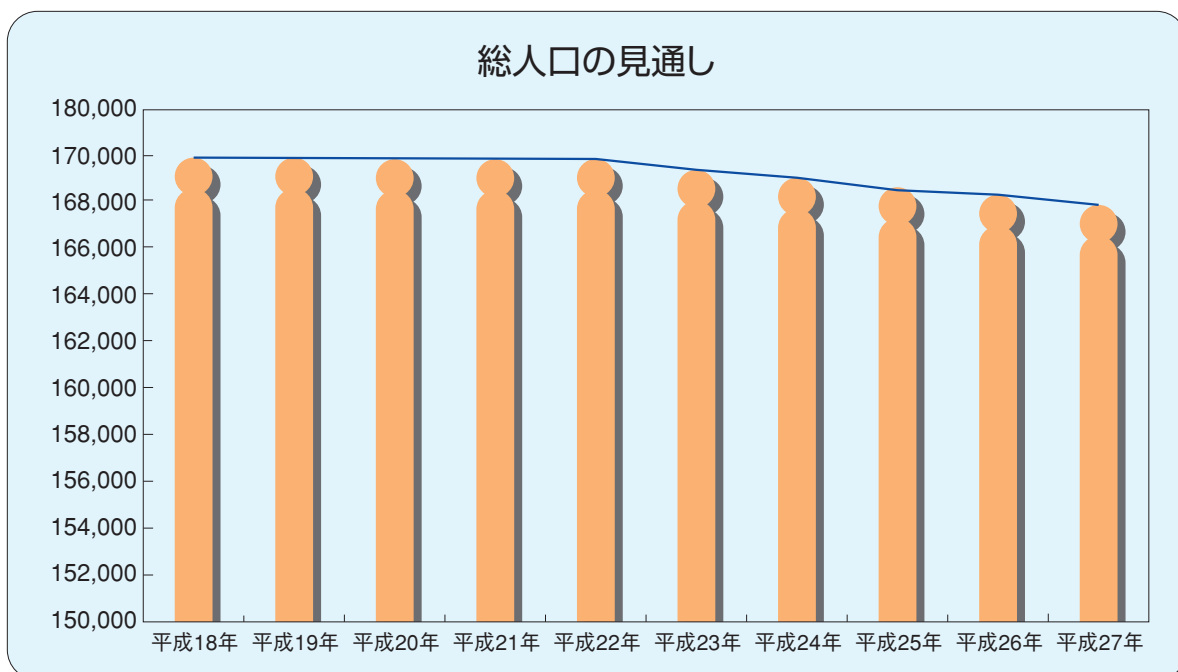
都市像の実現をめざすにあたり、市政運営を進めるための目安として将来人口フレームを設定します。

総人口

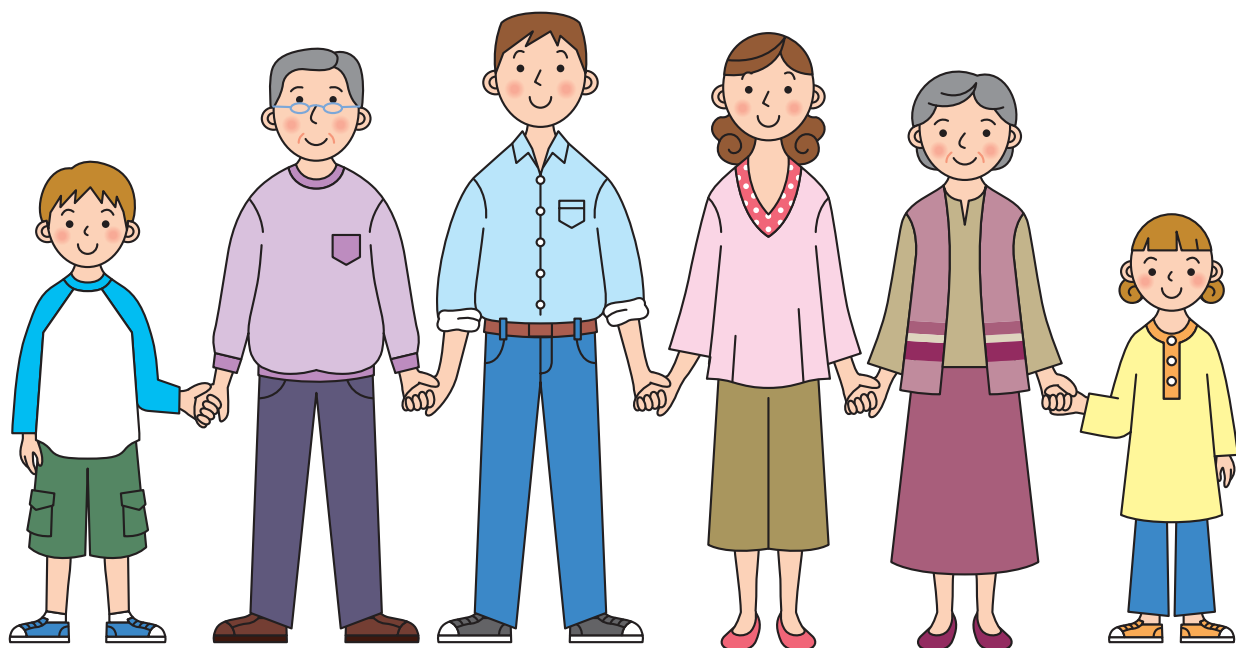
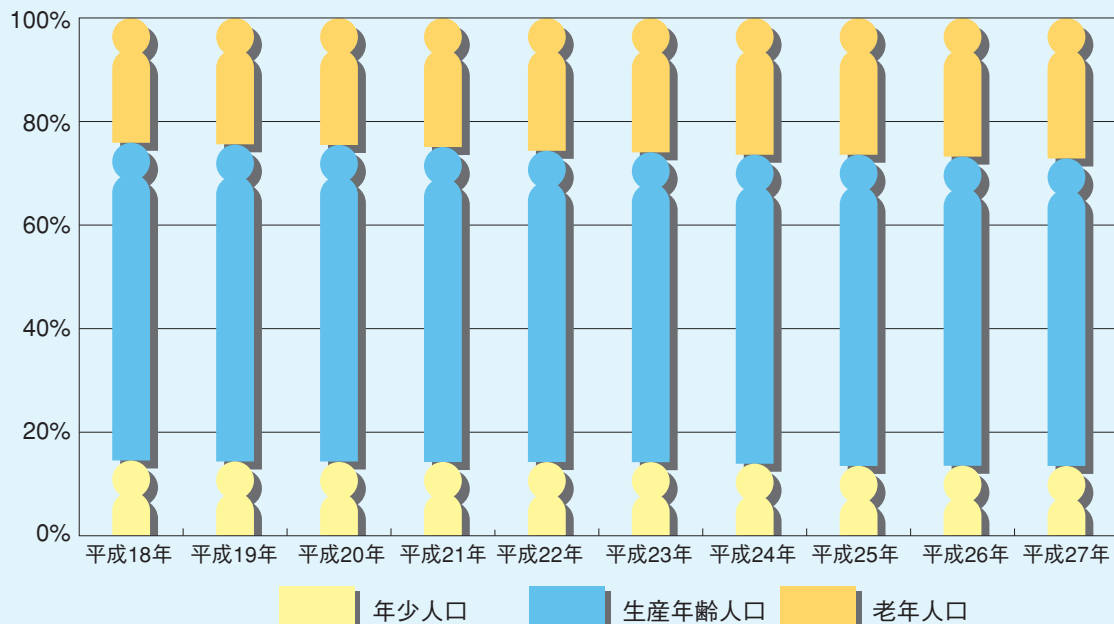
本市の総人口は緩やかながら増加の傾向を示しており、この20年間で約1万人増えています。今後の本市の人口の推移について、平成7年と平成12年の国勢調査による人口の実数値をもとに、コーホート法を用いて将来人口を推計した結果、下のグラフが示すように急激な人口の減少はないものの緩やかに減少していくことが予想され、平成27年における人口の見とおしはおよそ168,000人となっています。また、年齢階層別人口構成比については、年少人口と生産年齢人口の比率が減少する一方で、老年人口が増加する傾向がうかがえ、平成27年における各階層の比率は、年少人口13.5%、生産年齢人口59.7%、老年人口26.8%と予想されます。

このことから、持続可能なまちづくりをめざすために、本計画の施策・事業を展開するフレームとして、本市の総人口を以下のように設定します。

【平成27年】 総人口 170,000人



年齢階層別人口構成比の推移





III 都市(まち)のビジョン

本市が都市像を実現するにあたり、都市(まち)の将来展望を7つの視点に基づいて示しました。これら7つの都市(まち)のビジョンを分野別政策として位置づけ総合的かつ効果的に施策を展開します。



1. やすらぎある安全なまち



今日の市民生活にあっては、社会情勢や生活様式の変化により、日常の災害や交通事故、犯罪などさまざまな問題が複雑化、多様化しています。また、大規模な自然災害の発生が懸念される中で、市民の不安はますます高まっています。これらさまざまな災害や有事から市民の生命や財産を守るため、防災、防犯、消防および住民保護対策の強化など総合的な対策に努めることでやすらぎある安全なまちをめざします。



2. 快適で機能的なまち



快適かつ利便性のよい暮らしが求められる中で、その生活基盤である道路や市街地、上下水道の整備など、都市機能の充実をはかるとともに、景観や住環境に配慮した快適でゆとりある美しい都市景観を形成するため、計画的、総合的に都市基盤の整備を進めることにより快適で機能的なまちをめざします。



3. 環境に配慮するまち



環境問題に対する市民の関心が高まる中で、だれもが安心して快適に暮らすことのできる、うるおいある豊かな環境づくりを推進するため、市民意識の高揚に努めるとともに、公害防止対策の推進や廃棄物の適正処理、新エネルギーの活用を進め、環境への負荷の少ない持続可能な資源循環型社会の実現をはかることで環境に配慮するまちをめざします。



4. 健やかでいきいき暮らせるまち



市民が生涯にわたり、地域社会において福祉活動をはじめ多様な社会的活動に参加する機会を確保され、また健やかで充実した生活を営むことができる地域福祉の推進や、市民が子どもを安心して産み、健やかに育てることのできる福祉のまちづくりをめざします。また、高齢者が知識と経験を生かして地域社会の担い手として活躍でき、生きがいを持って元気に生活できるようなコミュニティづくりを進めることで健やかでいきいき暮らせるまちをめざします。



5. 質の高い教育・文化にふれあうまち



情報社会が進むことに加え、都市内分権と住民自治の拡充により、地域において自己決定と自己責任が求められようとしています。

このことから、自己の充実や生活の質の向上そして地域を支える人づくりを進めるためにも、幼児教育、義務教育、高校・高等教育またリカレント教育や生涯学習活動など生涯をとおして継続して学習できる教育環境の整備を通じて質の高い教育サービスの提供をめざします。

また、それぞれの地域には多様で貴重な歴史・文化資源などがあり、それを地域の特性として尊重しつつ、それぞれの歴史・文化資源などを一体的に活用することにより、新しい「松阪」としての文化の創出に努めることで質の高い教育・文化のふれあうまちをめざします。

大丈夫!!
松阪市だからこそ
質の高い教育が実現
できるのでは…



子ども達の教育は
大丈夫かしら?





6. にぎわいと活力あふれるまち



南三重の交通の結節点としての利便性や、多様で豊かな自然などの地域資源を生かし、農林水産業、商業、工業、観光などの地域産業の振興や基盤整備に取り組みます。さらに、今後発展が期待される環境、情報通信、生活関連分野での産業振興に努めます。

また、コミュニティビジネスや地産地消の推進により、地域内で循環するしくみについても取り組みを進めるとともに、中心市街地の再生や海上アクセス松阪ルートの活用により、産業間や地域間の交流を促進し、新たな産業の創出に努めることでにぎわいと活力あるまちをめざします。



7. 共生と交流を深めるまち



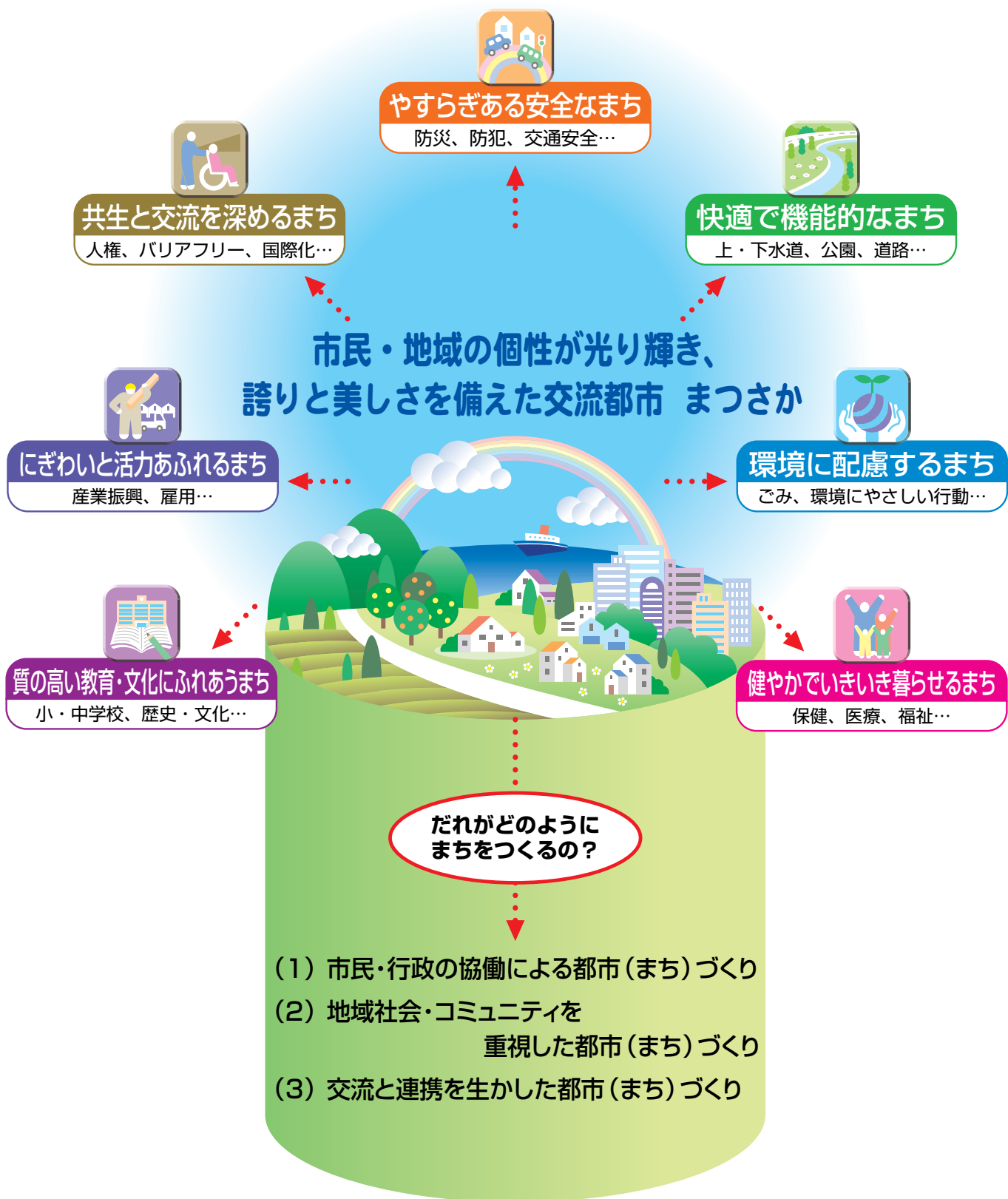
人と人との交流をとおして安心して幸せに暮らせる社会が求められる中で、すべての人が、身体的状況、性別、年齢、国籍などを問わず自由に社会に参画し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。

また、市民や行政をはじめ多様な主体が協働したまちづくりを推進するためには、市民と行政との良好な信頼関係を礎とした取り組みが必要不可欠であることから、さまざまな機会をとおして、相互の情報の共有化をはかるとともに、お互いが効果的に補完し協力しあうことのできる環境整備や新しい公共のしくみづくりを進めます。

さらに、国境を越えて人や情報の動きなどが一層進むことが予想される中、市民や関係団体などが主体となった、すそ野の広い国際交流活動への支援を行うことにより、お互いを尊重しあう多文化共生社会の実現をはかります。

そして、これらの取り組みを効果的に支える環境づくりを推進するため、情報通信基盤の整備を進め、電子自治体の実現をはかることで共生と交流を深めるまちをめざします。

Ⅲ 都市（まち）のビジョン





IV 行政の戦略的展開

都市像を実現するにあたり、都市（まち）のビジョンとして示した分野別政策の戦略的な展開をはかるため、その基本的な考え方と方向性を示します。

1 総合的政策へのアプローチ

“安全で安心”を基本コンセプトとした行政サービスの提供

都市（まち）をひとつの有機体としてとらえたとき、一体的に完結した都市政策を展開するためには、基礎的な市民ニーズ、社会的な市民ニーズ、創造的な市民ニーズを満たした政策の展開が求められます。

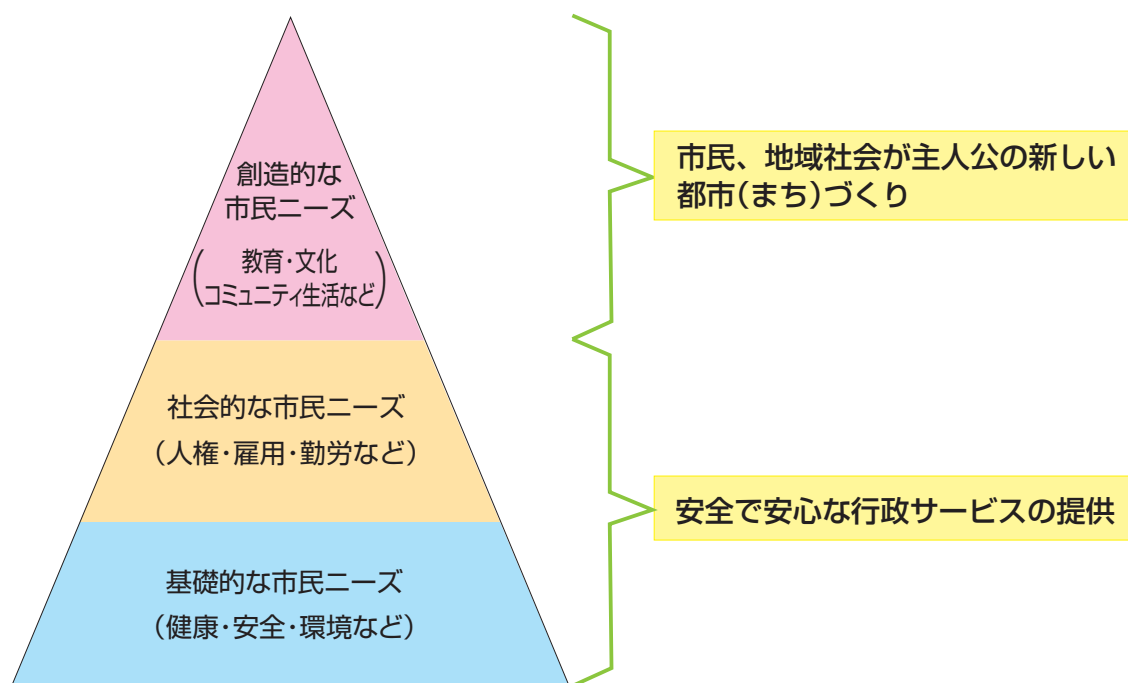
そのためにはまず、安全神話がゆらぎつつある中、失われようとしている市民一人ひとりの安心を達成する基盤づくりとして、基礎的な市民ニーズそして社会的な市民ニーズを満たす基本的な政策を総合的に展開していく必要があります。

次に、それらの上に立って、都市（まち）の活気や利便性、快適性、文化性を高め魅力的で創造的な都市（まち）を実現するため、創造的な市民ニーズを満たす政策を総合的に展開することにより、都市像を実現していく必要があります。

都市像実現の基本的考え方として、「市民・行政の協働」、「地域社会・コミュニティの重視」を掲げています。交流都市“まつさか”をめざすためには、市民、地域社会が主人公となり、行政と協働して新しい都市（まち）を創造していくことが重要です。

このように、新しい都市（まち）を創造していくためには、創造的な市民ニーズの基盤としての基礎的・社会的な市民ニーズを満たすことが、市民の“安全で安心”な生活を確保することにつながります。

都市（まち）のビジョンとして示した政策を総合的に展開するために、“安全で安心”を基本的なコンセプトにした政策の展開に努めます。



2 主要課題へのアプローチ

(1) 市民生活における安全の確保

東南海・南海地震などの大規模災害の発生が予測される中、大規模な自然災害に対しては、これを完全に防止することは不可能であろうとの認識に立った対応が求められています。

このことにより、災害の発生やそれに伴う被害の発生を可能なかぎり未然に防止する防災対策の強化とともに、災害により生じる被害を最小化する減災対策に取り組むことが重要です。加えて、対策には、迅速性が求められるものや、中長期的展望に立って進めるものがあることから、総合的かつ計画的に対策を講じる必要があります。

このため、本市では総合的な防災対策と減災対策、災害や有事などの危機管理体制の充実をめざすべく市民やコミュニティ、国や県、企業など関係機関と連携した取り組みに努めます。

また、交通事故防止とともに防犯や消費生活の安全の確保をはかるため、効果的な啓発を進めながら、関係機関、団体、市民と連携して安全な地域づくりに取り組みます。

(2) 快適な都市機能の整備

収縮する人口・経済・財政の中、本市のすべての地域において、従来のようなフルセットでの都市基盤の整備は困難になってきています。今後はこれまで蓄積してきた道路をはじめ、さまざまな都市基盤を活用したコンパクトなまちづくりを進めるとともに、多様な個性や資源などを生かした特色あるまちづくりに取り組む必要があります。

このため、本市の中心市街地などにおいては、都市計画事業などにより都市機能の再生や形成に取り組めます。また、行政サービスの提供拠点である地域振興局を中心とした地区においては、地域振興の拠点としての基盤整備を進めます。

(3) 環境配慮型社会の実現

環境配慮型社会の実現にあたって、20世紀型の大量生産、大量消費、大量廃棄の経済活動や生活様式から、適量生産、適量消費、最小廃棄の21世紀型の社会経済システムに移行していくことが求められています。このため、排出された廃棄物の適正処理という従来の行政主体の廃棄物対策に加え、市民自らが生活のあり方を見直す取り組みや、環境と経済の好循環をめざしたリサイクル産業の育成など、廃棄物の排出抑制や発生抑制における取り組みに努め、身近な環境問題から地球規模での環境問題まで視野に入れた、持続可能な循環型社会の実現をめざします。

(4) 少子高齢社会への対応

経済的な繁栄は、私たちの願望であった豊かな長寿社会を実現しつつあります。しかし、急速な少子高齢社会の進行は、人口構造のバランスを崩し、社会や経済に深刻な影響を与えることが懸念されています。そのため、本市では少子化対策として、地域を含めた社会全体で子育てを支えるべく、「子どもが健やかに生まれ育つ家庭環境や生活環境の整備」、「地域をあげての子育ての推進」、「子どもの伸びやかなところとからだの育成」を基本的な方針として取り組みを進めます。

また、高齢社会への対応として、高齢者が健やかで充実した生活を営むことができ、社会を構成する重要な一員として尊重されるべく「高齢者の豊かな生活実現のための就労および所得対策」、「高齢者の健全でやすらぎある生活実現のための健康および福祉対策」、「高齢者が生きがいを持って生活を営むための学



放課後児童クラブ

IV 行政の戦略的展開

習および社会参加対策]、「高齢者が自立した日常生活を営むための生活環境対策」などを基本的な方針として取り組みを進めます。

(5) 質の高い教育と文化の創出

少子化が進む中、本市の未来を担う子どもたちに対する基礎的な教育は、社会の構成員として自立して生活する力を養うとともに、地域を支える貴重な人材を育てるという重要な役割を果たします。加えて、情報社会の到来により、高等教育や生涯学習へのニーズが高まる中、リカレント教育の重要性も増しています。このことにより、義務教育の段階から、学ぶことが社会とどのように結びつくのかを理解する機会を設けるとともに、自分に適した生き方を見つけその目標に向かって努力するキャリアデザインを支援します。そして、その能力を育てる取り組みに努め、教育の質を高めるための社会的基盤として、ハード・ソフト両面にわたる教育環境の整備に取り組みます。

また、合併により市域の広がった本市には、それぞれの地域に多様な歴史・文化資源やスポーツ・レクリエーション施設があり、特色ある地域づくりに寄与しています。このことにより、歴史・文化資源やスポーツ・レクリエーション施設のネットワーク化をはかり、文化の多様性を尊重しつつ、これらの文化を融合して新しい松阪としての文化の創出に努めます。

(6) 地域活性化の推進

産業振興による地域活性化が求められる中、中心市街地の活性化や企業立地環境の整備と誘致の推進に加え、海上アクセス松阪ルートを活用により、関係する地域間や産業間の交流および集積を支援し、そこから新たな産業の創出が進むように努めます。

また、今後発展が期待される環境や医療・福祉、情報関連などの生活分野における産業の育成に取り組みます。加えて、人びとの自然志向や、物質的豊かさから精神的豊かさへの意識の転換を背景に、本市の豊かな自然環境、歴史・文化に立脚した総合地域産業としての観光振興をはかります。

また、過疎化が進む地域においては、地域産業の振興をはかるとともに、生活環境の整備や自然・歴史・文化資源の保存活用などを通じてコミュニティの維持と再生に取り組みます。



松阪農業公園ベルファーム

(7) 共生社会の実現

人と人との交流をとおして安心して幸せに暮らせる社会が求められる中、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。

また、国境を越えて人や情報などの動きが一層進むことが予想される中、市民や関係団体などが主体となった、すそ野の広い国際交流活動への支援を行うことにより、お互いを尊重しあう多文化共生社会の実現をはかります。

(8) 高度情報社会への取り組み

情報通信ネットワークのさらなる活用を通じて、行政サービスを提供するとともに、個人情報の保護など情報セキュリティ対策を進め、利便性と安全性が確保された電子自治体の構築をはかります。そのため、人材育成や市民への啓発に取り組むとともに、地域内外との情報交流や情報基盤の整備を進め、地域の地理的・地勢的課題の解決に努めます。

また、情報化の推進にあたっては、高度情報化による情報格差などの問題にも十分に配慮した取り組みも同時に進めます。

(9) 新しい公共への取り組み

高度化・多様化する行政需要に対応するため、柔軟で機動的な行政組織の構築に取り組めます。このため、定員管理や給与の適正化など行政改革に取り組む一方で、職員の政策形成能力や創造的能力の開発に努めます。

事務事業の推進にあたっては、行政課題の優先順位を明確にし、効果的な事務事業の推進に努めるとともに、情報通信基盤など職場環境の整備や公共施設の情報ネットワーク化など電子自治体への取り組みを進め、効率的な行政運営に努めます。

政策資源としての財源確保に関しては、中長期の財政見通しに基づいた歳入と歳出両面での健全な財政運営に努めます。

また、地方分権の推進や規制緩和の動きなどにより、従来は主として行政が果たしてきた「公共」の役割を、市民や地域、NPO、企業、大学など多様な主体とともに新しいしくみづくりを進め、地域マネジメントをはじめ、都市内分権や住民自治の新しい「公共」の形成に取り組めます。

3 土地利用とネットワーク

(1) 基本方向

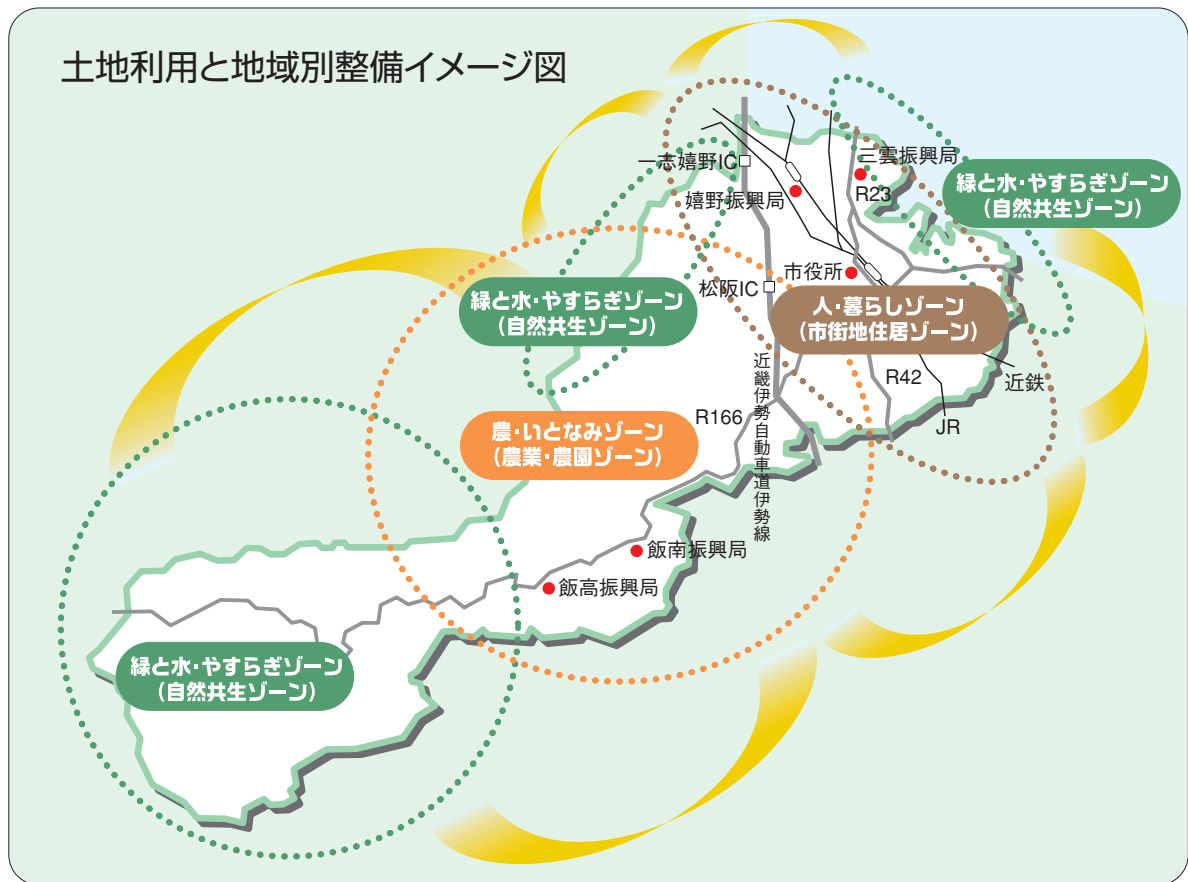
伊勢湾から奈良県と県境を隔てる豊かな山々まで東西に長く伸びた市域は、豊かな自然環境とともに、これまで築いてきた多様な個性がそれぞれの地域に息づいています。このような地理的特色を生かし、先に示した都市像の実現をめざしてさまざまな施策・事業を進めるにおいて、行政活動には次の2つの方向が存在します。

- ・ 多様で個性豊かな地域特性などに基づいた特色ある振興整備
- ・ 市民すべてが等しく受ける基本的な都市的サービスの供給

このような考え方を背景に、地理的特色を生かした地域づくりには、適切な「ゾーン」を設定して、今後の社会のあり方を前提に開発等を管理・抑制しつつ、市民生活や地域社会の持続可能性を追求する計画的な土地利用と地域別整備を進めます。一方、基本的な都市的サービスについては全市的な「ネットワーク」を構築し、すべての市民が等しく享受できるように努めます。



土地利用と地域別整備イメージ図



(2) 土地利用

①人・暮らしゾーン（市街地居住ゾーン）

人口や行政・経済・商業等の機能の集積が進み、域内や域外からのネットワーク性の高いこのゾーンでは、基本的な都市機能のコンパクトな集積を進め、ネットワークを活用した市全域への供給に努めていきます。また他のゾーンとの連携や役割分担に配慮しつつ、域外との交流と連携にも努め、新しい価値の創造をはかります。

このゾーンの基本的な方向としては、「人と人とのふれあい」を重視し、市民が快適で健やかに暮らすことのできる地域づくりをめざします。

②農・いとなみゾーン（農業・農園ゾーン）

田園の豊かな環境や伝統文化が息づき、農林業などの生産基盤や体制の整備が進められているこのゾーンでは、地産地消をはじめ地域の特性に応じた農林業の振興に努めていきます。また、地域の特色ある振興整備では、自然や歴史・文化などの地域資源の保存・整備・活用とともに地域産業の振興に努め、他のゾーンや域外との交流と連携を通じて新しい価値の創造をはかります。

このゾーンの基本的な方向としては、「人と食材とのふれあい」を重視し、自然の恵みを生かしながら、農林業の活性化をはかる地域づくりをめざします。

IV 行政の戦略的展開

③ 緑と水・やすらぎゾーン（自然共生ゾーン）

生活環境の基礎である緑と水の豊かな環境を有するこのゾーンでは、水源かん養、国土保全などの観点から防災面や環境面に配慮した森林の保護・整備による林業の振興に努めていきます。また、河川や海浜などの保全・整備では、快適な環境や防災面に配慮するとともに、海浜レジャーや水産業などの地場産業の振興に努めていきます。

地域の特色ある振興整備では、歴史・文化などの地域資源はもとより、森林や河川、海浜などの自然環境や特産品の保存・整備・活用による振興に努め、他のゾーンや域外との交流と連携を通じて新しい価値の創造をはかります。

このゾーンの基本的な方向としては、「人と緑のふれあい」を重視し、森林や水辺を保全しながら、緑と水のやすらぎある空間の中で雇用と福祉が調和した地域づくりをめざします。

(3) ネットワーク

① 行政サービスのネットワーク → 図表1 (P201)

それぞれの地域には、公的施設が地域の拠点施設としてさまざまな行政サービスを提供してきました。今後は、本庁、各振興局と各出先機関などの公的施設における行政サービスの供給網の整備や、準公的施設の活用も視野に入れた行政サービス供給体制の充実をはかることで「いつでも、どこでも、だれもが」基本的な行政サービスを等しく享受できることをめざします。具体的には、本庁や各振興局など既存の公共施設の活用に加え、市民利用度の高い施設における情報端末、CATV網やインターネットを活用することで「行政サービスのネットワーク」の構築をはかります。

② 交通通信ネットワーク → 図表2 (P202)

市民、地域の交流に必要な都市基盤の整備をめざすべく、道路ネットワークの整備を進めるとともに、情報・通信施設の整備やケーブルテレビ・インターネットの普及促進をはかるなど交通通信網の整備に取り組みます。

また、これら道路網を活用し公共交通の整備を進めるとともに、公共交通の空白・不便地域に対しては、スクールバスやコミュニティバスの充実・検討を行うことにより多様なニーズに応じた生活交通の確保に努め、総合的な「交通通信ネットワーク」の構築をはかります。

Ⅳ行政の戦略的展開

③やすらぎのネットワーク → 図表2、図表3 (P202, P203)

保健・医療・福祉に関しては、今までそれぞれの地域拠点において整備されてきました。今後はそれらの拠点の有効な活用をはかるため、保健・医療・福祉総合センターの整備を進め、地域の拠点を結ぶネットワークの構築をめざします。なお、医療機関との連携や地域に密着した医療サービスの提供や遠隔地医療システムの構築への取り組みにおいては、三重県をはじめ関係機関との連携に努めていきます。加えて、子育て、介護などの取り組みにおいては、人と人とのつながりが重要であることから人的資源を活用したネットワークづくりを進めます。

防災・防犯に関しては、すべてのゾーンにおいて安全な生活環境の確保をめざすべく、防災無線等の整備や防災・防犯情報のネットワークの構築に努めます。同時に、防災・防犯対策の原動力となるのは、市民一人ひとりであることから、市民の防災・防犯力を高めるための人づくりネットワークの推進をはかります。

これら保健・医療・福祉と防災・防犯のネットワークを基本とした「やすらぎのネットワーク」の構築をはかります。

④ふれあいのネットワーク → 図表4 (P204)

それぞれのゾーンには、地域を代表する歴史・文化資源やスポーツ・レクリエーション施設があります。これらの資源や施設の整備・充実をはかるとともに、これらをネットワーク化することで地域間の交流や地域資源の活性化をはかります。また、歴史・文化に関する豊富な知識を地域資源の活用につなげるため、歴史・文化における人づくりネットワークの推進に努めます。

また、各公民館における講座や活動団体の情報をネットワーク化する生涯学習支援システムの構築や、地域活動やボランティア活動への参加を促進するよう、市民活動団体やNPO等に関する情報を共有するしくみづくりを進めます。

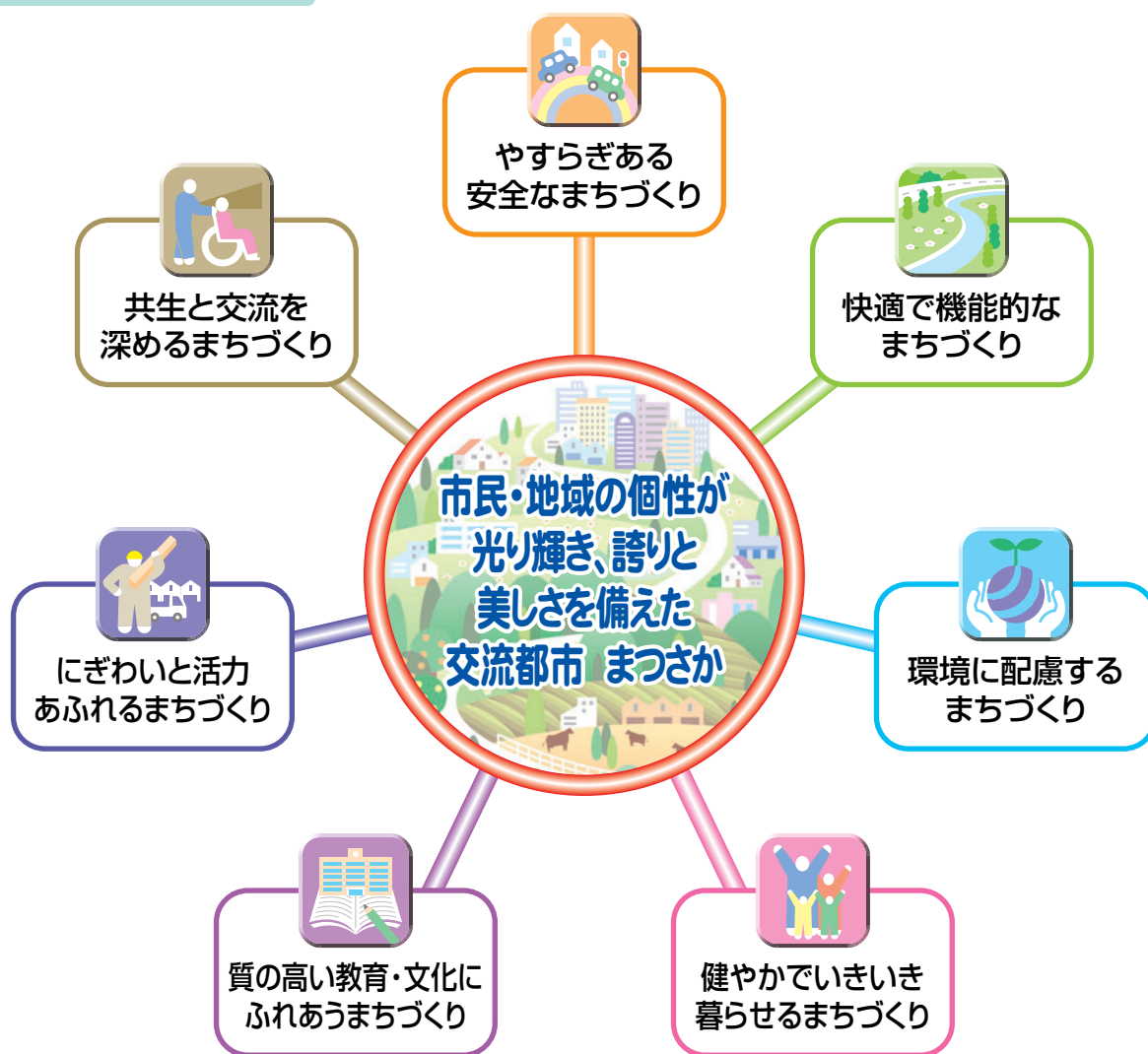
これらゾーン間における市民や地域そして市外の人も含めた交流を基本とした「ふれあいのネットワーク」の構築をはかります。



V 施策の大綱

都市（まち）のビジョンで示した7つの視点を行政の戦略的展開をふまえ、分野別政策に位置づけ、それに基づき施策を体系化するとともに、施策の方向を示し展開します。

分野別政策の体系





1. やすらぎある安全なまちづくり

施策の体系

やすらぎある安全なまちづくり

防災対策の充実

消防・救急・救助体制の充実

治山・治水の推進

交通安全対策の推進

地域社会の安全・消費生活の安心の促進

施策の方向

(1) 防災対策の充実

市民一人ひとりの防災意識の高揚をはかり、情報伝達体制の充実、自主防災組織の育成、防災施設の整備など総合的な防災対策の取り組みを進めます。

(2) 消防・救急・救助体制の充実

多様化、複雑化するさまざまな災害から、市民の生命や財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、火災予防の推進や火災・救急・救助体制の充実、消防力の一層の強化に努めます。

(3) 治山・治水の推進

土石の流出や急傾斜地の崩壊、河川流域の浸水被害などの災害を未然に防止するための整備を進めるとともに、森林の適正管理、自然環境に配慮した河川の整備など総合的な治山・治水対策を推進します。

(4) 交通安全対策の推進

交通事故の発生を未然に防止するため、警察をはじめ関係機関や団体、市民と連携をはかり、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚をはかるとともに、

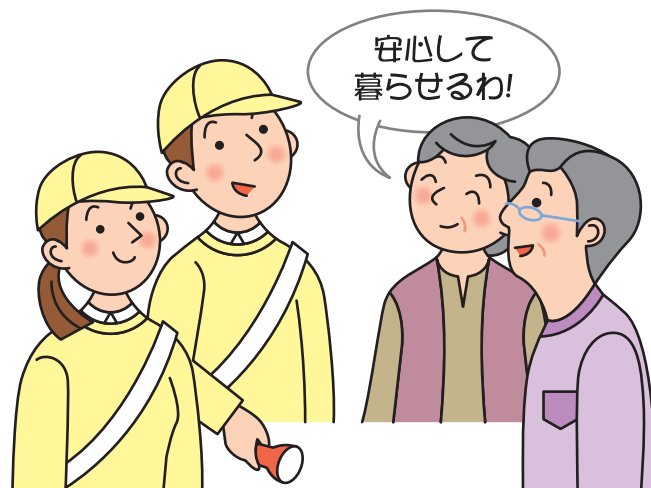
道路交通環境の整備充実に努めるなど総合的な交通安全対策の取り組みを進めます。

(5) 地域社会の安全・消費生活の安心の促進

市民が犯罪や消費に関わるトラブルに巻き込まれることのない明るい地域社会の実現をめざして、警察をはじめ関係機関や団体、市民との連携を一層強化するとともに、防犯意識の高揚をはかります。



消防指令センター





2. 快適で機能的なまちづくり

施策の体系

快適で機能的なまちづくり

都市基盤の整備

交通体系の整備

海岸・港湾の整備

上水道の安定供給

下水道の整備促進

住環境の整備

公園緑地の整備

快適な景観形成の推進

施策の方向

(1) 都市基盤の整備

交通アクセスの整備や都市的機能を備えた市街地の整備、歴史・文化的なまちなみ整備等の都市基盤の整備を進めるとともに、各地域の拠点施設の整備を進めます。

また、都市基盤の整備を総合的、計画的に進めるために、都市計画マスタープランの策定や地区レベルのルールづくりを行い、適正な土地利用の規制・誘導をはかります。

(2) 交通体系の整備

幹線道路や生活に必要な道路の整備を進め、公共交通機関とのネットワーク化などの交通システムの構築をはかります。

また、中部国際空港への海上アクセスの整備に取り組み、海上交通の充実をはかります。

(3) 海岸・港湾の整備

津波や高潮などの自然災害から市民を守るため、災害に強い海岸整備を進めるとともに、海岸の整備にあたっては、自然環境に配慮した整備に努めます。また、物流機能や人流の活性化を高めるため、海上アクセス基地の整備を行うとともに、防災拠点としての港湾整備を進めます。

(4) 上水道の安定供給

上水道、簡易水道の給水体制の充実強化をはかるとともに、水道施設等の耐震化などの施設整備に努め、安全で安心な水の供給確保に努めます。

(5) 下水道の整備促進

公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及を一体的に進め、下水道の効率的な整備に努めます。

(6) 住環境の整備

安全で快適な住環境を創出するための住宅の供給や誘導、市民との協働による景観の配慮に取り組むとともに、過疎地域においては、若者の定住を促進するための住宅供給に努めます。

(7) 公園緑地の整備

豊かな自然と都市環境に調和した都市公園や広場、市街地での緑地、自然を生かした公園など、市民と行政が一体となり緑化の推進、公園緑地の整備、自然環境の保全に取り組みます。

(8) 快適な景観形成の推進

本市の地域特性を生かした良好な景観づくりを進めるため、市民意識の高揚をはかり、市民や行政、事業者などが協働して取り組むとともに、景観条例等の整備により快適な景観形成への規制・誘導に取り組みます。



中勢バイパスの整備



3. 環境に配慮するまちづくり

施策の体系

環境に配慮するまちづくり

廃棄物対策の推進

地球環境問題と身近な環境への対応

新エネルギーの推進

環境衛生の推進

施策の方向

(1) 廃棄物対策の推進

持続可能な資源循環型社会の実現をめざし、市民、事業者、行政が一体となってごみの減量化や資源化に取り組み、ごみの適正な処理に努めます。

また、下水道の普及が遅れている地域への合併浄化槽の普及を促進するとともに、し尿処理施設の拡充をはかり適正な処理に努めます。

(2) 地球環境問題と身近な環境への対応

地球環境問題に対しては、市も一事業者として温暖化対策に率先して取り組むとともに、地球環境保全活動の普及、啓発に努めます。

また、自然環境への影響に配慮した開発事業への指導に努めるとともに、自然の生態系に即した自然環境の保全と回復に努めます。

さらに、環境監視体制の充実をはかるとともに、適切な環境情報の提供に努めるなど、公害防止対策を推進します。

こうした取り組みをはかる中、総合的な環境計画づくりを進めるとともに、環境マネジメントに継続的に取り組むことで、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するシステムの構築をめざします。

(3) 新エネルギーの推進

従来の太陽光エネルギーに加え、本市の豊かな森林資源を使った木質バイオマスなど地域資源を有効活用した新エネルギーシステムの取り組みを進めます。

(4) 環境衛生の推進

日常生活における快適な環境衛生を確保するため、市民意識の向上に努めます。また、斎場、霊苑への多様化する利用者ニーズなどに対応するため、施設の整備、拡充をはかります。



三重漁民の森創造事業





4. 健やかでいきいき暮らせるまちづくり

施策の体系

健やかでいきいき暮らせるまちづくり

健康づくり施策の推進

医療提供体制の推進

高齢者施策の充実

障がい者福祉の推進

児童と家庭の福祉の充実

地域福祉の推進

社会保障の充実

施策の方向

(1) 健康づくり施策の推進

市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりのため、「自分の健康は自分で守り、つくる」という健康意識の高揚をはかるとともに、保健・医療・福祉サービスを一体的に提供し、生涯にわたる健康づくり体制の充実に努めます。

(2) 医療提供体制の推進

市民が健康で安心して生活が送れるよう、良質な高度医療サービスを提供するとともに、地域に密着した医療提供体制の充実などに努めます。

(3) 高齢者施策の充実

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、健康で豊かに暮らすことができるように、質の高い保健・医療・福祉サービスの提供に努めるとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に努めます。

(4) 障がい者福祉の推進

障がい者が住みなれた地域で生活できるように、社会参加や生きがい活動

などを促進し、障がい者福祉に関する施策の充実をはかります。

(5) 児童と家庭の福祉の充実

子どもが健康に育つ社会、子どもを産み、育てることに喜びを感じることができる社会をめざし、地域で子どもたちが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援の充実をはかります。

(6) 地域福祉の推進

高齢者、障がい者、児童をはじめ、市民のだれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、また、地域福祉活動の担い手として積極的な役割を果たせるような地域づくり・まちづくりをめざします。

(7) 社会保障の充実

すべての市民が安心して豊かな生活が送れるように、関係機関と連携しながら社会保障の充実をはかり、公平で公正な運営をはかります。



車いす体験



5. 質の高い教育・文化にふれあうまちづくり

施策の体系

質の高い教育・文化にふれあうまちづくり

幼児教育の充実

義務教育の充実

高校・高等教育の充実

生涯学習施策の推進

青少年育成施策の推進

市民文化の醸成

スポーツ・レクリエーションの振興

施策の方向

(1) 幼児教育の充実

幼児教育において生活や学びの連続性をふまえた教育の充実に努めるとともに、幼稚園が地域の子育てのセンター的な存在となるよう関係機関と協働し「保護者と子どもがともに育つ」教育環境の整備に努めます。

(2) 義務教育の充実

義務教育において児童生徒の「生きる力」を育成するため、創意工夫を生かした教育を推進するとともに、学校施設の改修など教育環境の整備に努めます。

(3) 高校・高等教育の充実

高校・高等教育において魅力ある教育が推進されるよう支援をするとともに、中学校と高等学校等が連携しさまざまなニーズに応じた進路指導に努めます。

また、地域の教育文化の進展のため、高等教育機関の整備促進を働きかけます。

(4) 生涯学習施策の推進

市民一人ひとりが自発的意思に基づき自由に生涯学習活動ができるまちづくりをめざすため、総合的に生涯にわたった学習活動ができるよう多様な学習機会の提供と施設の整備充実に努めます。

(5) 青少年育成施策の推進

心身ともに健康で自立性と社会性を備えた青少年を育成するため、家庭、学校、地域、行政などが連携し良好な環境づくりに努めます。

(6) 市民文化の醸成

市民のだれもが心にゆとりや潤いを感じられるような優れた芸術文化を享受できるよう環境整備に努めるとともに、地域の歴史・文化資源の保存・継承や文化団体と人材育成に努め、歴史と文化のまちづくりに取り組みます。

(7) スポーツ・レクリエーションの振興

市民がスポーツ・レクリエーション活動を通じて心身ともに健康で活力ある生活を営んでいくため、多様化・増大する市民ニーズを的確に捉え、より良い環境整備をはかるとともに、競技スポーツの水準向上のため団体・指導者の育成に努めます。



新能



6. にぎわいと活力あふれるまちづくり

施策の体系

にぎわいと活力あふれるまちづくり

農業の振興

林業の振興

水産業の振興

商業の振興

工業の振興

観光の振興

雇用と勤労者福祉の充実

施策の方向

(1) 農業の振興

安全安心で環境にやさしい生産システムの確立に努めるとともに、経営感覚に優れた農業者の育成、農業生産基盤整備等を推進し、効率的かつ安定的な生産体制の確立をはかります。

また、中山間地域の国土保全や環境保全など農業の多面的機能の確保に努めるとともに、地産地消・食育の推進などによる農業生産の振興、都市との交流による農村の活性化をはかります。

(2) 林業の振興

生産基盤や体制の整備、担い手の育成などによる経営の安定に努めるとともに、林業関係団体などとの連携により地域材の需要拡大に努めます。

また、水源かん養や木質バイオマスなどの自然エネルギーの活用による大気浄化など公益的機能が発揮できるように、環境や防災の観点からの森林の整備に努めるなど、森林の総合利用に取り組みます。

(3) 水産業の振興

漁業環境の整備に努めるとともに、資源管理型漁業や特産物振興に取り組み、

経営の安定と合理化を促進します。

また、防災面や環境面などに配慮した漁港、海岸等の整備に努めます。

(4) 商業の振興

意欲のある商業者や商店街組織の育成支援にあわせ、地域の特性を生かすなど、まちづくりと一体となった取り組みを促進し、魅力ある商業空間の創出に努めます。

また、生活関連や福祉関連など多様なサービス業の促進をはかるとともに、流通システムの変化や物流の高速化に対応した効率的な流通拠点機能の充実への支援を行います。

(5) 工業の振興

関係機関などとの連携を強化し、関連する産業間の交流を促進することで、中小企業をはじめとした地域の工業振興の取り組みに努めます。

また、先端技術産業や研究開発型産業、生活関連産業など新産業の集積をはかるため、自然環境や都市環境などと調和した工業環境の整備に取り組み、新規工場の誘致を促進します。

(6) 観光の振興

恵まれた地域資源を、癒しや体験型・滞在型など新しい観点から再評価し、まちづくりや地場産業と一体となった総合産業としての観光を推進します。

また、観光ルートや観光客の受入れ体制を充実させるとともに、海上アクセス松阪ルートなどの交通ネットワークの整備を行うことで、広域圏をエリアとする周遊型観光の推進に努めます。

(7) 雇用と勤労者福祉の充実

すべての勤労者や求職者が、自らの能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、関係機関などと連携した取り組みを進め、就労機会の拡大や労働環境の整備、勤労者福祉の充実など雇用環境の整備に取り組みます。



道の駅「飯高駅」



7. 共生と交流を深めるまちづくり

施策の体系

共生と交流を深めるまちづくり

人権の尊重

男女共同参画社会の形成

バリアフリー社会の推進

市民活動の推進と協働のまちづくり

地域コミュニティの再生

国際化の推進

情報化の推進

施策の方向

(1) 人権の尊重

お互いの人権が尊重され、すべての市民が安心して幸せに暮らすことのできる社会の実現をめざして、市民一人ひとりの人権に対する意識の高揚をはかるとともに、人権擁護の推進、人権尊重のまちづくり、多文化共生社会の推進など人権尊重への総合的な取り組みを進めます。

(2) 男女共同参画社会の形成

市民一人ひとりの男女共同参画意識を高めるとともに、市民参画の推進、啓発活動の推進、市民組織の強化などの取り組みを進め、男女共同参画社会の形成をめざします。

(3) バリアフリー社会の推進

だれもが自由に社会参画ができ、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現のため、市民や事業者、関係機関などが連携・協働し、障壁（バリア）を感じることはないまちづくりを進めます。

(4) 市民活動の推進と協働のまちづくり

市民や市民活動団体のまちづくりへの参加・参画・協働をより一層進めるため、行政との情報の共有化を推進するとともに、交流・情報拠点の充実に努めるなど、協働のための体制整備を進めます。

(5) 地域コミュニティの再生

住民自治の拡充をめざし、おおむね小学校区単位での住民自治組織の設立や、地域に根づいた住民自治活動への支援に努めるとともに、個性ある地域づくりを推進します。

(6) 国際化の推進

国際化に対する市民意識の高揚に資するため、市民や関係団体など、民間主体の活動への支援を行うとともに、多文化共生社会の実現に向けた国際化推進体制の整備に努めます。

(7) 情報化の推進

情報通信技術の進展を行政サービスの向上につなげるため、効率的で効果的な情報通信基盤の整備により電子自治体の実現をめざします。それと同時に個人情報保護など情報セキュリティ対策を推進し、利便性と安全性が確保されたシステムの整備を進めます。



愛宕川神道川清掃

VI 計画の進め方



1 基本方針

総合計画の推進にあたっては、時代の潮流や本市の主要課題をふまえ、「計画推進の方策」により効果的で総合的な政策の展開をはかり、都市像の実現をめざします。

2 計画推進の方策

(1) 計画行政の推進

地方分権に伴う基礎自治体の役割が変化する中、個々の施策や事業を推進するためには、計画と評価が有機的に連動した体制づくりが重要です。政策の優先順位を明確にし、政策サイクルに基づく体系化された行政経営を確立し、総合的かつ計画的な行政運営を推進します。

(2) 行政運営の効率化

社会情勢の変化や限られた行政資源の中で、効率的で効果的な質の高い行政サービスを提供するために、組織の効率化や職員の能力向上、そして民間手法を取り入れた行政経営をめざすことで、行政運営の効率化を推進します。

(3) 財政運営の効率化

厳しい財政状況の中、自治体の運営には現状の的確な認識とコスト意識を持った取り組みが必要です。行政資源としての安定した財源確保とともに、評価システムに基づく施策・事業の優先順位を明確化することによる歳出の抑制など、中長期にわたる計画的な財政運営をはかります。

(4) 情報共有の推進

公正で透明な市政運営の実現と行政の説明責任を果たすため、政策形成の計画段階からの積極的な情報提供と情報公開を推進します。また、市が保有する個人情報につ

いて適切な管理を行い、個人の権利利益保護を積極的に推進します。

(5) 地方分権への対応と都市内分権の推進

地方分権の大きな流れの中で、市民と行政による協働・連携のまちづくりの実現に向け、拠点施設の整備や人材の育成を通じて都市内分権を推進し、住民自治の拡充をはかります。また、権限移譲の推進をはかる組織体制の確立を進め、基礎自治体としての権限の向上に努めます。



基

本

計

画





第1章

やすらぎある安全なまちづくり





第1節 防災対策の充実

現況と課題

- 広大な市域を持つ本市においては、特に中山間地域で台風時や集中豪雨時の地すべりや山崩れなどの危険性が指摘されています。また、市街地においても集中豪雨時の浸水が懸念される地域があります。さらに、近年、発生が予測されている東南海・南海地震など大規模災害への対策が求められています。このため、地震、台風などの自然災害により生じる被害の発生を未然に防止する取り組みが必要です。
- また、非常時における情報収集・伝達システムの確立や災害時に迅速な対応ができる体制づくりが必要となっています。
- 有事など不測の事態においても、市民の生命や身体、財産の保護に対する的確な対応が求められています。
- これら自然災害や不測の事態に対応するため、さまざまな関係機関や団体と連携し、本市として総力を挙げて取り組んでいく必要があります。

基本方向

- ◆ 台風や地震などの自然災害や有事などの不測の事態から市民の生命や身体、財産を守るために地域住民や団体、国、県、警察、企業などさまざまな関係機関と連携をはかり、松阪市地域防災計画などの計画に基づき、総合的な防災対策と危機管理体制の充実に取り組めます。



総合防災訓練

施策の体系

防災対策の充実

情報伝達と避難救護体制の充実

関係機関との連携と応援体制の充実

自主防災・地域防災体制の強化

防災意識の高揚

防災施設の整備

施策の内容

1. 情報伝達と避難救護体制の充実

- 防災行政無線の整備充実に努めます。
- 監視カメラの設置により河川区域・海岸区域を監視し水害に備えます。
- 避難場所の周知をはかり、避難誘導體制の充実に努めます。
- 民生委員、地域住民、福祉施設等との連携により要援護者への対応を進めます。
- 災害から市民を守るため、市民と行政が相互通報する情報システムの整備をはかります。

2. 関係機関との連携と応援体制の充実

- 多様な災害や不測の事態に備え、国、県、消防、警察、自衛隊、医療機関、他自治体や防災関係機関との連携強化をはかるとともに応援体制の充実に努めます。
- 防災市民活動団体との協働を進めます。

3. 自主防災・地域防災体制の強化

- 自主防災組織の結成および育成に努めます。
- 自主防災組織の活動に必要な資機材の整備に努めます。
- 各家庭での非常時への対応として、食糧備蓄等を奨励します。

4. 防災意識の高揚

- 各地域において防災訓練や研修・広報活動を実施し、防災意識の高揚をはかります。
- 各種イベントを通じて、啓発活動に努めます。

5. 防災施設の整備

- 水防倉庫、消火栓等の整備に努めます。



災害対策資機材



第2節 消防・救急・救助体制の充実

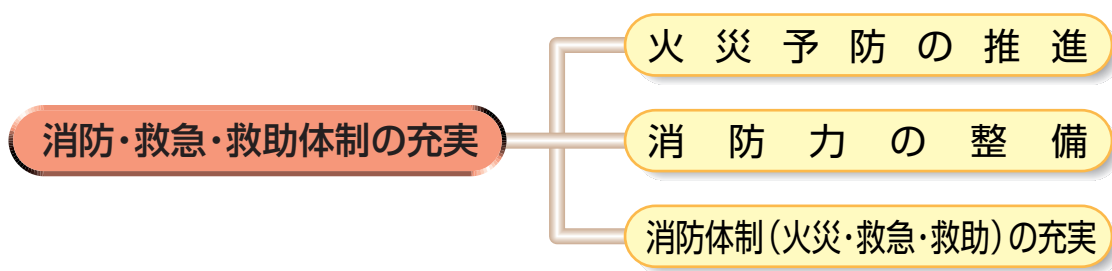
現況と課題

- 地震や台風、集中豪雨による水害等の大規模な自然災害の発生が危惧される中、火災、救急、救助事案の増加に加え、自主防災組織等地域における防火・防災対策、応急手当指導など、消防需要はますます高まっています。
- 大規模な自然災害や建築物の高層化、複雑化、さらには高齢社会の進展に伴い、困難化する消防業務に的確に対応するため、「消防力の整備指針」に基づく常備・非常備消防体制の充実強化をはかる必要があります。

基本方向

- ◆市民の生命や身体、財産を守るため、火災をはじめとしたさまざまな災害を未然に防止するとともに、災害による被害の軽減をはかり、消防の組織運営の基本理念である「安全・安心の確保」をめざします。
- ◆消防実力の向上とその技術水準を支える施設や装備等、消防力の基盤整備をはかり、消防（火災・救急・救助）体制の充実強化に努めます。

施策の体系



救助訓練

施策の内容

1. 火災予防の推進

(1) 住宅防火対策の推進

- 住宅用防災警報器の設置を推進し、住宅火災による災害弱者の死傷者減少に努めます。

(2) 自主防災体制の強化

- 自主防災組織の育成指導および消防職団員OBで組織する消防防災支援隊の整備に努めます。

(3) 予防指導の強化

- 予防技術資格者制度を導入し、防火対象物における防火管理体制の指導を徹底します。

2. 消防力の整備

(1) 常備・非常備消防体制の整備

- 消防力の整備指針に基づく消防署等の均衡ある配置、不測の事態への対応など増大する消防需要に的確に対応できる常備消防体制の充実に努めます。
- 消防団組織、制度の改編および多様化方策に取り組み、消防団の活動環境を整備し、地域防災体制を強化します。

(2) 消防水利の整備

- 既存水利の整備保全と耐震性貯水槽を計画的に設置し、その充実と多様化をはかります。

3. 消防体制（火災・救急・救助）の充実

(1) 警防体制の強化

- 指揮隊および消防署、分署の出動態勢を増強し、迅速かつ的確な火災対応に努めます。

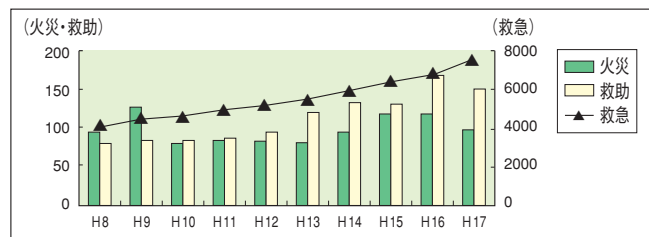
(2) 救急体制の強化

- 地域医療機関等関係機関との連携を密にし、救急体制の充実をはかります。
- AED（自動体外式除細動器）を取り入れた応急手当講習会を積極的に開催し、その普及啓発に努めます。

(3) 救助体制の強化

- 特別救助隊員による救助活動をはじめ、水難救助および山岳救助に対応できる隊員を養成し、救助活動の強化をはかります。

■火災・救急・救助件数



資料：松阪地区広域消防組合



第3節 治山・治水の推進

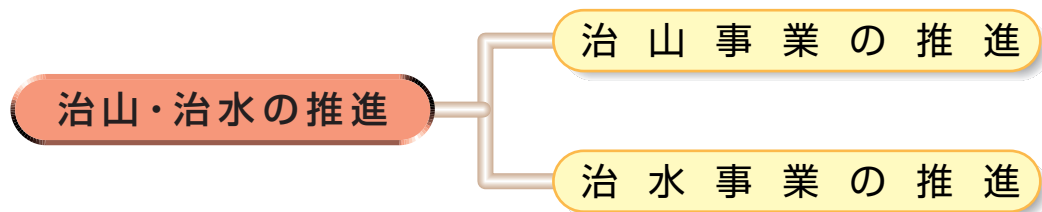
現況と課題

- 放置山林の増加や山地の荒廃などを背景に、山間部を源とする河川では、台風や集中豪雨時に土石の流出や急傾斜地の崩壊などの災害が発生しており、早急な治山対策が求められています。
- 都市化の進展に伴う河川流域の開発は、雨水流出量の増大や地下水の低下などの問題を顕在化させています。
- 河川整備は順次進められているものの、コンクリートの多用や単一断面の連続により、場所によっては増水による浸水被害が発生しているため、早急な治水対策が求められています。
- 山地災害や河川の増水による浸水被害を未然に防止するため、危険箇所の監視体制を強化するとともに、森林の公益的機能の維持増進をはかるため、森林の適正な維持管理に努める必要があります。

基本方向

- ◆ 土砂災害の未然防止をはかるため、関係機関と連携して、山地災害の防止、砂防対策・急傾斜地崩壊対策を進めるとともに、造林や保安林の整備による森林の保護育成などの治山事業を推進します。
- ◆ 河川の整備については、流出量の調整や強制排水等の総合的な治水対策を推進するとともに、自然環境に配慮した川づくりや散策路など、市民のやすらぎと憩いの場としての親水空間の整備を推進します。

施策の体系



施策の内容

1. 治山事業の推進

(1) 山地災害の防止

- 土砂災害危険区域の調査・指定に努めるとともに災害を未然防止するため、危険区域の定期的なパトロールの充実強化をはかります。
- 山崩れや土石流、地すべりなどの山地災害から人家や公共施設を守るため、治山施設の設置や防災機能の高い森林の整備を促進します。
- 山崩れなどの災害に対し、関係機関との連携により早期復旧に努めます。



砂防ダム

(2) 森林の保護育成

- 保安林指定を推進するとともに、造林・育林や保安林の整備により、森林の保護育成をはかります。

(3) 急傾斜地崩壊の防止

- 急傾斜地での崖崩れ等の未然防止のため擁壁工・法枠工などの対策により、人家や公共施設の保護に努めます。

2. 治水事業の推進

(1) 河川の改修整備

- 一級河川・二級河川・準用河川などの改修を推進します。
- 弱小堤防の強化、未改修区間の整備、堤防・護岸の整備、河床掘削、流出雨量の調整施設・強制排出施設等の整備に努めます。
- 砂防堰堤、流路工を整備し、土石流などによる災害防止に努めます。



護岸整備

(2) 浸水対策の推進

- 河川改修とあわせて公共下水道施設整備、末流排水路改修を行い、浸水対策事業を推進します。

(3) 環境に配慮した河川の整備

- 自然環境を保全し、生態系に配慮した親しみのある水辺空間の整備に努めます。
- 周辺の自然的、社会的、歴史的環境に調和した河川の整備に努めます。



第4節 交通安全対策の推進

現況と課題

- 本市の交通事故の発生件数は依然として多く死亡事故も多い状況にあり、中でも高齢者がかかわる交通事故が増えています。また、車両運転者や歩行者のルール違反や交通マナーの低下が交通環境を著しく悪化させています。このことから交通事故の原因分析を行い、市民主導型の交通事故抑止対策を講じる必要があります。
- 交通事故から市民を守るためには、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を強化するとともに、警察をはじめとする関係機関や市民との連携による交通安全運動の推進や交通環境の整備など総合的な交通安全対策に取り組む必要があります。

基本方向

- ◆市民を交通災害から守るため、交通事故に対する調査分析、交通安全意識の高揚、交通環境の整備、三重県交通災害共済事業の推進を基本として、警察をはじめ関係機関、団体、市民等と連携をはかり、ソフト・ハード両面からの総合的かつ計画的な交通安全対策に取り組みます。



交通安全教室

施策の体系

交通安全対策の推進

交通安全意識の高揚

交通環境の整備

交通事故の調査分析

三重県交通災害共済事業の促進

施策の内容

1. 交通安全意識の高揚

- 各種イベントやキャンペーンなどにより広域的な交通安全対策の推進をはかり、市民の交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めます。
- 正しい交通ルールとマナーの実践を習慣化するため、交通安全運動を継続的に展開します。
- 警察など関係機関や団体と連携し、段階的・体系的な交通安全教育を推進します。
- 市民の交通安全街頭指導への積極的な参加をはかります。
- 交通指導員による歩行者、運転者等への交通指導の充実をはかります。

2. 交通環境の整備

- 交通事故多発地点を中心に、交差点改良、歩道の整備や防護柵・道路照明灯・道路反射鏡等の交通安全施設の充実をはかります。
- 自転車の放置防止のため、市民の意識の高揚をはかるとともに駐輪場の確保に努めます。

3. 交通事故の調査分析

- 交通安全に対する意識調査など交通事故に関する調査研究に取り組み、交通事故原因について客観的・科学的分析を行い、交通事故を抑止する具体的な交通安全対策を講じます。

4. 三重県交通災害共済事業の促進

- 災害共済への加入を促進し、加入率の向上をめざします。



交通事故撲滅市民大会



第5節

地域社会の安全・消費生活の安心の促進

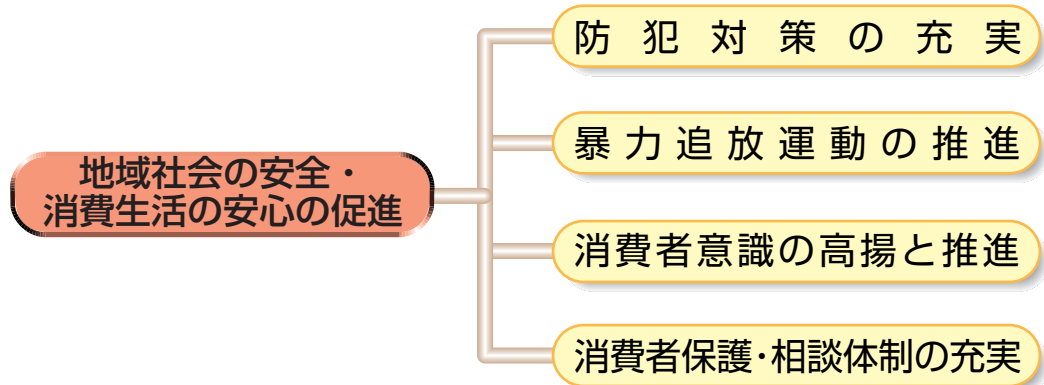
現況と課題

- 近年の犯罪の手口は、複雑で巧妙かつ凶悪化しており、子どもや女性、高齢者が被害者となるなど、社会的弱者を狙った犯罪が増加しています。
- インターネットの普及やライフスタイルの多様化は、市民の身近な消費生活に関わる問題を引き起こし、その問題は年々複雑化しています。
- 地域ぐるみの防犯体制を確立するため、警察をはじめとする関係機関との連携をはかり、市民が安心して生活できるよう防犯対策の強化をはかる必要があります。
- 消費者が正しい知識と判断を持って消費活動を行うことができるよう消費者の自立を促進する必要があります。

基本方向

- ◆犯罪のない明るい地域社会を実現するため、地域住民や警察をはじめ関係機関・団体との連携を強化し、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりをめざします。
- ◆市民が消費に関わるトラブルに巻き込まれることなく、安心して消費生活を送ることができるよう相談体制の充実をはかるとともに、市民意識を高め消費者としての自立をはかります。

施策の体系



施策の内容

1. 防犯対策の充実

(1) 防犯啓発の推進

- 犯罪防止のため、メディア・各種会議・学校などにおいて、犯罪情報の提供を定期的に行います。

(2) 防犯設備の推進

- 防犯灯や監視カメラの設置などにより、犯罪を未然に防止する環境の整備に努めます。

(3) 地域や関係機関等との連携の強化

- 地域や警察など関係機関・団体との連携を強化し、地域防犯活動を推進します。



青パト出発

2. 暴力追放運動の推進

(1) 暴力三ない運動の推進

- 「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」運動を推進し、市民等とともに暴力の排除に努めます。

(2) 暴力相談の充実

- 暴力等に対する無料相談を充実します。

(3) 地域や関係機関等との連携の強化

- 暴力追放松阪地区市町村公民会議への積極的な参加など、市民や警察など関係機関・団体の連携により暴力追放運動を進めます。

3. 消費者意識の高揚と推進

(1) 消費者意識の高揚

- 消費生活講座等の開催により消費者意識の高揚をはかるとともに、消費者の自立を促進します。

(2) 啓発活動の推進

- 市広報などを通じ、健全な消費生活に関する啓発活動を進めます。

消費者相談件数

	14年度	15年度	16年度	17年度
訪問販売	29	59	55	28
催眠商法	6	4	6	0
店舗販売	9	22	14	11
電話勧誘	16	16	11	5
住居関係	3	6	13	6
マルチ商法	1	4	2	2
架空請求	4	122	88	68
資格商法	10	9	9	4
多重債務	6	31	24	19
インターネット・メール・国際TEL等	8	28	85	13
その他	25	86	251	44
総計	117	387	561	200

資料:商工観光課

4. 消費者保護・相談体制の充実

(1) 相談体制の充実

- 関係機関との連携をはかり、相談や処理体制の充実強化に努めます。

(2) 適正計量の推進

- 関係機関との連携をはかり、商品計量器の検査を実施するとともに適正計量に対する意識の普及や高揚に努めます。



第2章

快適で機能的なまちづくり





第1節 都市基盤の整備

現況と課題

- 都市基盤の整備を進めるにあたっては、それぞれの事業が連動した計画的かつ効果的な整備が求められています。
- 市街地の整備にあたっては、快適な居住環境、都市としての拠点整備、中心市街地の活性化、観光交流空間としての魅力ある都市基盤整備に努める必要があります。
- 市街地の整備とあわせて、地域拠点施設整備や交通環境の整備によるネットワーク化をはかり、拠点機能の充実をはかる必要があります。
- 今後、都市基盤の整備・開発・保全をはかっていくためには、都市計画マスタープランの策定や地区レベルのルールづくりが必要です。

基本方向

- ◆ 歴史・文化や自然環境と共存した都市的魅力を備えた、快適な居住環境の創出、都市機能の向上、密集市街地の整備改善などを進めます。
- ◆ 市街地と地域拠点とのネットワーク化をはかり、都市機能の充実をはかります。
- ◆ 適正な土地利用の規制・誘導をはかるため、都市計画マスタープランをはじめ諸計画の策定に努めます。

施策の体系

都市基盤の整備

駅周辺の市街地整備

地域拠点施設整備の促進

まちづくりルールの推進



伊勢中川駅周辺

施策の内容

1. 駅周辺の市街地整備

(1) 松阪駅周辺の整備

- 中心部へのアクセス強化をはかるための街路整備を促進します。
- 松阪駅周辺の再生と活性化に向けた市街地再開発や交通結節点の再整備を推進します。
- 歴史・文化的資源を活かした観光交流空間を創出します。

(2) 伊勢中川駅周辺の整備

- 伊勢中川駅周辺土地区画整理事業の完成に向けて整備促進に努めます。
- 都市的魅力を備えた居住・業務・商業の集積をはかります。
- 公園や地域コミュニティ施設等の整備を促進します。

(3) 松ヶ崎駅周辺の整備

- 松ヶ崎駅周辺まちづくり総合支援事業の促進をはかります。
- 歴史・文化に配慮した修景整備を促進します。

2. 地域拠点施設整備の促進

(1) 地域拠点施設の整備

- 既存施設の有効的な活用を行い拠点施設の充実をはかります。
- 歴史、文化を活かしたまちなみの整備など、地域の個性を創出する拠点施設の整備をはかります。

(2) 市街地と地域拠点とのネットワーク化

- 交通環境の整備をはかり、市街地と地域拠点とのネットワーク化をはかります。

3. まちづくりルールの推進

(1) 土地利用計画等の整備

- 都市計画マスタープランを策定し、土地利用計画等の整備を進めます。
- 法的手続きを進めるとともに、計画に基づく規制誘導をはかり、適正な土地利用に努めます。

(2) まちづくりルールの推進

- 歴史・文化を活かしたまちづくりなどを進めるために、地区計画等のルールづくりを推進します。

■ 都市計画概要

区域別	面積 (ha)	構成		人口	構成		世帯数	構成
行政区域	62,380.0	100.0%	—	170,545	100.0%	—	64,686	100.0%
都市計画区域	17,437.0	28.0%	100.0%	152,055	89.2%	100.0%	58,241	90.0%
市街化区域	2,898.2	(4.7)	16.6%	94,646	(55.5)	62.3%	39,401	(60.9)
市街化調整区域	12,649.8	(20.3)	72.6%	45,051	(26.4)	29.6%	14,623	(22.6)
非線引き	1,889.0	(3.0)	10.8%	12,358	(7.3)	8.1%	4,217	(6.5)
都市計画区域外	44,943.0	72.0%	—	18,490	10.8%	—	6,445	10.0%

資料:都市計画課



第2節 交通体系の整備

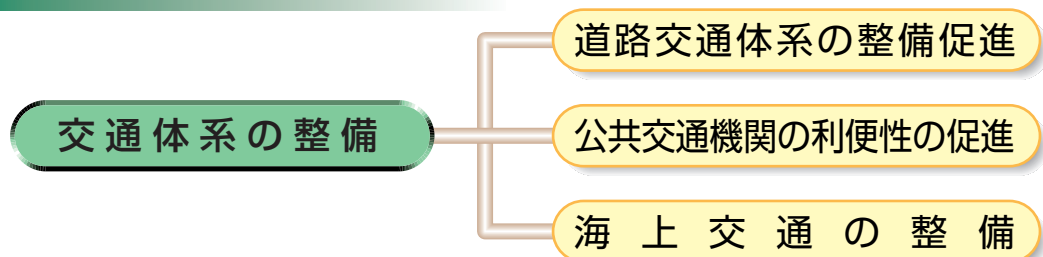
現況と課題

- 道路整備にあたっては、慢性的渋滞の解消および未整備区間における自動車・歩行者の安全確保が求められています。
- 安全、快適な道路の整備を行うために、歩道のバリアフリー化や景観に配慮した電線類の地中化等の整備を進め、すべての人が使いやすい道路の整備を行う必要があります。
- 公共交通機関である鉄道・バスは、年々利用者が減少していることから路線の見直しや廃止が進められています。このため地域の状況や特性に応じて、公共交通の利用促進をはかるとともに、交通システムの構築を行う必要があります。
- 交通体系の整備にあたっては、市民生活や都市・産業活動などはもとより、安全面やライフラインとして整備に取り組む必要があります。このため、まず大規模災害の緊急避難・輸送路として重要な役割を担う道路の整備、鉄道やバス等との交通結節点の整備を進める必要があります。
- 松阪から世界へのルートを確保するため、松阪港と中部国際空港を結ぶ海上アクセスの整備を進める必要があります。

基本方向

- ◆大規模災害時のライフラインとしての役割を果たすため、広域幹線道路網の整備や広域農道の整備を促進します。
- ◆各地域を結ぶ幹線道路や生活に必要な道路の整備を促進するとともに、公共交通機関とのネットワーク化をはかり、ひとや環境にやさしい交通体系の実現をめざします。
- ◆公共交通機関の利用促進をはかり、交通手段の確保と交通体系システムづくりを推進します。
- ◆中部国際空港への海上アクセスを整備します。

施策の体系



施策の内容

1. 道路交通体系の整備促進

(1) 広域幹線道路の整備促進

- 物流および市民生活の向上をはかるために、広域幹線道路網の整備および広域農道の整備を促進します。
- 大規模災害の緊急避難・輸送路としての役割を果たすために、広域幹線道路網の整備および広域農道の整備を促進します。
- 紀伊半島地域の交流と連携のために、東海南海連絡道の建設を促進します。

(2) 幹線道路等の整備促進

- 地域間の交流や生活の利便性をはかるために、幹線道路の整備を促進し、また市民の生活環境において密接に関連する生活道路の整備を進めます。
- 災害時における橋梁の機能を確保するため、橋梁耐震補強を推進します。

(3) 道路環境の充実

- 自動車と歩行者が安全に共存でき、誰もが安心して快適に移動できる道路整備に努めます。
- 道路の緑化等、環境に配慮した道路整備を推進します。
- 市民参加による道路の環境美化を推進します。

2. 公共交通機関の利便性の促進

(1) 鉄道、バス利用の促進

- 公共交通機関である鉄道やバスの相互連携強化に取り組みます。

(2) 松阪市バス等交通システムの促進

- 松阪市バス等交通システムの充実に努めるとともに、地域住民と協働し、地域の実情に応じた交通体系の整備に努めます。

(3) 交通結節点の再整備

- 公共交通機関などの交通結節点である松阪駅周辺の再整備を進めます。
- 伊勢中川駅を広域的な交通拠点として、機能の充実をはかります。

3. 海上交通の整備

(1) 海上アクセスの整備

- 南三重の玄関口として、観光および産業などの交流拠点を創出するため、中部国際空港への海上アクセスの整備に取り組みます。



鈴の音バス

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第3節 海岸・港湾の整備

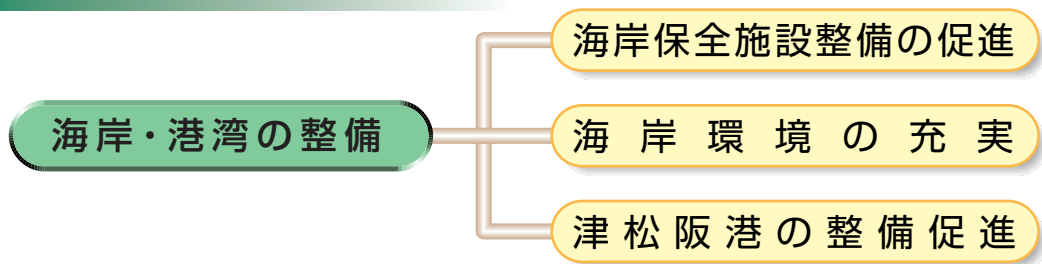
現況と課題

- 海岸保全施設は、老朽化が進んでおり、津波や高潮の被害から住民を守るため、その安全確保が求められています。
- 海岸堤防や岸壁の整備にあたっては、耐震性能の向上をはかるとともに、自然環境や生態系に配慮し、整備する必要があります。
- 津松阪港大口地区においては、船舶の大型化への対応など物流機能の強化が求められています。また、災害時の避難場所や救援物資の一時保管の場所の確保と海上アクセス基地としての整備をはかる必要があります。

基本方向

- ◆ 海岸整備については、津波や高潮から住民を守るため、早期に整備を進めるとともに、景観や自然環境に配慮した海岸づくりをめざします。
- ◆ 港湾整備については、物流機能の強化と充実をはかるとともに、南三重の玄関口としての海上アクセス基地の整備を進めます。

施策の体系



海上アクセス空港側ターミナル完成予想図

施策の内容

1. 海岸保全施設整備の促進

- 津波、高潮から地域住民を守るため、早期に老朽化した堤防の改修や補強整備に取り組みます。
- 海岸部の地盤の状態により液状化対策を実施し、耐震性能を高めます。

2. 海岸環境の充実

- 自然環境や生態系に配慮した海岸整備を促進します。
- 波の侵食から砂浜を保護し、市民の憩いの場を創出します。
- 景観に配慮した潤いのある海岸の整備を進めます。

3. 津松阪港の整備促進

- 老朽化した岸壁の改修を行い、船舶の大型化に対応した港湾整備を進めます。
- 中部国際空港への海上アクセス基地を整備し、南三重の玄関口としての拠点づくりを創出します。
- 大口地区の背後地については、防災拠点港湾として、災害時の避難場所や救援物資の一時保管のための緑地整備をはかります。
- 小型船等に対応した港湾の整備を推進します。



■松阪港の状況

項目	年次	13年	14年	15年	16年	17年
入港船舶隻数		2,999	3,393	2,122	1,615	1,275
入港船舶総トン数		2,450,623	3,689,172	1,756,664	1,396,297	1,154,560
取扱貨物量 (t)	移出	3,094,143	4,812,514	1,941,315	815,979	114,573
	移入	883,485	907,354	890,113	1,013,129	1,351,505
	輸出	1,200	0	0	2,800	0
	輸入	90,312	81,980	87,496	96,655	94,651
	計	4,069,140	5,801,848	2,918,924	1,928,563	1,560,729
外貿船入港隻数		33	35	32	37	35

資料:都市計画課

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第4節

上水道の安定供給

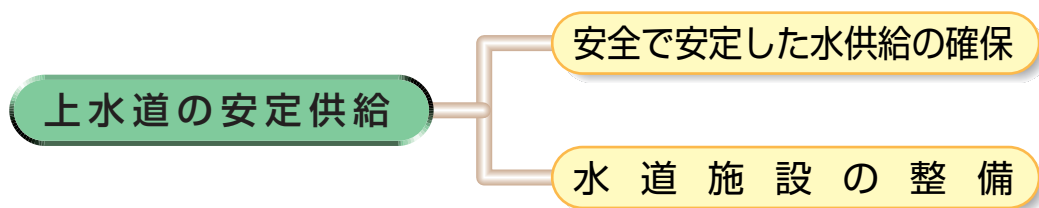
現況と課題

- 安全で良質な水を求める市民ニーズが高まる中で、上水道および簡易水道においては、市民生活におけるライフラインとして、安全で安心な水を安定的に供給するという大きな役割を担っています。
- 老朽化施設の更新や連絡管路網の整備、水質の保全、地震などの災害にも対応できる水道施設の整備を進めるとともに、将来の上水道の健全な運用をはかるため、広域的な総合管理体制を確立する必要があります。
- 簡易水道においては、施設整備や水質の保全に努めるとともに点在する施設の有効かつ適正な運営をはかる必要があります。

基本方向

- ◆市民に安全で安心な水を安定供給するため、水道施設の適切な維持管理など給水体制の確保や連絡管路網の整備、水質保全に努めるとともに、健全で効率的な水道事業の運営に努めます。
- ◆耐震化対策など災害に強い水道施設の整備を進めます。

施策の体系



■水道の状況 (平成17年3月末)

	給水人口 (人)	給水量 (m ³)	現施設能力 (m ³ /日)	浄水場 設置数(箇所)	配水池 設置数(箇所)	普及率 (%)※1	給水区域(管内)
上水道	159,163	24,135,268	106,920	14	51	95.3	本庁・嬉野 三雲・飯南
簡易水道	6,483	1,003,512	3,245	13	21	3.9	本庁の一部 飯高
計	165,646	25,138,780	110,165	27	72	99.1	

※1この表に限り、市内の行政人口にかかる率としています。

資料:水道部

施策の内容

1. 安全で安定した水供給の確保

- (1) 給水体制の確保
 - 監視体制の充実や施設整備により、安全で安心な水の安定供給に努めます。
- (2) 維持管理体制の充実
 - 管路情報のデータ化やシステム化を一層進めることにより、維持管理体制の充実、強化に努めます。
- (3) 効率的な水利用
 - 漏水調査等による有収率の向上に取り組み、効率的な水利用に努めます。
- (4) 水質保全対策の推進
 - 水源地域の水質保全とともに水質検査の充実、強化に取り組み水質保全対策を進めます。

2. 水道施設の整備

- (1) 老朽施設の更新
 - 水の供給にかかる漏水の防止や減災等のため、老朽化した配水管や配水池等の更新に努めます。
- (2) 連絡管路網の整備
 - 広大な市域において総合的で有効的な水利用をはかるため、連絡管路網の整備に努めます。
- (3) 災害に強い水道施設の整備
 - 水道施設の耐震対策などに取り組み、災害に強い水道施設の整備に努めます。



天花寺配水地

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第5節

下水道の整備促進

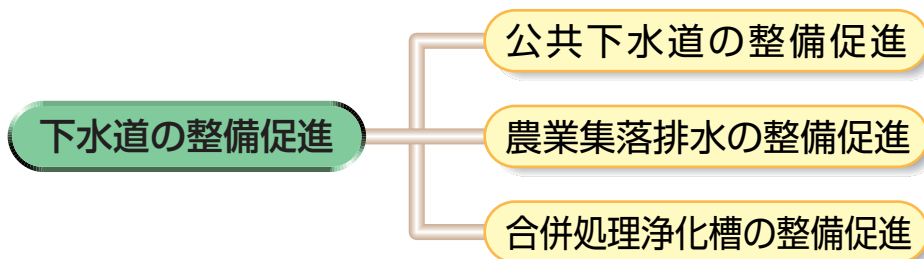
現況と課題

- 本市の下水道普及率は、全国平均を大きく下回り、さらに各家庭などに設置されている浄化槽は単独処理浄化槽が多いため、生活排水による水質の悪化が見られます。
- 下水道の普及を図るために、公共下水道事業や農業集落排水事業及び合併処理浄化槽により整備を進めています。しかし、下水道整備には、多額の費用と年月を要するため、計画的で効率的に整備促進を進める必要があります。
- 下水道整備の遅れる地域では合併処理浄化槽設置の取り組みや、水洗化に対する市民への啓発活動を進める必要があります。
- 浸水被害の解消については、雨水処理計画に基づき浸水多発地域の排水施設整備などを実施する必要があります。

基本方向

- ◆下水道の整備については、公共下水道事業で市街地等を主として整備をはかり、そのほかの地域においては地域の実情に即した農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置事業などにより整備促進をはかり、普及率の向上に努めます。
- ◆下水道普及にあたっては長期整備計画を策定し、これに基づき住環境整備の改善に努めていきます。
- ◆浸水対策については、雨水整備計画に基づき関連する河川事業等との連携をはかり、効率的な雨水施設整備を計画的に進め浸水被害の軽減をはかります。

施策の体系



施策の内容

1. 公共下水道の整備促進

- 汚水整備計画に基づき、計画的かつ効率的に整備を推進し普及率の向上に努めます。
- 雨水整備計画に基づき、河川事業との連携をはかり、浸水多発地域の計画的な整備に努め、被害の軽減をはかります。
- 下水道施設の効率的な維持管理運営に努めます。
- 供用開始後すみやかに排水設備工事を促進するため、広報などの啓発活動を推進するとともに、融資あっせんや助成制度の活用による水洗化の促進に努めます。
- 公営企業会計の導入に伴い、事業経費の負担区分、経営状況および財政状況の一層の明確化や透明性の確保に努めるとともに、職員の経営意識を一層高め、長期的視野にたって下水道事業の健全経営に努めます。

2. 農業集落排水の整備促進

- 農業集落排水事業計画により、農村集落を対象とした住環境の改善に取り組みます。

3. 合併処理浄化槽の整備促進

- 市町村整備型浄化槽については、計画的に整備を進めていきます。
- 公共下水道事業や農業集落排水事業で整備が遅れる地域については、汚水処理施設整備交付金制度等により住環境の整備をはかります。

■ 公共下水道普及率（平成16年度末）

全国平均	68.1%	——
三重県平均	35.7%	全国順位 42位(47都道府県)
松阪市	28.7%	県内順位 18位(47市町村)

■ 公共下水道普及率の推移（平成19年度以降は予測）

年 度	H16	H19	H22	H25
下水道整備面積 (ha)	1,024	1,372	1,723	2,059
下水道普及率 (%)	28.70	33.00	41.40	49.50

資料:下水道部

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第6節 住環境の整備

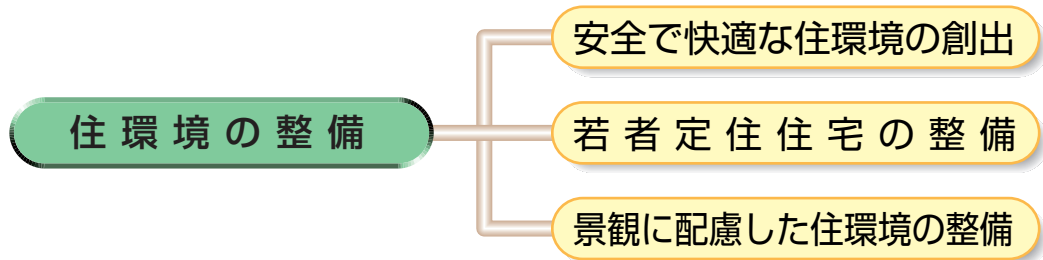
現況と課題

- ライフスタイルや家族形態の変化等に伴い、住まいに求められる市民ニーズは多様化しています。また過疎地域においては、若者の定住を促進する対策が必要とされています。
- 高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が、安全で快適に生活できるように必要な住宅の供給に努める必要があります。
- 民間等による住宅供給については、周辺の市民の生活や自然などへの影響に配慮した宅地開発を進める必要があります。

基本方向

- ◆ すべての市民が安全で快適に生活できるように住環境を創出します。
- ◆ 過疎地域における若者定住のための住宅建設を推進します。
- ◆ 景観を守るため市民と協働で景観に配慮した住環境の整備を行います。

施策の体系



若者定住住宅

施策の内容

1. 安全で快適な住環境の創出

- すべての市民が安全で快適に生活できるよう市営住宅、民間等の住宅のバリアフリー化を推進します。
- 民間活力を活用した公的な高齢者向け優良賃貸住宅建設を促進します。
- 市営住宅および諸施設の維持管理に努めます。

2. 若者定住住宅の整備

- Uターン、Iターンなどを含めた若者定住促進のため、住宅整備の一層の推進をはかります。

3. 景観に配慮した住環境の整備

- 良好な住宅環境の誘導や規制により、地域の特性を生かした質の高い居住空間の形成に努めます。



バリアフリー住宅



市営城南団地住宅



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第7節 公園緑地の整備

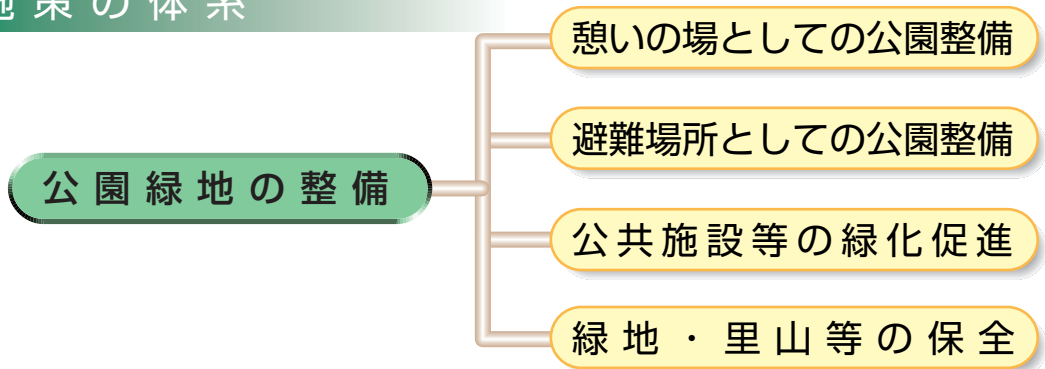
現況と課題

- 公園は、コミュニケーション、休息、スポーツ・レクリエーションなどの場であり、利用形態に配慮して市民が身近に利用できるとともに、災害時には避難場所となり得る公園整備が求められています。
- 緑地は、快適な環境づくりや温暖化防止としての役割を果たしていますが、都市化の進展等に伴い、緑の空間が減少しつつあります。
- 豊かな自然と都市環境との調和をはかり、市民と行政が一体となり緑化の推進、公園緑地の整備、自然環境の保全など緑を生かしたまちづくりを進める必要があります。

基本方向

- ◆コミュニケーション、休息、スポーツ・レクリエーションなどの場や災害時の避難場所として地域の特性を生かした住民参加による公園の整備や緑地の保全に努めます。

施策の体系



鈴の森公園

施策の内容

1. 憩いの場としての公園整備

- 多様化する市民のスポーツ・レクリエーション需要に対応するために、総合運動公園等の整備をはかります。
- 市民の利用形態に配慮し、市民が身近に利用できる街区公園、近隣公園、地区公園などの整備・充実をはかります。
- 民間宅地開発事業などによる公園緑地の適正配置の促進に努めます。

2. 避難場所としての公園整備

- 防災面の向上をはかるために、災害時の緊急避難場所としての公園整備を推進します。

3. 公共施設等の緑化促進

- 道路・河川・学校など公共施設の緑化推進に努めます。
- 緑化意識の普及啓発や環境学習を推進します。

4. 緑地・里山等の保全

- 民有地の緑地、里山等の保全に努めます。
- 身近な生物の生息環境の保全などの快適環境づくりに努めます。

■ 都市公園の概要 (平成18年4月1日現在)

	運動	総合	地区	近隣	街区	特殊	都市緑地	計
公園数(箇所)	1	1	1	6	292	1	4	306
面積(m ²)	460,237	68,262	61,000	118,922	166,906	281,000	24,474	1,180,801

■ 一人当たり公園面積 (m²/人)

都市基幹公園	3.48
住区基幹公園	3.66
都市計画区域	7.77

■ その他

その他の公園	(市管理)	16箇所
緑地	(市管理)	57箇所
帰属公園	(業者管理)	16箇所

資料:土木課



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第8節 快適な景観形成の推進

現況と課題

- 本市には、豊かな自然や歴史・文化遺産が多く残っていますが、都市化や山林・農地の荒廃とともに、貴重な景観が失われつつあります。
- 豊かな自然を生かし、水と緑に親しめる景観や歴史・文化を生かした景観など、市民が誇れる美しい景観づくりを進める必要があります。
- 景観に対する市民意識が高まる中で、まちなみ景観を保全・活用しようとする市民や事業者の取り組みが進められています。
- これまで本市が育んできた自然、農山村、都市、歴史・文化的な景観は、新たなまちづくりの資源として活用する必要があります。
- 美しく魅力ある景観づくりには、景観に対する普及・啓発活動を行い、市民や事業者などの関心を高める必要があります。
- 屋外広告物については、県からの権限委譲を受け、三重県屋外広告物条例に基づき、違反広告物の除去や規制を行っていますが、依然として増える状況にあります。

基本方向

- ◆美しい景観づくりのために自然、農山村、都市、歴史・文化的な景観を保全、活用した松阪特有の景観や地域のシンボルとなるような景観づくりを進めます。
- ◆良好な景観形成をはかるために、美しく快適な景観づくりへの意識を高めるための普及・啓発を進め、市民や行政、事業者などが協働で景観づくりに取り組みます。
- ◆快適で美しい景観形成のための景観条例などの制度化とともに規制・誘導などに取り組み、総合的な景観形成を進めます。

施策の体系

快適な景観形成の推進

美しい山並みと海岸線を活かした自然景観の形成

魅力ある農山村景観の形成

快適な都市景観の形成

松阪特有の歴史・文化景観の形成

制度を利用した景観の形成

市民と協働の景観の形成

施策の内容

1. 美しい山並みと海岸線を活かした自然景観の形成

- 山や川、海を眺められる場所づくりや、これら自然に親しむ空間の整備を進めます。

2. 魅力ある農山村景観の形成

- 棚田や水田が広がる農山村景観の保全に努めます。

3. 快適な都市景観の形成

- 歴史文化や近代的なまちなみに調和した快適な市街地景観づくりを進めます。
- 周囲と調和のとれた良好な広告景観の形成のため、屋外広告物に対する適切な規制誘導に努めます。

4. 松阪特有の歴史・文化景観の形成

- 歴史街道の保全や歴史文化資源などを活かした景観拠点づくりに努めます。
- 歴史・文化景観を活かした景観拠点としての整備促進をはかります。

5. 制度を利用した景観の形成

- 景観マスタープラン等の計画作成を進めるとともに景観条例等の制度化に努めます。
- 良好な景観地区を創出するため、地区計画等の導入による景観づくりに努めます。

6. 市民と協働の景観の形成

- 市民や事業者、行政が協働で良好な景観づくりを進めます。
- 優れた景観形成の事例紹介などを通じて景観づくりの普及啓発に努めるとともに市民の自立的な景観形成に対する支援に努めます。



飯南町深野の棚田



中万町の町並み

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第3章

環境に配慮するまちづくり





第1節 廃棄物対策の推進

現況と課題

- 資源化の取り組みによりごみの減量に一定の成果をあげましたが、生活様式の多様化に伴い、ごみの量とともに質の多様化が新たな問題となっています。また、廃棄物の不法投棄も大きな環境問題となっています。
- ごみの減量化、資源化に関しては、排出者責任、拡大生産者責任の考え方に基づき、持続可能な資源循環型社会の実現に向けて市民や地域社会をはじめ事業者、行政が一体となった取り組みが必要です。
- し尿処理については非水洗化や浄化槽人口も依然として多い状況にあります。今後、下水道普及の遅れる地域に対するし尿処理については、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、し尿処理施設の拡充をはかり、適正な処理に努める必要があります。

基本方向

- ◆ ごみの減量化や資源化に向けて、市民、事業者、行政が一体となって取り組み、ごみの発生そのものを抑制し、分別排出、分別収集を推進するとともに、持続可能な資源循環型社会の実現をめざしたごみの適正な処理に努めます。
- ◆ し尿処理については、効率的な収集運搬体制の確立をはかるとともに、し尿処理施設の整備、拡充をはかります。

施策の体系

廃棄物対策の推進

ごみの適正な排出の推進

安全で適正なごみ処理

ごみの減量化とリサイクルの推進

ごみの不法投棄の防止

し尿の適正処理



資源物回収

施策の内容

1. ごみの適正な排出の推進

- ごみの発生抑制やごみの適正な分別、ごみの処理に適した分別排出などの啓発活動に取り組み、ごみゼロに対する市民意識の高揚に努めます。
- ごみ収集システムの充実をめざし、機材の整備や分別収集の強化をはかり、効率的な収集体制の確立に努めます。

2. 安全で適正なごみ処理

- ごみの減量化や分別収集の実施により、ごみ処理施設への負荷軽減をはかることで周辺の環境保持に努めます。また、ごみ処理の一元化をはかるため、分別品目の見直しや施設の整備・充実に努めます。

3. ごみの減量化とリサイクルの推進

- 持続可能な資源循環型社会の構築をめざし、分別排出を市民、事業者、行政が一体となって推進し、資源化やエコ商品の需要促進をはかるよう啓発活動に努めます。
- 資源回収システムの充実と資源物集団回収活動の促進に努めます。
- 生ごみ堆肥化事業や補助制度等の充実をはかり、家庭から排出される生ごみの減量化・再利用化を推進します。
- 分別収集の円滑な実施と適切な処理をするため、リサイクル施設の整備を進めます。

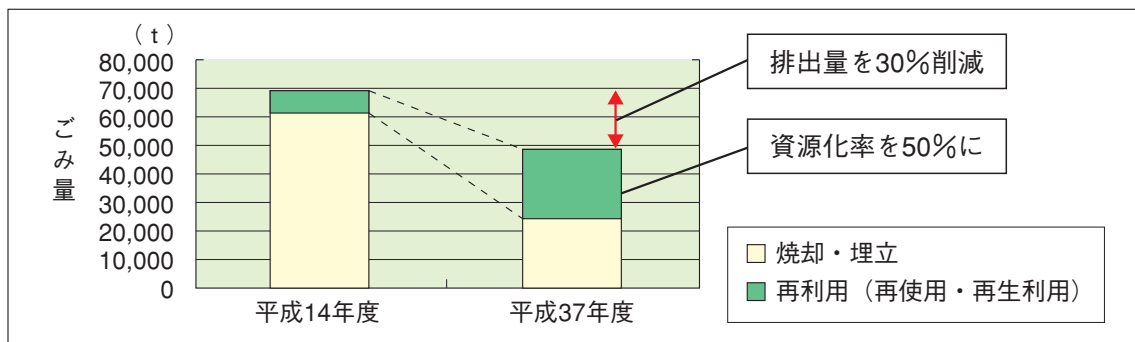
4. ごみの不法投棄の防止

- 関係機関と連携して不法投棄防止の取り組みを進めます。
- 市民の環境美化意識の向上に努め、環境美化活動を促進します。

5. し尿の適正処理

- し尿収集処理の効率的な維持管理体制の構築をはかります。
- 増加が見込まれる浄化槽汚泥の適正な処理に努めます。
- 処理工程で発生する汚泥の有効活用をはかります。

■ごみ量の推移



資料:清掃事業課・資源循環推進課

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第2節 地球環境問題と身近な環境への対応

現況と課題

- 本市の環境は概ね良好であるといえますが、有害物質による土壌や地下水の汚染などが新たな問題となっています。
- 自然環境については、都市の緑化や里山の保全など身近な自然環境の保全と回復に市民の関心が高まっています。
- 地球環境問題に関しては、生活環境と密接に関わっていることから、市民が主体となって環境にやさしい行動に取り組むことが求められています。
- 大気、水質など環境調査を実施し監視体制の強化をはかるとともに、行政、事業者、市民、市民団体と連携して環境にやさしい行動を積極的に推進していく必要があります。

基本方向

- ◆環境保全に関する市民意識の高揚や環境保全活動の推進に努めるとともに、環境監視活動を進め良好な生活環境の形成に努めます。
- ◆土地利用、施設整備における自然環境への配慮に努めるとともに、多様な自然環境の保全と回復に取り組みます。
- ◆市民、市民団体および事業者と協働して、総合的な環境計画づくりを進め、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するシステムの構築に努めます。

施策の体系

地球環境問題と身近な環境への対応

環境監視体制の充実と環境情報の提供

公害対策の推進

自然環境の保全と回復

地球環境問題への取り組み

総合的な環境管理システムの構築

施策の内容

1. 環境監視体制の充実と環境情報の提供

- 大気・水質・騒音等に関する環境監視体制の充実をはかります。
- 適切な環境情報の提供により市民の環境保全意識の高揚をはかります。

2. 公害対策の推進

- 三重県公害事前審査制度の活用による公害防止の指導に努めます。
- 公害防止協定の締結による公害防止の指導、監視に努めます。

3. 自然環境の保全と回復

- 自然環境への影響に配慮した開発事業への指導に努めます。
- 市域に生息する貴重な動植物の調査を行い、自然環境の保全と回復に努めます。

4. 地球環境問題への取り組み

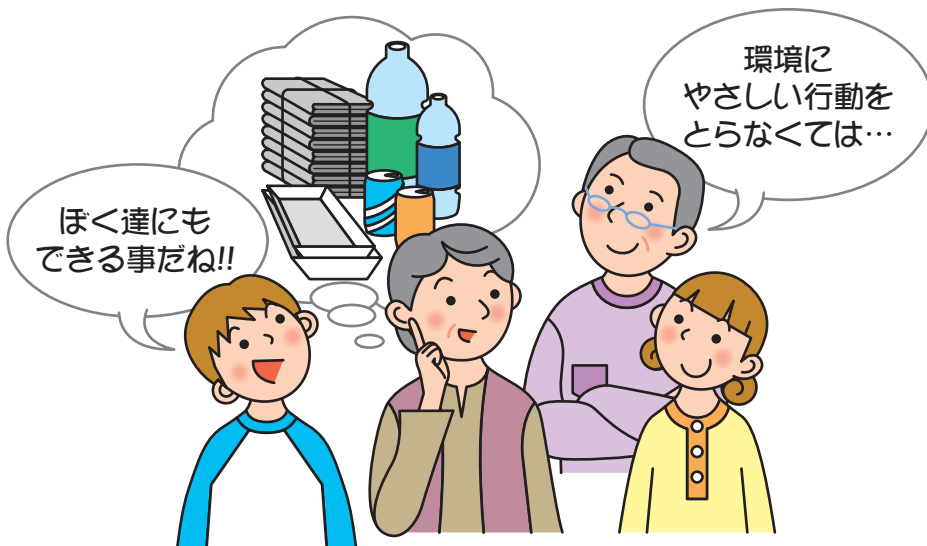
- 地球温暖化対策率先実行計画により自主的に温暖化対策に取り組みます。
- 地球環境保全活動の普及、啓発に努めます。

5. 総合的な環境管理システムの構築

- 環境基本計画を策定し総合的かつ計画的に環境施策を推進します。
- 環境マネジメントシステムに継続的に取り組み、積極的に環境活動を進めます。



騒音測定



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第3節 新エネルギーの推進

現況と課題

- 地球環境問題や資源エネルギー問題の対策として、新エネルギーへの市民の関心が高まりつつあります。加えて、地域振興、産業振興などの面からも地域レベルにおける新エネルギーの導入が求められています。
- 従来の太陽光エネルギーに加え、本市の豊かな森林資源を使った木質バイオマスなど地域資源を有効活用した新エネルギーシステムの確立が求められています。
- 本市は、公共交通機関を含め、移動手段を自動車に依存することが多いことから、クリーンエネルギー自動車の普及・啓発を進める必要があります。

基本方向

- ◆本市に特有な地域資源を生かした新エネルギーシステムの確立に努めるとともに、市民に身近な新エネルギーの普及・啓発を進め、新エネルギー利用を通じて良好な自然環境の形成に努めます。



太陽光発電（松江幼稚園）

施策の体系

新エネルギーの推進

身近な新エネルギーの普及・啓発

地域資源を活用した新エネルギーの創造

率先した新エネルギー利用への取り組み

施策の内容

1. 身近な新エネルギーの普及・啓発

- 太陽光発電システムの普及・啓発に努めます。
- 家庭における新エネルギーの利用の普及・啓発活動を推進します。

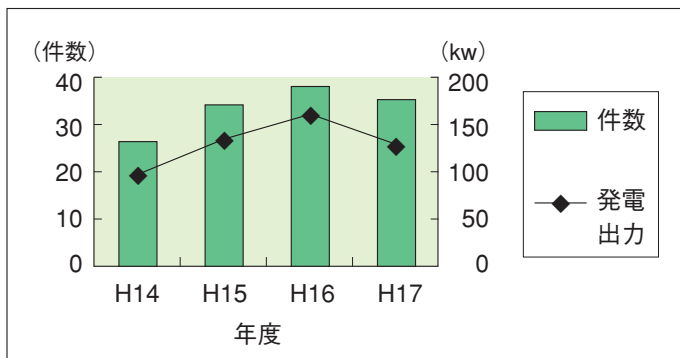
2. 地域資源を活用した新エネルギーの創造

- 木質バイオマスを活用した熱電供給施設を促進し、地域資源の有効活用と地域活性化をはかります。
- 潜在する地域資源を有効に活用するため、新エネルギーの調査・検討を行います。

3. 率先した新エネルギー利用への取り組み

- 公用車におけるクリーンエネルギー自動車の導入を率先して進めます。
- 公共施設への新エネルギーの積極的な導入をはかります。

■ 太陽光発電システム補助実施状況



年 度	H14	H15	H16	H17
件 数	26	34	38	35
発電出力	96.3	133.4	159.6	128.3

資料:環境課

これからは
新しいエネルギーにも
注目しようね!!



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第4節 環境衛生の推進

現況と課題

- ペットの糞の後始末や浄化槽の維持管理の不備による、異臭などの近隣環境衛生に関する問題が頻発しています。
- 浄化槽の適切な管理や動物愛護に関する啓発活動などをおして、市民一人ひとりの環境衛生に対する意識の向上に努めていく必要があります。
- 今後高齢社会が進行する中で、住宅環境、生活様式などの変化により、自宅で葬儀をすることが困難な場合も多く、斎場や霊苑施設等の利用の増加が見込まれます。
- 既存の斎場、火葬場、霊苑などの施設を有効に活用するとともに、設備の充実に努める必要があります。

基本方向

- ◆ 市民生活に密接にかかわりのある環境衛生における快適性を確保するため、市民の環境衛生に対する意識の向上に努めます。
- ◆ 斎場、霊苑に対する多様化する利用者ニーズや将来の需要増加に対応するため、施設の整備、拡充をはかります。

施策の体系

環境衛生の推進

身近な環境衛生活動の推進

斎場・霊苑の整備、拡充



斎場（ピプノス嬉野）

施策の内容

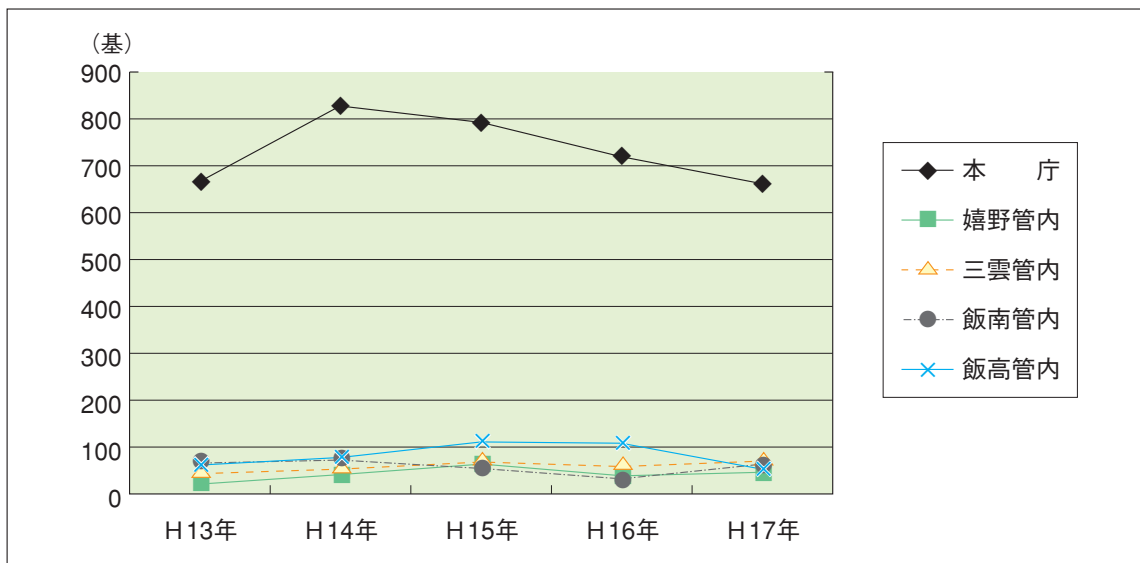
1. 身近な環境衛生活動の推進

- 身近な環境衛生における市民意識の高揚をはかります。
- 合併処理浄化槽の設置に関する普及啓発に努めます。
- 飼い犬の登録と予防注射の接種を促進し、狂犬病の予防と飼育モラルの向上に努めます。

2. 斎場・霊苑の整備、拡充

- 斎場については、利用者の増加にも対応できるよう効率的な管理・運営に努めます。
- 将来の需要増加に対応した斎場、火葬場、霊苑の整備、拡充をはかります。

■ 浄化槽設置数の推移



	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	5ヶ年計
本 庁	664	825	791	720	665	3,665
嬉野管内	30	43	66	45	53	237
三雲管内	50	58	68	71	73	320
飯南管内	70	80	64	41	67	322
飯高管内	67	83	108	107	60	425
年度別計	881	1,089	1,097	984	918	

※飯南、飯高管内は市町村整備型、その他は個別設置型

資料:環境課

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第4章

健やかでいきいき暮らせる まちづくり





第1節 健康づくり施策の推進

現況と課題

- 生活様式等の変化に伴い、食生活、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣を起因としたがん、脳卒中、心疾患などの生活習慣病が疾病全体で大きな割合を占め、若年期から高齢期まで増加していく傾向にあります。
- すべての市民にとって「健康」は、人が幸せに生きるための重要な資源としてとらえ、元気に楽しく、安心して暮らすことができるように、一人ひとりが疾病を予防し、健康の保持増進に取り組んでいくことが重要視されています。
- 「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを基本に、すべての市民が、運動、栄養、休養のバランスのとれた生活習慣を身につけ、充実した人生を送ることができるよう、地域の実情に即した市民の自主的な健康づくりを支援するとともに、若年期からの生活習慣病対策を進め、ライフステージに応じた疾病の予防、早期発見、早期治療、リハビリテーションができる、保健・医療・福祉サービスの一体的な提供体制の整備をはかる必要があります。

基本方向

- ◆市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりのため、健康意識の高揚をはかるとともに、保健・医療・福祉の関係機関等と連携し、生涯にわたる健康づくり体制の充実に努めます。

施策の体系

健康づくり施策の推進

健康増進計画「健康まつさか21」の推進

保健事業の充実

健康活動拠点の確保

保健・医療・福祉体制の整備

施策の内容

1. 健康増進計画「健康まつさか21」の推進

(1) 健康づくりの総合的な推進

- 「自らの健康は自らがつくる」との健康意識の高揚を図ります。
- 家庭を基盤とした積極的な健康づくりの実践と習慣化に努めます。
- 地域、グループなど市民が主体の健康づくり組織の育成支援を行います。

(2) 適正な生活習慣形成の支援

- 栄養（食生活）・運動・休養（こころの健康）の大切さを普及啓発します。

2. 保健事業の充実

(1) 母子保健の充実

- 妊産婦の健康の保持増進に努めます。
- 子どものこころとからだの健やかな発達を支援します。

(2) 老人（成人）保健事業の充実

- 若年層からの生活習慣病予防対策を推進します。
- 健康診査の受診勧奨に努め、適切な保健指導の実施をはかります。
- 地域の実情に応じた健康教育、健康相談を推進します。

(3) 歯と口の健康づくりの推進

- ライフステージに応じた歯や口の健康づくりを推進します。

(4) 感染症予防対策の推進

- 感染症予防知識の普及、情報提供、予防接種事業などにより、感染症の発生予防、まん延防止に努めます。

3. 健康活動拠点の確保

- 市民の健康活動の拠点となる保健センターの適切な運営をはかります。

4. 保健・医療・福祉体制の整備

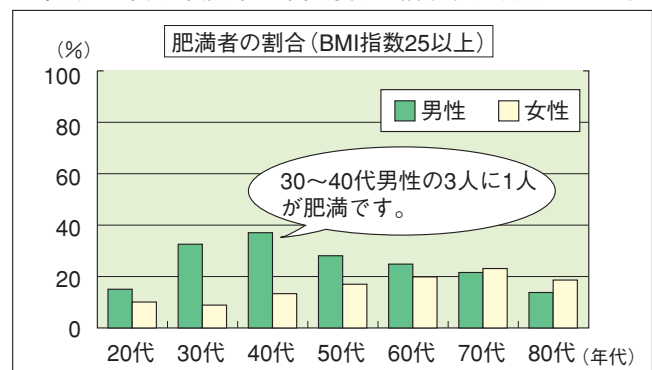
- 疾病の予防、早期発見、リハビリテーションに至る保健・医療・福祉サービスの一体的な提供体制の整備に努めます。
- 保健事業における総合相談を推進し、医療・福祉との有機的連携をはかります。



「こんにちは！スリムな私教室」（生活習慣予防教室）

※肥満（内臓脂肪）と「高血圧・高脂血・高血糖」のうちで2項目以上を併せ持った状態を「メタボリックシンドローム」といい、心筋梗塞や脳梗塞などの重篤な病気を引き起こす危険性が高まります。

■平成17年度 松阪市基本健康診査結果（受診者数 10,843）



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第2節 医療提供体制の推進

現況と課題

- 急速に進む少子高齢社会、疾病構造の変化、医療技術の進歩、勤務医不足、市民意識の変化など医療をとりまく環境は大きく変化しています。
- 市民に安心して信頼できる良質な医療の提供や地域医療サービスの充実が求められています。また、過疎地域においては、各種診療を利用することができる診療所等の整備が求められています。

基本方向

- ◆市民が健康で安心して生活が送れるよう高度医療サービスを提供するとともに、疾病の早期発見や予防のために各種健(検)診の充実をはかります。
- ◆地域に密着した医療サービスを推進します。

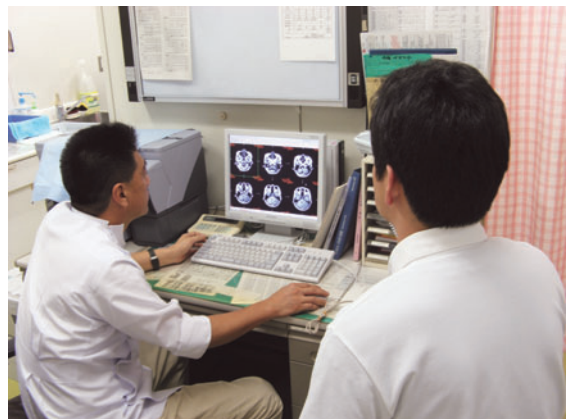
施策の体系

医療提供体制の推進

市民病院の充実

救急医療体制の充実

初期医療サービスの充実



電子カルテの導入（松阪市民病院）

施策の内容

1. 市民病院の充実

- 急性期病床・緩和ケア病床等の充実をはかり、基幹病院としての役割を果たします。
- 早期発見や予防のために、人間ドックや各種健(検)診・相談体制を充実します。
- 健診センターおよび緩和ケア病床など保健・医療施設の整備を推進します。
- 医療連携情報システムなどのIT事業を充実します。

2. 救急医療体制の充実

- 休日夜間応急診療所の運営体制の充実をはかるため、医師会や歯科医師会、薬剤師会等の関係団体との連携強化に努めます。
- 小児救急をはじめとする二次救急医療については、連絡会議の開催や運営事業の支援に努め、二次救急医療体制の維持と充実をはかります。

3. 初期医療サービスの充実

- 地域診療所の医師の確保、施設の整備など住民の日常生活圏内における初期医療が充足されるよう努めます。
- 安心して日常生活を過ごすために、「かかりつけ医・歯科医」を推進します。



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第3節 高齢者施策の充実

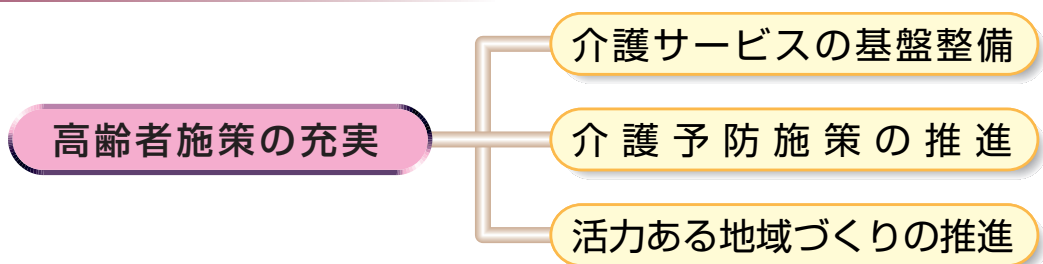
現況と課題

- 平成12年度の介護保険制度導入以降、在宅介護サービスの充実および介護保険施設等の基盤整備が進められました。また、急速な高齢化の進展に伴い介護サービス需用が増加する一方、それに応えるための事業量も着実に伸び、介護生活を社会全体で支えるしくみが整備されてきました。
- 要介護者が今後も増加することが見込まれるため、今後は高齢になってもできる限り要介護状態に陥ることのないよう、また要介護状態の進行防止をはかることで、誰もが安心して利用できる持続可能な制度とすることが重要です。
- 高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で、尊厳を保持してその人らしく豊かに暮らすことができるように、地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する事業の創設が求められています。

基本方向

- ◆平成18年度から推進する予防重視型システムへの転換を基軸にした松阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域や家庭において、自立した生活ができるよう支援するとともに、必要な保健・医療・福祉サービスを安心して受けることのできるサービス供給体制の整備を進めます。

施策の体系



夢虹房パワーリハビリ風景

施策の内容

1. 介護サービスの基盤整備

(1) 地域密着型サービスの創設と充実

- 身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスが提供できるよう、「地域密着型サービス」を創設し、その充実をはかります。

(2) 施設サービスにおける質の向上と地域ケアへの連携強化

- できる限り地域で暮らすことができるように、施設の持つ機能を生かして、地域ケアの一翼を担っていきけるように連携を強化します。
- いつでも安心して適切な施設ケアを受けられるように質の向上を促進します。

2. 介護予防施策の推進

(1) 地域ケア体制の確立

- 地域において自立した生活ができるように、これまでの老人保健事業、介護予防・地域支えあい事業および在宅介護支援センター運営事業を再編して地域支援事業を創設し、地域の支えあうシステムを構築します。

(2) 地域包括支援センターの設置

- 介護予防事業のマネジメント、被保険者の実態把握と総合相談・支援、虐待防止を含む権利擁護事業、多職種協働による包括的・継続的ケアマネジメント支援を実施します。

(3) 認知症高齢者ケアの充実

- 広く住民に認知症高齢者に対する理解を促進するとともに、認知症ケアの充実をはかります。

(4) ひとり暮らし高齢者等への支援の充実

- ひとり暮らし高齢者などに各種の福祉サービスを提供し、健康で安心して生活ができるよう支援します。

3. 活力ある地域づくりの推進

(1) 積極的な社会参加の促進

- 学習会や研修会を活用した老人クラブ活動、シルバーボランティア活動、就労対策等の推進により、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に努めます。

(2) 健康づくりへの支援

- 一次予防に重点を置く対策を推進し、健康寿命の延伸をはかっていきます。

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らしをまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第4節 障がい者福祉の推進

現況と課題

- 障がい者の生活支援における支援費制度の導入によって、障がい者自身または家族等で障がい福祉サービスが選択でき、自己決定により利用できるようになりましたが、社会参加や生きがい活動など自立した生活を送れる社会の構築が求められています。
- 障がい福祉サービスの提供体制を充実し、社会参加や生きがい活動の支援、また生活支援関係の相談に対応できる体制の充実が必要です。

基本方向

- ◆ 障がい者が、住み慣れた地域で生活することができ、支援を得ながら自立していくことができるように障がい者福祉施策を充実します。

施策の体系

障がい者福祉の推進

啓発と広報活動の推進および福祉教育の充実

生活支援の充実と体制づくり

生活環境のバリアフリーの推進

保健医療サービスの充実

情報提供とコミュニケーション支援体制の充実



障がい者(児)体育レクリエーション大会

施策の内容

1. 啓発と広報活動の推進および福祉教育の充実

- 障がいに関する正しい知識と認識を深める啓発と広報活動および偏見と差別をなくす福祉教育を充実します。
- 公共サービス従事者に対する障がい者理解を高めるための場づくりを進めます。
- 障がい者と地域住民の共生社会の形成とともに、福祉ボランティアへの支援をはかります。

2. 生活支援の充実と体制づくり

(1) 生活支援の充実

- 在宅福祉サービスの提供量の充実と質的向上をはかります。
- サービスの質的向上をはかるため、第三者機関による客観的サービス評価システムを構築します。
- 障がい者が地域で自立していくための支援体制の充実をはかります。
- 就労の機会の拡大、年金等の個人財産の保護、自己決定権の尊重のために成年後見制度の充実をはかります。

(2) 支援体制の強化・推進

- 利用者本位の支援体制を強化し、支援のネットワーク化をはかります。
- 重複障がい者、高次脳機能障がい者、発達障がい者および難病患者への支援体制の確立と推進をはかります。
- 地域での共生・自立への支援体制と社会参加の促進を強化します。
- 障がい者の就業への支援体制づくりを推進します。
- 施設から地域への生活圏域の移動の円滑化と施設機能の地域活用を推進します。
- 障がい者（児）の生活等各種相談の対応と各関係機関の連携を強化します。
- 心身障がい児の療育施設である「松阪市療育センター」の施設機能の強化と充実をはかります。

3. 生活環境のバリアフリーの推進

- ユニバーサルデザインに配慮した生活環境づくりと建築物のバリアフリー化を推進します。
- 安全で安心できる交通環境の整備を推進します。
- 障がい者に対する防災対策の推進と緊急時の通報体制を確立します。

4. 保健医療サービスの充実

- 保健医療サービスの効果的な提供をはかります。

5. 情報提供とコミュニケーション支援体制の充実

- ケーブルテレビ番組での字幕や手話通訳の挿入、市広報紙などの音声化を推進します。
- 手話通訳者および要約筆記者の人材育成と派遣体制の確立をはかります。

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第5節 児童と家庭の福祉の充実

現況と課題

- 少子高齢社会の進展、核家族化の進行、就労構造の変化、地域社会における人間関係の希薄化などにより、子ども自身だけではなく、子どもが育つ中心的な場所である家庭にも大きな環境の変化をもたらしています。
- 今後、「松阪市次世代育成支援行動計画」に基づいて、福祉的・教育的観点から子どもたちが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援体制の整備に取り組む必要があります。また、離婚等によるひとり親家庭が増加しており、相談・援助体制の充実をはかる必要があります。

基本方向

- ◆ 少子化の進行に対応するため、また児童の健全育成をはかるため、「松阪市次世代育成支援行動計画」に基づいて、総合的かつ具体的な子育て支援に努めます。

施策の体系

児童と家庭の福祉の充実

子どもたちがのびのび育つ環境づくり

相談活動の充実

保育サービスの充実

ひとり親家庭等への支援



子育て支援センター

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり

施策の内容

1. 子どもたちがのびのび育つ環境づくり

- 昼間保護者のいない家庭の小学児童に対し、適切な遊び場を与えてその健全な育成をはかるため、放課後児童健全育成事業の推進に努めます。

2. 相談活動の充実

(1) 育成機能の強化

- 家庭児童相談室の家庭相談員による相談や助言、指導を充実するとともに、関係機関との連携により育成機能の強化をはかります。

(2) 配偶者等からの暴力への対応の充実

- 配偶者等からの暴力の防止等をはかるため、婦人相談員が被害者の相談に応じ、必要な指導を行い、関係機関と密接な連絡をとり、効果的な対応をはかります。

(3) 児童虐待への対応の充実

- 児童虐待にかかる相談や通告に対する受付体制を強化し、関係機関との連携を密にし、効果的な対応をはかります。

3. 保育サービスの充実

(1) 保育園の定員の確保

- 待機児童が発生しないよう定員の確保をはかります。また、必要に応じ施設の整備・増設をはかります。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

- 延長保育、障がい児保育、休日保育、一時保育事業等の推進をはかります。
- 子育てサポーターや子育てサークルなどの活動拠点整備をはかり、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元化し、提供をはかります。

4. ひとり親家庭等への支援

- 相談・援助体制を充実し、ホームヘルパー派遣、医療費助成等を推進します。

■ 就学前児童の状況 (毎年5月1日現在)

(上段/人 下段/%)

年	就学前児童数	保育所児童数	幼稚園児童数	認可外保育所児童数	在宅児童数	保育所定員充足率
17年 (合併)	9,381	3,452	1,420	711	3,798	3,510
	100.0	36.8	15.1	7.6	40.5	98.3
18年	9,303	3,513	1,445	577	3,768	3,620
	100.0	37.8	15.5	6.2	40.5	97.0

資料：こども未来課



第6節 地域福祉の推進

現況と課題

- 少子高齢社会の進行に加え、就労構造や経済状況の変化などさまざまな要因により、家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化してきています。一方では、社会福祉を通じた自主的な住民の活動が活発になってきており、中でもボランティアやNPOなどの活動が活性化してきています。
- 今後、地域社会において福祉サービスを総合的・効果的に提供していくためには、住民参加のもとで、住民の日常生活から掘り起こされる生活課題を解決していくための住民、地域組織・団体、行政の役割分担の明確化、人材・組織・既存施設・地域固有の文化などの社会資源の有効活用が求められています。
- 住民参加のもとで多様な視点から各分野を総合化する「地域福祉計画」を策定し、地域福祉活動を推進していく必要があります。

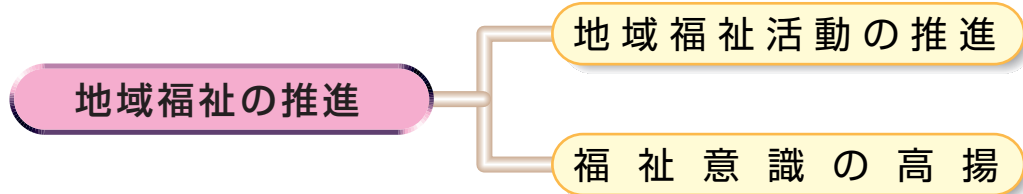
基本方向

- ◆ 高齢者、障がい者、児童をはじめ、市民のだれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、福祉の視点から「地域づくり・まちづくり」をめざします。
- ◆ これまでの住民と行政の関係を見直し、住民はサービスの対象であるとともに、地域福祉活動の担い手として積極的な役割を果たせるようなしくみを住民とともに構築していきます。



ほほえみ昼食会

施策の体系



施策の内容

1. 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉計画の策定

- 地域福祉計画を創り出す過程をとおして、人をおこし、まちをおこし、豊かなコミュニティを築いていけるよう住民と協働して取り組みを進めます。

(2) 松阪市社会福祉協議会との連携・支援

- 地域での各種福祉活動を推進するため、松阪市社会福祉協議会と連携するとともにその活動を支援します。
- 市内全域への地区福祉会開設と充実に努めます。
- 在宅生活支援活動（地域福祉権利擁護事業）を進めます。

(3) ボランティア活動の支援

- 学生ボランティアや地域ボランティアの育成に努めます。
- ボランティアセンターの充実に努めます。

(4) 民生委員・児童委員との連携・支援

- 民生委員・児童委員の活動と連携し、その活動を支援します。
- 小地域での見守り、友愛訪問等生活支援体制の強化に努めます。
- 子育ての支援活動の充実強化に努めます。

(5) 活動拠点とサービス提供体制の整備

- 保健・医療・福祉総合センターの建設を推進します。
- 保健・医療・福祉の有機的連携を推進します。

2. 福祉意識の高揚

- 障がい者、高齢者などの人権を尊重する心のバリアフリーを推進します。
- 広報紙、教育、福祉関連行事等での福祉意識の高揚に努めます。



地域福祉100人委員会

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第7節 社会保障の充実

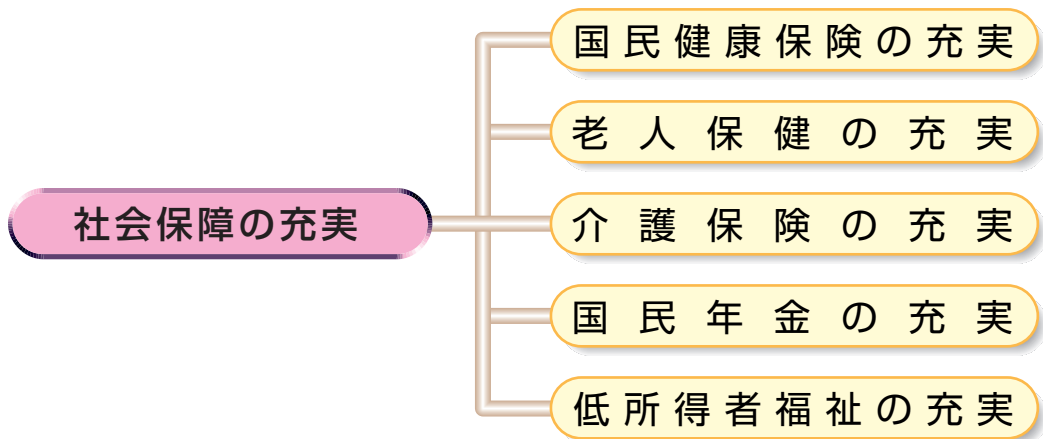
現況と課題

- 国民健康保険、老人保健、介護保険、国民年金、低所得者福祉などの社会保障制度は、健康で文化的な生活を保障するうえで重要な役割を担っていますが、高齢化の進展などにより保険給付は年々増加しており、財政的な影響などを及ぼしています。
- 社会保障制度は、それぞれ適正な運営と安定的な財源確保が求められており、また低所得者福祉については関係機関との連携の強化などにより、自立支援をはかる必要があります。

基本方向

- ◆ すべての市民が安心して豊かな生活が送れるように、関係機関と連携しながら社会保障の充実をはかり、公平で公正な運営に努めます。

施策の体系



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らしをまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり

施策の内容

1. 国民健康保険の充実

- 適正な賦課および収納率の向上に努めます。
- 健康知識の普及および保険制度の啓発に努めます。
- 医療費抑制のための啓発やレセプト点検体制の充実に努め、医療費の適正化をはかります。

2. 老人保健の充実

- 医療費抑制のための啓発やレセプト点検体制の充実に努め、医療費の適正化をはかります。

3. 介護保険の充実

- 適正な賦課や収納体制の充実に努めます。
- 関係機関と連携した介護保険サービスの総合的で一体的な提供に努めます。
- 適正な介護認定体制の構築と介護サービスの適正化・効率化をはかります。

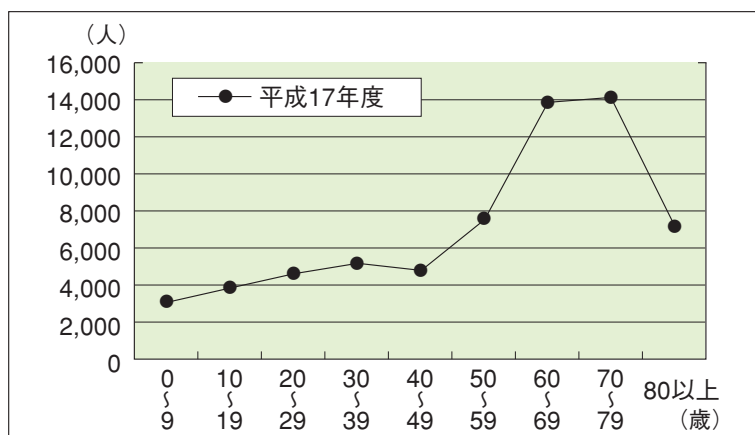
4. 国民年金の充実

- 関係機関との連携を密にし、対象者の適正な把握に努めます。
- 未納者の納付意識の向上や納付困難者に申請免除制度などの利用を促し、年金受給権の確保に努めます。

5. 低所得者福祉の充実

- 給付水準や保護の適正な認定・運用に努めます。
- 社会保険や住宅等の低所得者対策や、さまざまな生活課題に対応する福祉サービスの充実をはかります。
- 生活保護受給者の自立阻害要因を類型化し、個々に必要な支援を行います。

■国民健康保険被保険者数（年齢階層別）



資料：保険医療課





第5章

質の高い教育・文化にふれあう まちづくり





第1節 幼児教育の充実

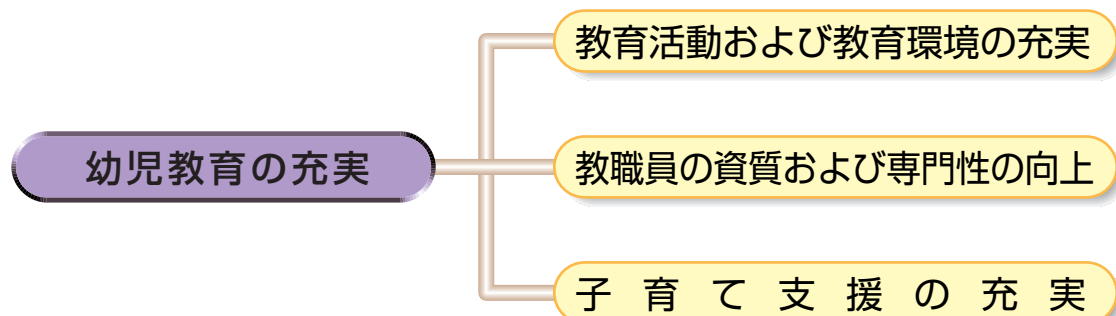
現況と課題

- 少子化の進行は回復の兆しをみせず、核家族化の進行と相まって、幼児期に身につけるべき社会性や規範意識が育ちにくい状況があります。それに加え、保護者の子育てについての考えや姿勢は多様化しており、幼稚園教育に対する要望や期待が大きくなっています。
- 就業構造の変化に伴い、3歳児保育や預かり保育等を希望する保護者が増えています。
- 子どもたち一人ひとりの個性や特性を生かしながら、就学前に身につけるべき社会性や規範意識を育てる教育を実現する必要があります。
- 幼稚園が関係教育機関等と連携・調整を行うなど、地域の子育ての支援センター的な存在として、保護者や地域の厚い信頼を得る必要があります。
- 幼稚園と保育園の目的・機能の差異に留意しつつ、3歳児保育や預かり保育等について弾力的な運用をはかる必要があります。

基本方向

- ◆ 家庭・地域社会・幼稚園が連携し、幼児の生活や学びの連続性をふまえた就学前教育の充実に努めます。
- ◆ 幼稚園が、地域の子育てに係るセンター的な存在としての役割を果たすことができるよう各関係機関とも協働して、「保護者と子がともに育つ」教育環境の整備に努めていきます。

施策の体系



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



施策の内容

1. 教育活動および教育環境の充実

- (1) 幼稚園教育要領の理解促進
 - 研修会や協議会等を開催し、幼稚園関係者の理解を深めます。
 - 保護者や地域の人々等の理解に資することができるよう、パンフレットや各種資料等による情報提供を進めます。
- (2) 設備整備の推進
 - 新しい教育内容や方法に適した教育環境を整えるとともに、子育て支援活動等弾力的な幼稚園運営が円滑に行われるよう、施設の整備充実をはかります。
- (3) 保育園・小学校等との連携の推進
 - 小学校との教育活動および交流等を推進し、一層の連携をはかります。
 - 幼稚園関係者と保育園関係者による研修の相互参加や情報の交換を推進します。

2. 教職員の資質および専門性の向上

- (1) 教職員の研修の充実
 - 保育園・幼稚園・小学校間の相互理解をはかるための研修を充実します。
 - 子ども支援研究センターの研修機能を充実することにより教職員の資質および専門性の向上に努めます。
 - 大学や研究機関と連携し、幼児の「生活の連続性」「発達や学びの連続性」をふまえた教育内容等についての研究を推進します。

3. 子育て支援の充実

- (1) 幼稚園運営の弾力化
 - 地域の中で子育て支援のセンター的役割が発揮できるよう支援します。
- (2) 「預かり保育」の推進
 - 地域の実態や保護者の要請に応じて、希望者を対象に預かり保育を推進します。
- (3) 子育て支援活動の推進

●子育て支援のネットワークを充実し、家庭や地域の教育力の向上をはかります。

■松阪市立幼稚園の推移

(単位:園、人)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
幼稚園数	27	27	23	23	23
園児数	1,290	1,368	1,401	1,420	1,445

資料:学校基本調査



第2節 義務教育の充実

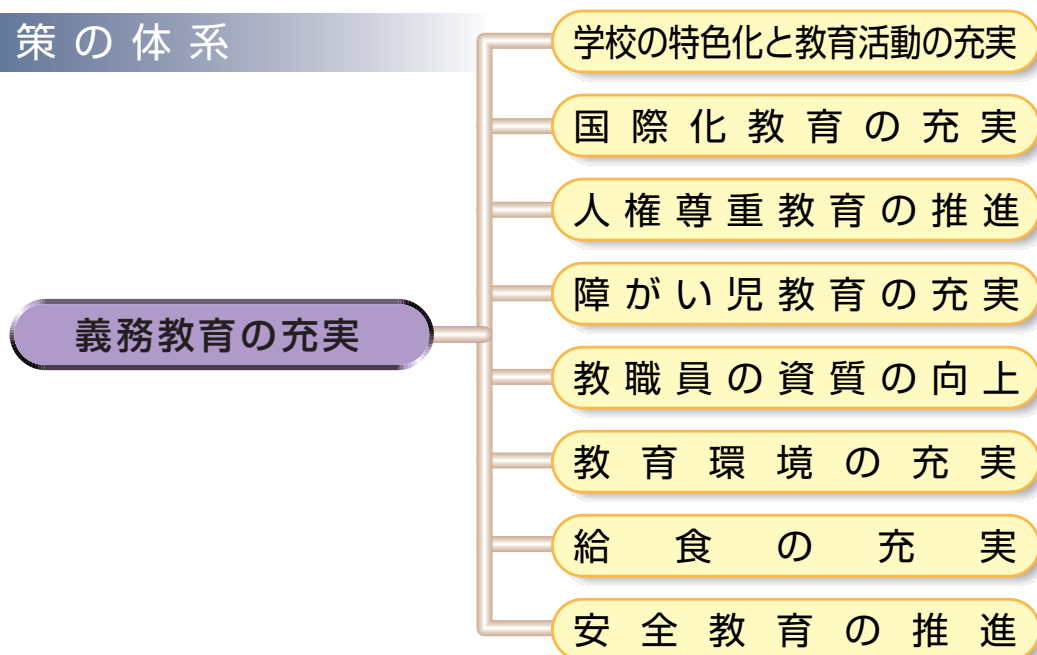
現況と課題

- 地方分権の推進に伴うさまざまな教育改革が進む中、義務教育においては「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」などの「生きる力」の育成をはかり、社会の変化に主体的かつ積極的に対応できる児童生徒の育成をはかるため、地域に応じた特色ある教育が推進されています。
- 国際化、情報化等の急速な進展や少子高齢化に伴い児童生徒をとりまく生活環境や、一人ひとりのものの見方や考え方が変化し、いじめや不登校、学力低下などさまざまな教育課題に対応する必要があります。
- 児童生徒や保護者、地域の多様な教育ニーズに応え、安全で安心な学校づくりを推進するため、命を大切にす教育や、人権教育、国際理解教育、障がい児教育、環境・福祉・健康教育の充実をはかるとともに教育環境の整備拡張に努める必要があります。

基本方向

- ◆ 児童生徒の豊かな人間性や自主性を高め、「生きる力」を育成するため、ゆとりや個性を尊重し、創意工夫を生かした教育を推進するとともに、教職員の研修の充実や教育環境の整備を進めます。

施策の体系



施策の内容

1. 学校の特色化と教育活動の充実

(1) 特色ある学校づくりの推進

- 特色ある学校づくりを推進するための支援をしていきます。
- 勤労体験学習や地域学習を推進します。

(2) 教育活動の充実

- 個に応じたきめ細かな指導を行ないます。
- 読書活動の充実をはかります。
- 教育相談の充実に努めます。
- 児童生徒の問題行動の解決に努めます。
- 関係諸機関との連携強化に努めます。



2. 国際化教育の充実

- 外国語指導助手（ALT）等による英語教育等の充実に努めます。
- 国際化の進展に伴い、国際理解教育および情報、環境等の教育を推進します。
- 外国人児童生徒への言葉の支援のため、関係機関と協働して指導員確保に努めていきます。

3. 人権尊重教育の推進

- 人権尊重の教育を推進し、さまざまな人権問題について具体的な解消に努めます。

4. 障がい児教育の充実

- 障がい児の個々の教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備に努めます。
- 障がい児に配慮した教育環境の整備や教材・教具の充実に努めます。
- 関係機関との連携強化を推進します。

5. 教職員の資質の向上

- 各学校における研修の充実をはかり、教育実践効果を高めていきます。
- 地域の人材活用をはかっていきます。
- 子ども支援研究センターの機能を充実します。
- 相談体制の整備をはかっていきます。

6. 教育環境の充実

- 安心と安全を確保するため学校施設の改修等を進めます。
- 学習環境の改善とバリアフリーを推進するためエレベーター等の設置を進めます。

7. 給食の充実

- 児童の健康増進と給食指導、食育を推進します。
- 給食施設や設備の改善による衛生管理の充実に努めます。
- 新給食センターの整備を行い、中学校での給食を実施します。

8. 安全教育の推進

- 警察など各関係機関と連携し、登下校の安全確保の取り組みを推進します。
- 危険回避能力を身につける指導を行います。
- 交通事故防止に努めます。

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第3節 高校・高等教育の充実

現況と課題

- 高等学校への進学率は高い率で推移し、生徒の多様な能力・適性、興味・関心、進路希望等に対応した特色ある学校・学科づくりなど、高等学校教育の個性化・多様化が進められています。
- 大学等高等教育においては、公開講座の開設や、図書館等の優れた施設を開放するなど、地域の中核的な教育・研究機関としての取り組みが求められています。
- 高等学校における中途退学者が増加傾向にあり、総合的な対応をはかる必要があります。
- 大学等高等教育には、国や県など関係機関と連携をはかり、環境整備に努めるとともに、社会や地域に開かれた機能のさらなる充実を求めていく必要があります。

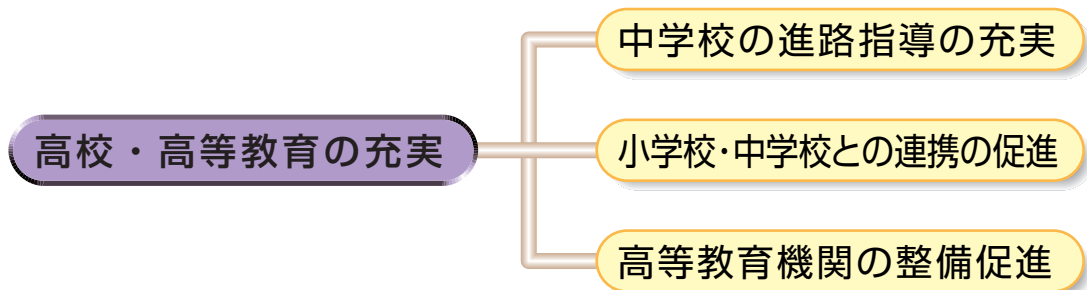
基本方向

- ◆ 中学校と高等学校等が連携して、生徒や地域の多様なニーズに対応した進路指導に努めるとともに魅力ある高等教育が推進されるよう支援します。
- ◆ 地域の教育文化の進展に寄与する中核的な教育・研究機関として、大学等高等教育機関の整備促進を働きかけていきます。



中高一貫教育

施策の体系



施策の内容

1. 中学校の進路指導の充実

- 学習指導方法・内容の工夫と改善に努めます。
- 生徒指導の充実に努めます。
- 中高一貫教育の充実に努めます。

2. 小学校・中学校との連携の促進

- 主体的な進路の選択を目的としたキャリア教育・体験学習等の充実に努めます。
- 進路指導をふまえて小中学校が連携した教育の充実に努めます。

3. 高等教育機関の整備促進

- 社会における教育としてリカレント教育や公開講座の充実に努めます。
- 地域の研究機関である大学との共同教育の促進に努めます。



三重中京大学キャンパス

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第4節 生涯学習施策の推進

現況と課題

- 国際化、高度情報化、ハイテク化等の社会構造の変化に伴い、人々の生活様式も多様化し、自己の充実・啓発、生活の向上、健康の増進等のための生涯を通じた適切かつ豊かな学習機会や、スポーツの機会が求められています。
- 人それぞれの個性や特技が尊重され、活かされる豊かな社会の実現が望まれています。
- 人々の生涯にわたる多種多様な学習ニーズに対応できる総合的な施策の確立が必要です。
- すべての人々の個性が認められ尊重される社会の構築をめざして、学習・協働の機会を提供していく必要があります。

基本方向

- ◆ 「生涯学習」の位置づけを各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とし、自己に適した手段・方法を自ら選択し、生涯にわたり学習活動ができるとともに、その学習した成果を活かすことのできる環境づくり（生涯学習社会の構築）を推進します。

施策の体系

生涯学習施策の推進

生涯学習活動の推進

生涯学習施設の整備・充実

地域活動の支援

人権学習活動の推進

図書館資料の充実



寿大学

施策の内容

1. 生涯学習活動の推進

- 定期講座の開設および討論会、実習会、展示会等を開催し、市民の教養の向上、健康の増進に努めます。
- 各種団体、機関等の連絡および連携をはかり、時代の要請に応じた講座等の開設に努めます。

2. 生涯学習施設の整備・充実

- 生涯学習拠点である公民館施設の整備・充実に努めます。
- 市民の身近な学び場である図書館施設の整備・充実に努めます。

3. 地域活動の支援

- 各地域で地域づくりの一環として取り組んでいる行事ならびに事業を支援します。
- 市民が自発的意思に基づいて行う学習ならびに活動を支援します。

4. 人権学習活動の推進

- 人権尊重社会の実現に向け、人権に関する学習機会ならびに啓発活動の充実に努めます。
- 関係機関や団体との連携をはかり、市民主体の人権学習を推進します。

5. 図書館資料の充実

- 図書館利用者の要望に応えるため、図書等の充実に努めます。



おはなしキャラバン

■ 松阪市図書館の利用状況 ※嬉野図書館を含む

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用者数(人)	101,618	109,829	131,068	139,061	156,158
登録者数(人)	49,950	53,391	56,849	59,734	63,126
貸出冊数(冊)	346,524	384,761	445,914	484,988	572,238
蔵書数(冊)	225,221	238,098	245,980	255,776	269,406

資料：いきがい学習課

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第5節 青少年育成施策の推進

現況と課題

- 青少年をとりまく環境は、少子化、核家族化、情報化等の進展とともに大きく変わってきており、社会構造の複雑多様化、家庭での養育力の低下、地域における人間関係の希薄化等は、青少年による問題行動の増加や非行の低年齢化、社会になじめず孤立化する青少年の増加の要因となっています。
- 新しい時代の担い手である青少年が豊かな社会性を備え、心身ともに健全に成長するよう、家庭、学校、地域社会、行政が連携し、積極的に健全育成活動の促進、環境整備に努める必要があります。

基本方向

- ◆ 次代の担い手である青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりをめざし、健全育成活動の推進と環境整備を行っていきます。

施策の体系

青少年育成施策の推進

青少年活動の支援

健全育成活動の促進

健全育成環境の整備



施策の内容

1. 青少年活動の支援

- 学校週5日制の完全実施により、青少年が自主的にさまざまな地域の行事等に参加できるよう活動の場や情報の提供をはかります。
- 青少年の居場所づくり活動を推進し、青少年の参加意欲を促す活動の支援をはかります。
- 青少年の知識や個性を豊かなものにするため、海外の人々との交流、見聞の場を広げる活動を関係部局と調整をはかりながら支援します。
- 青少年の活動意欲を促し、仲間づくりに取り組めるジュニアリーダーの育成を推進します。

2. 健全育成活動の促進

- 青少年育成団体組織と連携をはかり、青少年育成市民活動の機能の充実をはかります。
- 青少年育成団体の活動支援および自主活動の促進と活性化、資質向上のための支援体制を推進します。
- 青少年育成指導者養成のための研修や講習事業を実施します。

3. 健全育成環境の整備

- 青少年の問題行動の要因となる有害な社会環境の浄化をはかります。
- 家庭・学校・地域および行政が連携をはかり、青少年健全育成活動を充実します。
- 警察など関係機関との連携による街頭指導、青少年の悩み相談など、非行防止の活動を推進します。

■青少年の悩み相談状況

年度	電話相談	面接相談	合計
平成15年度	60	6	66
平成16年度	60	4	64
平成17年度	54	12	66

資料：いきがい学習課

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第6節 市民文化の醸成

現況と課題

- 本市は、広域的に恵まれた自然環境が育んだ特有の風土を背景に多くの文化人、芸術家、経済人を輩出しており、これら先人たちが刻んできた特色ある歴史と数多くの歴史的遺産が存在するとともに、市民が芸術文化に親しみ、自己研鑽、発表や参加することのできる機会を提供しています。
- 心の豊かさを求める市民意識の高まりの中で、景観の美しさや、文化活動の充実に重点を置いたゆとりある生活を実現していく必要があります。
- 各地域で守り育まれてきた、かけがえのない歴史・文化的資産を適切に保存、保護し次世代へと継承するとともに、住む人が誇りと愛着を持てるような「個性豊かな地域づくり」が必要です。

基本方向

- ◆親しみと愛着の持てる美しい景観の保全や歴史的意義のある建造物の活用によるまちづくりを進めるとともに、地域の誇りとなるよう地域で育まれてきた伝統芸能や文化財の保存・継承に努めます。
- ◆心のゆとり・潤いを感じられるような、優れた芸術文化に触れる場を提供するとともに、芸術活動に携わる人材の育成支援を行います。

施策の体系

市民文化の醸成

歴史と文化のまちづくり

文化財の保護と活用

市民文化の振興



船形埴輪

施策の内容

1. 歴史と文化のまちづくり

(1) 市民と協働によるまちづくり

- 身近に歴史文化にふれあうまちづくり、人づくりを推進します。
- 郷土の芸術文化を紹介した「まちかど博物館」の整備を行います。

(2) 歴史的景観の保全と活用

- 歴史的建造物および町並みの整備・活用を行います。
- 史跡など魅力ある歴史的資産の情報を発信します。

2. 文化財の保護と活用

(1) 文化財の保護

- 文化財等の発掘、調査研究を推進します。
- 史跡、埋蔵文化財などの保護を行います。
- 文化財保護のため必要な啓発普及活動をはかります。

(2) 文化財の継承と活用

- 民俗芸能、民話、伝統行事等伝統的文化の調査および保全をはかるとともに、後継者等を育成します。
- 郷土の歴史文化を学ぶうえでの文化財の活用を進めます。
- 文化財を多角的に情報発信し、観光資源として生かし地域の活性化をはかります。

3. 市民文化の振興

(1) 多様な芸術文化活動の推進

- 優れた芸術文化の鑑賞および参加の機会を提供します。
- 次世代を担う青少年等の芸術文化活動を促進します。

(2) 生活文化や伝統文化の継承と振興

- 伝統的文化、行事、工芸、風俗習慣など「松阪らしさ」の掘り起こしと継承を促進します。

(3) 文化団体と人材の育成

- 市民文化の向上をめざす団体、個人を育成、支援するための制度を整備します。
- 文化団体の活動支援とネットワーク化をはかります。

(4) 文化施設の整備と活用

- 文化施設の整備とその活用をはかり芸術文化に触れる機会を充実します。

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第7節

スポーツ・レクリエーションの振興

現況と課題

- 余暇時間の増大により、心身ともに健康で活力ある生活を営んでいく上で、スポーツやレクリエーション活動への関心はますます高まっており、スポーツ施設等の整備・充実が求められています。
- スポーツ・レクリエーションの普及・振興に努め、各種競技スポーツの競技力の向上と指導者等の育成をはかり、その人材活用のネットワークの構築をはかる必要があります。
- スポーツ等に対するニーズを把握し、各スポーツ施設の整備・充実をはかり、「観るスポーツ」、「参加するスポーツ」、「楽しむスポーツ」の環境づくりを推進していく必要があります。

基本方向

- ◆ 市民が「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」気軽にスポーツ・レクリエーション活動が行えるようスポーツ環境の整備に努めます。
- ◆ 団体や指導者の育成に努め、競技スポーツの水準向上に努めます。

施策の体系

スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーション活動の支援・充実

スポーツ・レクリエーション施設等の整備・充実



松阪シティマラソン

施策の内容

1. スポーツ・レクリエーション活動の支援・充実

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の支援・充実
 - 市民総参加のスポーツ・レクリエーション活動を展開します。
 - 地域、職場、家庭で気軽にできるスポーツ・レクリエーションの啓発普及をはかるとともに、各種スポーツ教室等の開催に努めます。
- (2) スポーツ・レクリエーション団体と指導者の育成・支援
 - 松阪市体育協会等スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援に努めます。
 - 地域、学校、各種団体等と連携した指導者の育成・支援に努めます。
- (3) 地域クラブ活動支援および地域間交流の促進
 - 総合型地域スポーツクラブの設立・活動の支援に努めます。
 - 各種地域クラブ活動の支援に努めます。
 - スポーツ・レクリエーション活動を通じ、地域間交流を促進します。
- (4) スポーツ水準の向上
 - スポーツ競技団体や学校等との連携により、競技力の向上をはかります。
- (5) スポーツ・レクリエーション情報の提供
 - スポーツやレクリエーションイベントの情報提供を促進します。

2. スポーツ・レクリエーション施設等の整備・充実

- (1) 施設の整備とネットワーク化
 - 中部台運動公園等既存施設の整備に努めます。
 - 市民ニーズに対応した施設の整備に努めます。
 - スポーツ・レクリエーション施設や利用の情報提供とネットワーク化の構築に努めます。
- (2) 地域スポーツ拠点施設等の整備・充実
 - 地域スポーツ拠点施設等の整備・充実に努めます。
- (3) 体育施設のバリアフリー化の推進
 - 計画的な施設の整備により、バリアフリー化を進めます。



市長杯バレーボール大会

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第6章

にぎわいと活力あふれる まちづくり





第1節

農業の振興

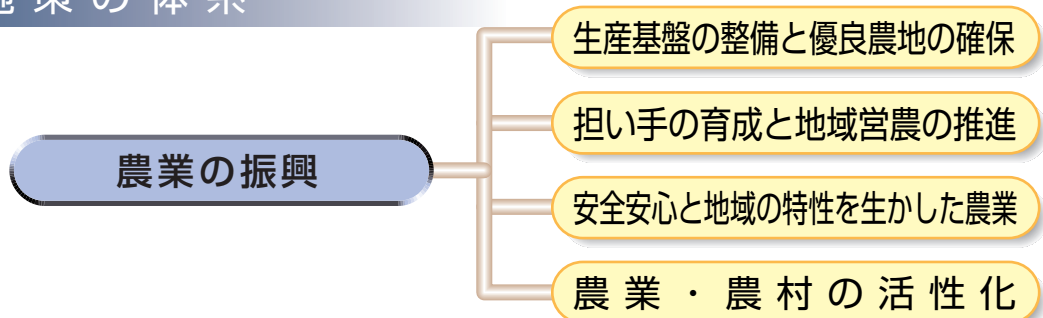
現況と課題

- 市民の食の安全に対する関心の高まりやライフスタイルの変化などによる食料自給率の低迷、輸入食料品の増加など食料・農業・農村をとりまく情勢は大きく変化しています。
- 担い手の高齢化や減少は、農地などの地域資源の保全や管理に大きな影響をおよぼし、農業や農村に求められる自然環境保全への対応が困難となりつつあります。
- 本市の多様な地域の特性や資源を生かした特産品の振興とともに、農村と都市との交流・連携をはかる必要があります。
- 優良農地を確保するため、計画的な土地利用や生産基盤整備を進めるとともに、団塊の世代の定年後やIターン・Uターンの住民への対応を考慮に入れ、労働力の確保や担い手の育成が求められています。
- 食料の自給率や農家所得の向上をはかるため、販売に有利な米の産地づくりを進める必要があります。
- 農地の公益的機能の向上をはかるとともに、中山間地域における総合的な対応策の検討や農村の生活環境の整備を進める必要があります。
- 食の安全安心の確立や地産地消・スローフードの推進、地域ブランドの確立などによって農業と地域の振興をはかる必要があります。

基本方向

- ◆ 「食料・農業・農村基本法」の基本方針を踏まえて、本市の地域性を生かした農業の振興をはかります。
- ◆ 食料の安定供給のため、農業生産基盤の整備による優良農地の確保や地域に根ざした効率的で安定的な担い手の育成などにより、労働力の確保をはかります。
- ◆ 消費者の視点における食の安全安心や地産地消、食育の推進、特産品の販路の確立や拡充など、新たな農業構造の確立に努めます。
- ◆ 環境に配慮した農村の生活環境の整備や、中山間地域などの農村が持つ多面的機能が持続的に発揮できるよう支援するとともに、都市と農村の交流をはかるなど地域の活動の支援に努めます。

施策の体系



施策の内容

1. 生産基盤の整備と優良農地の確保

- 優良農地の適正な管理と確保のための農業振興地域整備計画を推進します。
- 生産効率を上げるため、農業施設・機械の整備を進めます。
- ライフサイクルコスト（施設の整備、運用、管理処分などの費用）の低減に向けたストックマネジメント（既存の施設の有効活用で長寿命化をはかる体系的手法）の導入により農業用施設の長寿命化を推進します。

2. 担い手の育成と地域営農の推進

- 認定農業者・営農集団組織の育成確保をはかるため、農地集積・制度資金の活用 of 支援を行います。
- 販売に有利な米の産地づくりと生産調整をバランスよく推進し、担い手等の安定経営を推進します。
- Iターン・Uターンの就労の場の確保や団塊の世代、高齢者などのいきがい対策（園芸福祉など）による労働力確保を推進します。
- 男女共同参画の拡大に向け労働環境の向上を促進します。

3. 安全安心と地域の特性を生かした農業

- 消費者の視点での食の安全安心、地産地消、食育を推進します。
- 特産物振興のための販路拡大などを推進します。
- 松阪牛、茶、イチゴ、嬉野だいこんなど特産物の生産振興をはかります。



茶倉茶摘み体験

4. 農業・農村の活性化

- 中山間地域等における集落・農地維持機能を保持・継続していくための集落活動支援事業・中山間地域整備事業を推進します。
- 都市と農村との交流のため、ベルファームや飯高交流施設などの施設を通じて事業を推進します。

農業基盤の推移

(単位：戸、ha)

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
農家総数		11,249	10,378	9,576	8,789	7,916	7,087
内訳	専業	697	697	729	788
	第1種兼業	1,627	1,056	728	832
	第2種兼業	8,925	8,625	8,119	7,169
	自給的農家	2,187	1,957	1,868	2,089
	販売農家	7,389	6,832	6,048	4,998
経営耕地面積		8,657	8,330	7,839	7,577	4,477	6,454
内訳	田	7,153	6,955	6,619	6,409	4,011	5,344
	畑	780	739	713	699	349	433
	樹園地	724	636	507	469	117	282

(注) 平成17年の田・畑・樹園地の面積は、販売農家(家族経営)のみの内訳 資料:農業センサス

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らしのまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第2節

林業の振興

現況と課題

- 近年の林業をとりまく状況は、木材の需要量の減少や木材価格の低迷による採算性の悪化、林業従事者の高齢化や減少、適正な森林施業の未実施による森林の公益的機能の低下、消費者ニーズの高度化への対応、林地残材の未活用等、非常に厳しい状況にあります。
- 林業の担い手の育成や林業生産基盤の整備、森林施業等経費負担の軽減、適正な森林施業の推進、木質バイオマス未利用資源の活用によって、地球環境・国土保全や森林の公益的機能の向上などをはかる林業対策が必要です。
- 木材価格の維持向上のために、品質の向上や規格の均一、地産地消等消費者視点での地域材需要策の検討を進める必要があります。

基本方向

- ◆ 林業の活性化をはかるため、林業関係団体や担い手の育成、計画的な森林の整備を行うとともに、生産性の向上や経営の安定化に向けた林道整備や機械化など林業生産基盤の整備を推進します。
- ◆ 利用可能な森林資源である地域材の需要拡大に向けた対応やそのための林業関係団体との連携を深めることで、消費者に安全・安心を提供します。
- ◆ 森林の持つ公益的機能が発揮できるよう森林の整備を推進し、市民の森林に求めるニーズに対応していきます。



スマッキー

施策の体系

林業の振興

林業基盤の整備

担い手の育成

林業の経営安定の推進

森林の公益的機能の推進

施策の内容

1. 林業基盤の整備

- 健全な森林の育成、経営安定のための林道・作業路など林業生産基盤整備を推進します。
- 林業経営の効率化をはかるため、林業用・特用林産用の施設・機械の整備を推進します。

2. 担い手の育成

- 林業経営基盤の安定のため、自立に向けた林業関係団体の育成・支援および労働環境の整備による林業後継者や林業従事者の育成に努めます。

3. 林業の経営安定の推進

- 林業経営安定化のため、優良材生産に向けた適正な造林や分収育林等を含めた間伐等森林施業を推進します。
- 地域材の需要拡大に向け、関係者の連携を進めるとともに、消費者に安全と安心を与える顔の見える家づくりを促進します。
- きのこ、木炭、竹などの特用林産物の振興をはかります。
- 林産物被害防止のため、有害鳥獣駆除を推進し、地域資源としての捕獲野生鳥獣の食肉加工・流通・販売を検討・促進します。
- 林地残材等の活用に向けた木質バイオマスなどの自然エネルギーを利用した取り組みを推進します。
- モデル住宅や木材輸出など地域材の需要拡大策の検討を促進します。

4. 森林の公益的機能の推進

- 地球環境保全、水源かん養、国土保全、保健休養等各種森林の公益的機能の発揮のため、森林等の整備を推進します。



高性能林業機械による列状間伐



第3節

水産業の振興

現況と課題

- 海や川など漁場環境の悪化による漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業者の高齢化や後継者不足による漁業就業者の減少など、漁業をとりまく環境には厳しいものがあります。
- 近年の市民ニーズの変化により、レジャーやふれあいの場としても利用できる漁港施設を中心にした海岸整備が求められています。
- 本市の主幹漁業となっているあさりをはじめ、安定的な漁業資源を確保するためには、本来漁場が持つ生産力の回復をはかる必要があります。
- 水産業の未来を拓くには、一日も早い広域漁協合併による漁業経営基盤の安定や担い手の育成確保とともに、安全な漁業活動のための施設の機能向上と維持管理、計画的な漁港整備をはかっていく必要があります。
- 河川環境と資源の保全および内水面漁業の経営安定の推進をはかる必要があります。
- 多様化する海岸利用への要請に対応するため、利便性の高い漁港・海岸の整備と保全が必要となっています。

基本方向

- ◆漁業振興をはかるため一日も早い漁協合併を実現し、漁業経営の合理化や漁港の整備と潤いのある海岸環境の整備保全に努めます。
- ◆つくり育て管理する漁業の推進、あさりのブランド化等特産振興とともに、担い手の育成・確保に努めます。



狹師漁港

施策の体系

水産業の振興

漁業環境整備の推進

経営安定の推進と担い手の育成・確保

つくり育て管理する漁業の推進

施策の内容

1. 漁業環境整備の推進

- 漁港の維持管理と多様化した市民ニーズへの対応をめざした防護・環境・利用の調和のとれた海岸の整備をはかります。
- 海や川の漁場環境の保全に努めます。

2. 経営安定の推進と担い手の育成・確保

- 経営基盤の安定をはかるため、漁業協同組合の広域合併を推進します。
- 意欲と能力のある担い手の育成と後継者の確保に努めます。
- 漁業従事者の労働環境の向上に努めます。

3. つくり育て管理する漁業の推進

- 水産資源量に見合った計画的利用と積極的な水産資源保護増殖により「つくり育てる漁業」を推進します。
- 河川における淡水魚の水産資源保護増殖を推進します。
- 禁漁期間や禁漁区の設定、漁獲制限等資源管理型の漁業を推進します。
- あさり、青のり等特産物振興のためのブランド化・販路拡大を支援します。

■ 地区別漁業状況 (平成15年11月1日現在)

		総数	三雲	松ヶ崎	獺師	大口	西黒部	松名瀬	東黒部	
漁業種類別	採貝	176	11	19	91	1	33	13	8	
	その他の漁業	34	3	11	20	—	—	—	—	
	のり養殖	57	22	7	18	2	2	3	3	
	その他の養殖	2	—	—	—	1	—	1	—	
漁家	戸数	総業	266	35	37	129	3	35	16	11
		専業	49	1	12	34	1	1	—	—
		第一種兼業	100	22	14	48	2	7	4	3
		第二種兼業	117	12	11	47	—	27	12	8
	人口	1,116	156	130	490	28	166	85	61	

(注) 漁業種類別経営体数には、会社、漁業組合を含む。

資料:平成15年漁業センサス



第4節

商業の振興

現況と課題

- 郊外型大型店の進出や小売商業間の競争激化、消費者ニーズの多様化やライフスタイルの変化により、特に中小商業者は厳しい経営状況下にあります。
- 中心市街地においては、空き店舗の増加や居住人口の減少により空洞化が進み、かつてのにぎわいが失われつつあります。
- 消費者のニーズを把握し、専門性や個性に富んだ商業者の育成に努めるとともに商工会議所や各商工会などの商工関係団体との連携により、経営相談や経営指導などを通じて支援する必要があります。
- 中心商店街の活性化に向けた魅力ある商業活動を促進するため、集積された業務機能や歴史・文化を生かし、松阪駅前再整備計画などと連携したまちづくりが求められています。
- 伊勢中川駅周辺地区においては、住環境の整備とともに、魅力ある商業空間の創出が必要です。
- 地域の拠点地区・沿道商業地域などにおいては地域生活に密着した近隣型商業や地域商業の振興に努める必要があります。
- 流通環境の変化に対応した卸売業等流通機能強化のための支援を行っていく必要があります。

基本方向

- ◆ 松阪市中心市街地商業等活性化基本計画などにより、中心市街地での人口の集積や多様な規模・業種の店舗などの計画的整備に努め、都市機能の集積と高度化をはかります。
- ◆ 伊勢中川駅周辺地域や地域の拠点地区、沿道商業地区などにおいては、地域生活に密着した商業環境などの整備に努めます。
- ◆ 消費者ニーズの把握や専門性・個性に富んだ魅力ある商業者の育成を支援していきます。
- ◆ 商工会議所、各商工会等の商工団体と連携し、中小商業者の育成などをはかります。
- ◆ 流通構造や経営環境が近年大きく変化していることから、物流・流通機能については、社会環境の変化に対応した支援をしていきます。

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

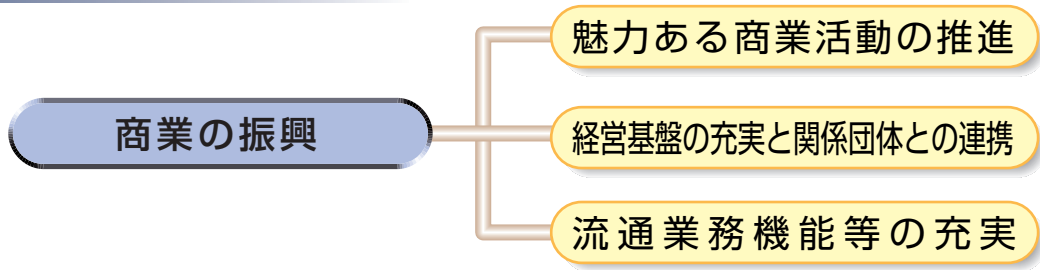
健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり

施策の体系



施策の内容

1. 魅力ある商業活動の推進

- 商業環境の整備および改善をはかります。
- 松阪市中心市街地商業等活性化基本計画の推進に努めます。
- 松阪駅周辺の再整備計画や駅前通りの整備などと連携した商業環境の整備を進めるとともに、伊勢中川駅周辺地区についても商業集積に努めます。
- 販売促進活動やサービスの充実などソフト活動の促進に努めます。
- 商店街と大型店の共存をはかり、まちづくりと一体となった活性化に努めます。

2. 経営基盤の充実と関係団体との連携

- 研修などにより経営者の経営能力や技術等の向上および人材の育成などを推進します。
- 中小企業の経営支援のため、情報提供や融資制度の活用促進をはかり、信用保証料制度の充実努めます。
- 商工会議所、商工会等の育成や組織強化のため支援に努めるとともに、商工関係団体との連携をはかり経営相談や経営診断の推進に努めます。

3. 流通業務機能等の充実

- 流通環境の変化に対応した卸売業の振興と物流の円滑化をはかるため、流通業務機能の整備を促進します。



商店街イベント抽選会

■卸・小売業の商店数・従業者の推移

(単位：店、人)

	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年
商店数	2,947	2,872	2,828	2,752	2,566	2,385
従業者数	14,367	15,713	15,572	15,861	14,943	14,427

(注) 飲食店を除く

資料：商業統計調査



第5節

工業の振興

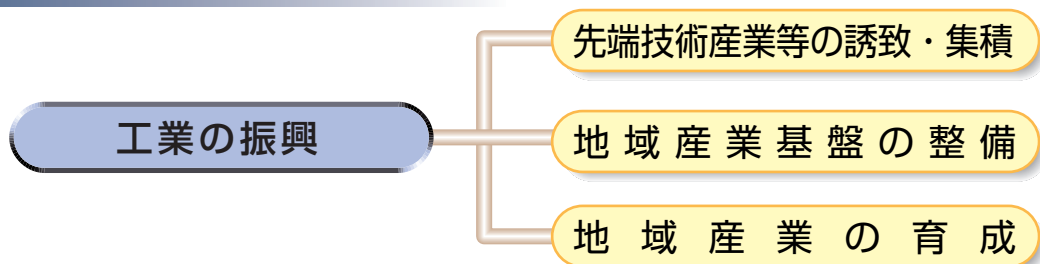
現況と課題

- 産業のグローバル化・ボーダレス化や少子・高齢化の影響、輸出主導型産業の脱皮をはかるべく、企業は海外への事業展開へとシフトしています。一方で、全国の地方自治体による優遇制度拡充による企業誘致競争が過熱していることがひとつの要因となり、国内回帰への動きがみられます。
- 地域産業の活性化と雇用の場の確保のため、松阪中核工業団地を核とした市内工場適地への効果的な工場立地の実現をはかるために積極的な企業誘致活動を展開しています。全国各地との企業誘致の地域間競争に勝ち抜いていくためにも、市域の地場産業を活用した企業立地の優遇制度の充実が必要です。
- 新規工業団地造成計画の検討に加え、企業間の情報・技術交流を進めることで、新たなビジネスを創出し、付加価値を高めるような市内製造業等のネットワークの構築が求められています。そのためには、企業訪問等を積極的に行なうことで、地域の自立的発展をめざした工業の振興をはかるとともに、新たな工業振興施策の構築につなげていく必要があります。

基本方向

- ◆急激な社会環境や経済環境の変化に対応できる経営力の強化、技術の高度化、情報化をはかるなど企業の育成に努めます。
- ◆先端技術産業や新産業の集積を高めるとともに、工業用地の整備など必要な工業立地対策を推進します。

施策の体系



施策の内容

1. 先端技術産業等の誘致・集積

- 今後成長が期待できる医療・健康・福祉関連、環境関連分野などの先端技術型、生活関連型産業分野等の工場誘致に努めます。
- 地域の資源を活用した企業立地推進の優遇措置の充実をはかります。

2. 地域産業基盤の整備

- 都市環境や自然環境と調和した工業用地の計画的整備を進めます。
- 民間産業用地の情報発信のためのネットワーク化をはかるとともに、工場適地の調整と整備を進めます。

3. 地域産業の育成

- 異業種間の情報交流を促進することにより、研究開発や技術力の向上、新たな取引の進展と新事業の創出をはかります。
- 情報社会への対応と経営基盤の強化をはかるため、情報ネットワークの形成や地域内製造業等のデータベースの構築を促進します。



中核工業団地

■ 製造業の推移 (各年12月1日現在)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
事業所数	558	505	478	494	453
従業者数	16,075	15,995	14,864	15,103	15,538
製造品出荷額等(百万円)	445,050	395,470	408,102	418,924	448,682

(注) 従業者数4人以上の事業所が対象

資料: 工業統計調査

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第6節

観光の振興

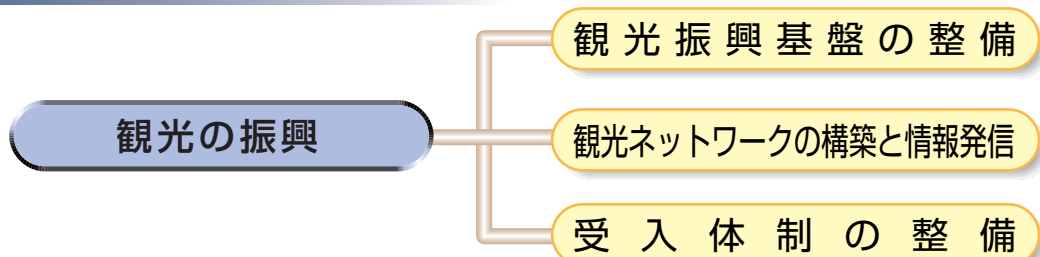
現況と課題

- 合併により伊勢湾から奈良県境までの市域となり、各地区に数多くの観光スポットや観光資源があります。中心街では、松阪城跡や松阪商人ゆかりの史跡などがあり、市域を縦横するようにある旧街道では、多くの史跡が見られます。また、奈良県境では国定公園の大自然があります。さらに特産品として世界に誇る松阪肉などがあります。各地域においても祭りやイベントがありさまざまな体験や交流の中で地域の文化、経済活動を活発にする効果があるとともに、市民の地域への愛着や再認識を高める効果を持っています。
- 観光PRの充実をめざすとともに松阪市の情報・イメージを発信し本市の知名度を高める必要があります。新たな観光資源の開発や回遊性のある広域観光ルートの設定など魅力ある観光の振興をはかり、まち全体が「おもてなし」を高め、中部国際空港から海上アクセスによる内外からの観光客の誘致を積極的にはかることが求められています。
- 祭り・イベントや各産業と連携し、滞在型の観光をめざすとともに、総合産業としての観光の振興が求められています。

基本方向

- ◆ 本市の自然、歴史、文化、まつりなど観光資源の保存、整備に努めるとともに、観光資源を一体的に活用するため、海上アクセスなど公共交通機関の交通ネットワーク等の整備を行い観光客にとって魅力ある観光施設、観光資源の活用と創出に努めます。
- ◆ まちづくりの取組みと観光振興を結びつけ、観光資源の掘り起こしと各種施設の整備に努め、地域の活性化をはかるとともに観光振興に努めます。
- ◆ 高度情報社会に対応した情報を発信し、本市の観光PRに努めるとともに、広域連携による観光客の誘致をはかり総合産業としての観光振興に努めます。

施策の体系



施策の内容

1. 観光振興基盤の整備

- 国定公園に代表される豊富な自然や、温泉などの地域観光資源を活用するとともに、新たな観光資源を発掘し観光振興に努めます。
- 体験・滞在型観光を推進し、都市と地域の交流を促進することで、地域の活性化をはかります。
- 伝統文化や食材などの地域資源を活用し、観光企画商品などの開発に努めることで、観光関連産業の振興を促進します。
- 城下町、旧街道の町並みなど景観推進事業のまちづくりの取り組みと連携し、観光客誘致や中心商店街の活性化に努めます。
- まつりなどを活用した観光により誘客力の向上をはかり、地域の活性化に努めるとともに広域的な交流を推進します。

2. 観光ネットワークの構築と情報発信

- 海上アクセスなど交通ネットワークの整備を行うとともに、広域圏をエリアとする観光ネットワークを形成し、周辺市町と一体となった滞在型、周遊型観光を推進します。
- 地域の観光資源と滞在型施設とのネットワーク化をはかり、観光資源情報の共有や発信を推進します。
- 観光、特産品の紹介をはじめ、まつりやイベントの情報などについて、インターネットを利用して最新の情報を全国各地へ提供します。
- 各種メディア・パンフレット等の活用による観光情報の広報宣伝活動を積極的に展開します。

3. 受入体制の整備

- 観光ボランティアガイドの充実をはかるなど、おもてなしの心を大切にする受入れ体制の整備・充実に努めます。
- 観光客が安心して散策できるよう観光地への観光誘導標識や観光案内板の整備を推進します。



武四郎まつり

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第7節

雇用と勤労者福祉の充実

現況と課題

- 長期にわたる景気の低迷や産業構造の変化、先行きの不透明感から経営体質の強化をはかる目的で新規採用の抑制、配置転換や出向、正規社員から派遣社員やパート・アルバイトへの変更、さらにはワークシェアリングが模索されるなど、極めて厳しい雇用環境を迎えています。
- 勤労者福祉は厳しい経営環境の中、従来型の企業内での福利厚生事業が厳しくなっており、雇用をとりまく社会環境は大きく変化しています。
- 求職者の雇用促進のために、雇用機会の増に資する求人情報の提供の場の拡大、雇用機会の均等や適正な雇用・労働条件の確保などの労働環境を整備する必要があります。今後も勤労者にとってゆとりある労働環境づくりをめざし、勤労者福祉の充実に努める必要があります。

基本方向

- ◆ 就労機会の拡大とともに勤労者福祉の充実に努め、女性、若年者、高齢者、障がい者、外国人労働者をはじめすべての勤労者がいきがいをもちながら働ける魅力ある労働環境づくりに取り組みます。

施策の体系

雇用と勤労者福祉の充実

雇用支援の推進

労働環境の整備促進

勤労者福祉の促進



ワークセンターフェスティバル

施策の内容

1. 雇用支援の推進

- 関係機関と連携し、若年者、女性、高齢者、障がい者等の雇用促進について企業理解に努めます。また、若年者やIターン・Uターン希望者への求人情報の提供の場として関係団体と連携し、ITを活用した情報提供をはかるなど雇用支援に努めます。
- 就職の機会均等を確保する啓発に努めます。
- 高齢者の就労機会の提供の場としてのシルバー人材センターの育成をはかり、元気で豊かな長寿社会の創造に努めます。

2. 労働環境の整備促進

- 関係機関と連携し、労働時間短縮や労働安全衛生等の普及啓発に努めます。また、適正な雇用・労働条件の確保などの企業理解に努めます。
- 関係機関や団体と連携し、男女雇用機会均等法や育児に関する制度等の普及啓発に努めます。

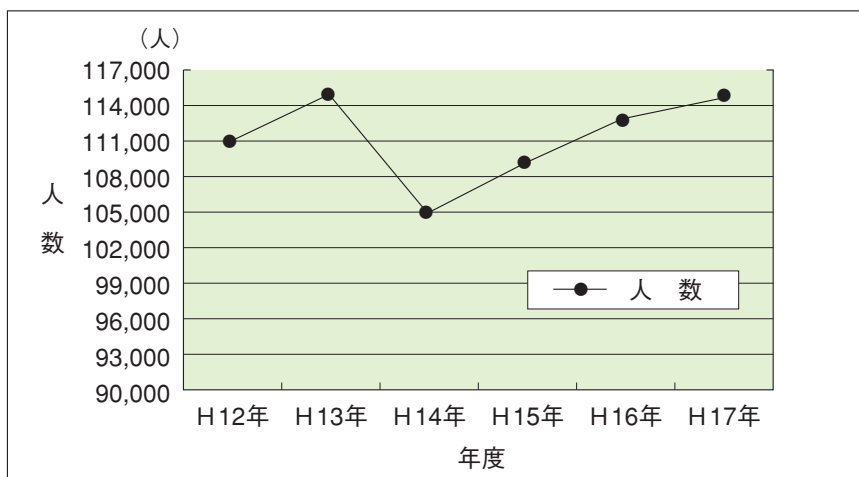
3. 勤労者福祉の促進

- 勤労青少年ホーム事業の充実に努めます。
- 松阪市中小企業勤労者福祉サービスセンターの育成をはかり、中小企業勤労者の福利厚生の上昇に努めます。



松阪地域高校生就職面接会

■ ワークセンター松阪利用者数推移



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第7章

共生と交流を深める まちづくり





第1節 人権の尊重

現況と課題

- お互いの人権が尊重され、すべての市民一人ひとりが安心して幸せに暮らすことができる社会の実現をめざし、人権啓発や人権尊重の教育に取り組んでいますが、同和問題や高齢者、障がい者、女性、子ども、在住外国人などに対する人権侵害が今もなお存在しています。差別落書き、差別発言なども発生し、また、インターネットが生活の中に急速に入り込み、身近な通信手段になりつつある今、さまざまな人権侵害の書き込みも見受けられます。
- 人権を自分自身の大切な問題として捉え、市民一人ひとりの人権意識が高められ多様化する人権問題解決に向け、総合的な人権施策を進めていく必要があります。

基本方向

- ◆ すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するために、人権意識の高揚、人権擁護の推進、人権尊重のまちづくりや多文化共生社会の実現など人権尊重への総合的な取り組みを推進します。



街頭啓発（人権啓発強化月間）

施策の体系

人権の尊重

人権意識の高揚

人権擁護の推進

人権尊重のまちづくりの促進

多文化共生社会の実現

人権行政推進体制の充実

施策の内容

1. 人権意識の高揚

- あらゆる場や機会をとらえて、人権教育と人権啓発に努め、市民一人ひとりが正しい理解と認識を深める取り組みを推進します。
- 人権教育・人権啓発を市民に広く効果的に行うため、人権教育に取り組む指導者の養成をはかります。
- 関係機関と連携・協働をはかりながら、市民の自主的・主体的な活動を支援・促進します。
- 人権教育・人権啓発に関する情報収集・提供、機能の充実をはかります。

2. 人権擁護の推進

- 市民が自己実現をはかることができるよう支援するため、必要な支援情報を効果的に提供します。
- 多様化する人権問題に対応するため、人権に関わる総合的な相談窓口の整備に努めます。
- 人権問題の相談・支援・救済・擁護に効果的に対処していくために、相談機関と保護機関との密接な連携・協働をはかります。

3. 人権尊重のまちづくりの促進

- 福祉の充実と人権尊重のまちづくりを推進するため地域福祉の充実をはかります。
- 市民と協働によるバリアフリーの推進および支援に努めます。

4. 多文化共生社会の実現

- 在住外国人の人権が尊重される生活環境づくりを推進します。
- 多文化共生社会の教育・啓発の推進と国際理解の促進をはかります。

5. 人権行政推進体制の充実

- 人権行政の推進体制の整備に努めます。
- 人権尊重の社会の実現に向け、人権センターの設置を進めます。
- 国、県、市町、企業、NPO等の民間団体、ボランティア団体、自主的な学習グループ等との相互の協力体制を強化する取り組みを推進します。



人権啓発図画・ポスター展

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第2節 男女共同参画社会の形成

現況と課題

- 市民と行政が一体となり男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを進めていますが、まだまだ性別による固定的な役割分担やそれに基づく社会慣行が残っており、個性と能力を十分に発揮することを妨げています。
- 男女共同参画社会の実現には市民一人ひとりの意識改革が必要であり、女性と男性が対等に参画するため、社会全体の一層の努力が求められています。

基本方向

- ◆ 男女共同参画社会の実現をめざし、市民一人ひとりの意識を高めるため、啓発活動をさらに推進します。
- ◆ 男女共同参画に関心のある団体を支援することにより、市民組織の強化をはかり、市民参画・協働による男女共同参画を推進します。

施策の体系

男女共同参画社会の形成

市民参画の推進

啓発活動の推進

推進体制の充実



男女共同参画
パートナーシップフォーラム

施策の内容

1. 市民参画の推進

- 松阪フォーラムなどの市民企画・運営事業を開催します。
- 男女共同参画事業の企画を募集し、市民と市が一体となり事業を進めます。
- 市民参画によって企画・編集する男女共同参画情報紙を作成します。

2. 啓発活動の推進

- 男女共同参画セミナーの開催をとあして、啓発を推進し、男女共同参画社会の実現をはかります。
- 男女共同参画情報紙を発行し、市民への啓発活動を進めます。

3. 推進体制の充実

- 市民、事業者、市が協働して男女共同参画社会の実現をめざします。
- 男女共同参画審議会・男女共同参画施策推進委員会と連携し、男女共同参画社会の実現に努めます。



松阪フォーラム



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第3節 バリアフリー社会の推進

現況と課題

- 障がい者や高齢者のみならず、すべての人が安全で安心して暮らしていくうえで、現在の社会にはさまざまな障壁（バリア）が存在します。
- 障がい者や高齢者はもとより、だれもが安全で安心して暮らすことのできる社会の実現のため、物理的なバリアフリー化とともに、情報や心のバリアフリー化を進めていく必要があります。

基本方向

- ◆ 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方をふまえ、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、すべての人が自由に社会に参画し、いきいきと安全に暮らせるよう、ハードとソフトの両面から整備を進めます。また、市民や事業者、関係機関などと連携・協働し、障壁（バリア）を感じることのないまちづくりを進めます。

施策の体系

バリアフリー社会の推進

物理的なバリアフリーの推進

情報のバリアフリーの推進

心のバリアフリーの推進

協働によるバリアフリーの推進



バリアフリー推進チームによる現地調査

施策の内容

1. 物理的なバリアフリーの推進

- 建物や道路・歩道、公園など公共施設のバリアフリー化を推進します。
- 公共交通機関や施設など交通環境のバリアフリー化を推進します。
- 民間施設のバリアフリー化を促進します。

2. 情報のバリアフリーの推進

- バリアフリーに関する情報の提供を行います。
- 施設利用者へのわかりやすい情報の提供を行います。
- バリアフリーに関する支援や相談体制の充実をはかります。

3. 心のバリアフリーの推進

- バリアフリーに関する情報の提供を行います。
- バリアフリーに関する学習機会の提供を行います。
- バリアフリーに関する啓発を推進します。

4. 協働によるバリアフリーの推進

- 市民や事業者との連携体制を推進します。
- 市民や事業者との協議体制を推進します。



駅のバリアフリー化

市営住宅のバリアフリー化戸数と実施(計画)率の推移

年度	14		15		16		17		18		19		20		21		22	
実施戸数	実施	累計	実施	累計	実施	累計	実施	累計	計画	累計	計画	累計	計画	累計	計画	累計	計画	累計
		14	94	102	196	40	236	48	284	30	314	26	340	53	393	30	423	43
管理戸数	1,570		1,570		1,681		1,684		1,684		1,684		1,684		1,684		1,684	
実施率	5.99%		12.48%		14.04%		16.86%		18.65%		20.19%		23.34%		25.12%		27.67%	

資料：住宅課



第4節

市民活動の推進と協働のまちづくり

現況と課題

- 本市においては、広報まつさかをはじめ、ケーブルテレビ、インターネットによる広報とともに市政バス、市民の声制度などの広聴活動が行われています。また、市民活動センターが設置され、多くの市民活動が成長しつつあります。しかし、協働に欠かせない情報については、まだ市民と行政との間の格差は大きく、また、市民活動団体の安定した資金の確保や、行政や民間企業における協働のまちづくりに向けた認識と体制の整備についても十分といえない状況にあります。
- 行政と市民との情報の共有化と人材を育成するコーディネーターの確保、市民活動の自立に向けた資金を確保できる体制整備の必要性が高まっています。
- 市民と行政との協働を推進するための環境整備が必要です。

基本方向

- ◆市民や市民活動団体等のまちづくりへの参加・参画・協働を進めるために広報・広聴をさらにすすめ、市民と行政との情報の共有化を推進します。
- ◆市民活動を行う人材の育成とともに、市民活動団体の自立した資金源の確保のための環境整備を推進します。
- ◆市民と行政がまちづくりに対する将来像を共有するとともに、お互いの役割を認識し、双方が積極的に協働のまちづくりを進めることができる体制と環境の整備を進めます。



市民活動センター

施策の体系

市民活動の推進と協働のまちづくり

市民と行政との情報の共有化の推進

市民活動の活性化

協働のまちづくりの促進

施策の内容

1. 市民と行政との情報の共有化の推進

- 広報まつさが、ケーブルテレビ、インターネット等を活用し行政の情報をわかりやすく迅速に市民に伝えるとともに、市民活動団体、地縁団体等との情報交流をすすめます。
- 市民の声、出前講座、市政バス等を通じて市民と行政の相互理解の推進と情報の共有化を進めます。

2. 市民活動の活性化

- 市民活動団体等の交流拠点・情報拠点の充実に努めます。
- 市民活動団体等の活動資金確保のための環境整備を進めます。

3. 協働のまちづくりの促進

- 市民と行政が協働を進めるうえでの基本的事項の認識を共有するために自治基本条例の制定に努めるとともに、協働に向けた行政の体制の整備を進めます。



ごみゼロ運動



市民活動防災訓練

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力を
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第5節 地域コミュニティの再生

現況と課題

- 住民自治の拡充は、今後の市政にとって重要な位置づけがされています。しかし、本市においては合併後、全市的な自治会連合会が誕生するなど新しい取り組みがみられるものの、コミュニティにおいては、単位自治会など小規模の住民自治組織が中心で、広域的で規模の大きい取り組みは難しい状況にあります。
- 地域のまちづくりに欠かせない集会施設や情報伝達機能が十分でない地域があると同時に、少子高齢化・市街地のドーナツ化現象、中山間地域での過疎化などにより、地域の住民活動に困難が生じてきています。
- 広域的な地域課題を解決し得る新しい住民自治組織の必要性が求められています。
- コミュニティの協議・検討および情報を発信する拠点施設である地域集会所や情報伝達機能の整備が求められています。

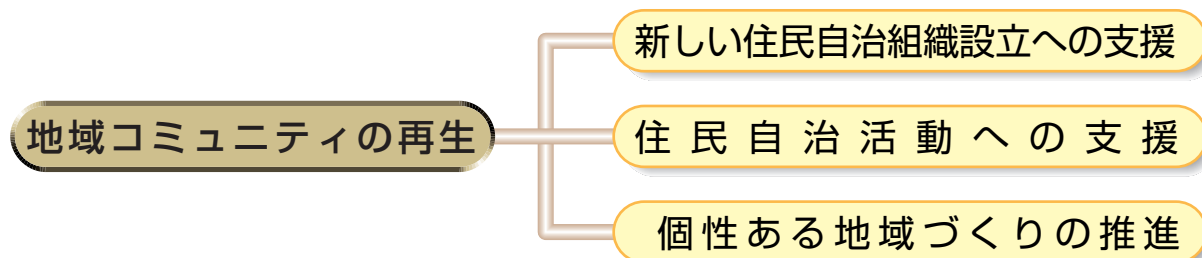
基本方向

- ◆地域に根づいた自治活動のための活動支援とともに、活動拠点の整備に努め、自主的で主体的なコミュニティ活動を推進し、地域のまちづくりに努めます。
- ◆地域における概ね小学校区単位での住民自治体制の整備とともに、その人材育成や財政基盤の確立を支援します。
- ◆市内のそれぞれの地域において、個性ある地域づくりが可能な環境整備に努めます。



住民協議会勉強会

施策の体系



施策の内容

1. 新しい住民自治組織設立への支援

- 概ね小学校区を単位とした住民自治組織の設立とその活動拠点整備を支援します。
- 自治会や設立された住民協議会に対して、地域交付金の導入をはかります。
- 地域づくりのための企画立案ができる人材育成支援に努めます。

2. 住民自治活動への支援

- 自治会活動への支援に努めます。
- 自治活動の拠点となる集会所整備と情報伝達設備の整備について支援します。
- 市民活動の各種情報提供に努めます。

3. 個性ある地域づくりの推進

- 市内それぞれの地域の持つ課題を解決し得る地域の個性を生かした環境整備に努めます。



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第6節 国際化の推進

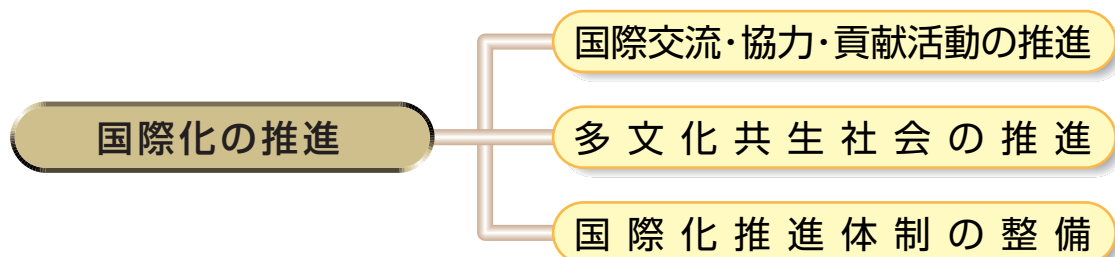
現況と課題

- 交通手段・通信技術の発達や経済活動のグローバル化による海外との国際交流の機会の増加とともに在住外国人は増加・長期定住化が進むなど、地方都市においても国際化は着実に進んでいます。
- 国際化感覚の高揚や草の根レベルでの国際交流の促進とともに、市民の多文化共生意識の高揚や外国人にとって暮らしやすいまちづくりなど、国際化の推進や多文化共生社会に対応した環境づくりを行う必要があります。

基本方向

- ◆ 国際化に対する市民意識の高揚や人材の育成、民間団体を主体とした草の根の交流の促進・支援をはかるとともに、市民や関係団体等と連携した多文化共生社会の実現に向けた、国際化推進体制の整備など環境づくりをはかります。

施策の体系



やたいむら（多文化共生社会の推進）

施策の内容

1. 国際交流・協力・貢献活動の推進

- (1) 市民や団体などの国際交流活動への支援
 - 市民による国際交流活動の支援を行います。
 - 国際交流団体等が行う国際交流活動への支援を行います。
- (2) 青少年等の国際交流活動への支援
 - 青少年等の海外派遣への支援を行います。
 - 学校教育における国際化の推進をはかります。
- (3) 国際協力・貢献活動の推進
 - 消防等を主体とする国際貢献活動と国際協力活動を推進します。

2. 多文化共生社会の推進

- (1) 地域の国際化に対する啓発や講座等の開催
 - 地域の国際化を推進するために啓発活動を実施します。
 - 外国語講座等を実施し、地域の国際化を進めます。
- (2) 在住外国人の暮らしやすいまちづくり
 - 在住外国人のための生活相談窓口や情報の提供に努めます。
 - 在住外国人にとって暮らしやすい環境整備に努めます。

3. 国際化推進体制の整備

- (1) 松阪国際交流協会等関係団体の育成支援
 - 松阪国際交流協会等の関係団体との連携に努めます。
 - 国際化関係団体の育成支援に努めます。
- (2) 国際化推進計画
 - 新市国際化推進計画を策定します。
 - 計画策定にあたっては、市民および在住外国人の参画をはかります。
- (3) 行政の体制整備の推進と市民との協働の推進
 - 市の国際化推進体制の整備をはかるとともに充実強化に努めます。
 - 市民との協働により国際化の推進をはかります。



母国語保障

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第7節 情報化の推進

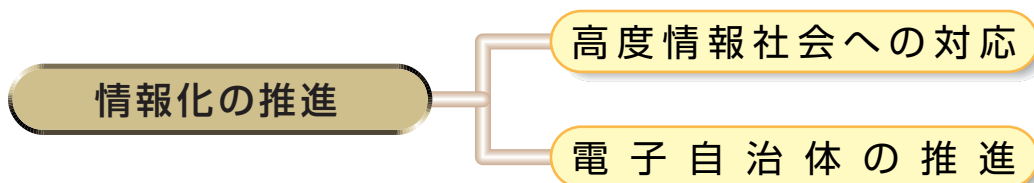
現況と課題

- インターネットに代表される情報通信技術（IT）の進展は社会・経済活動に大きな変化をもたらし、日常の市民生活にも情報通信技術の活用が深く影響をおよぼしています。
- 新市の発足にあわせ、電算ならびに各種情報システムの統合・構築、情報ネットワークの整備により、住民サービスの向上、行政事務の効率化に一定の成果が得られているものの、今後さらに情報通信技術（IT）の進展を行政事務に取り入れることが求められています。また、同時に情報セキュリティ対策を強化することも必要です。

基本方向

- ◆ 情報通信技術（IT）の進展を住民に対する行政サービスの向上につなげることを最終的な目標とし、電子自治体の実現に向けた情報通信基盤および情報管理システムを効率的・効果的に整備するとともに、市民生活での利便性を支援する新しい市民サービスの充実に向け、県および他の自治体との連携強化をはかっていきます。

施策の体系



行政事務の情報化

施策の内容

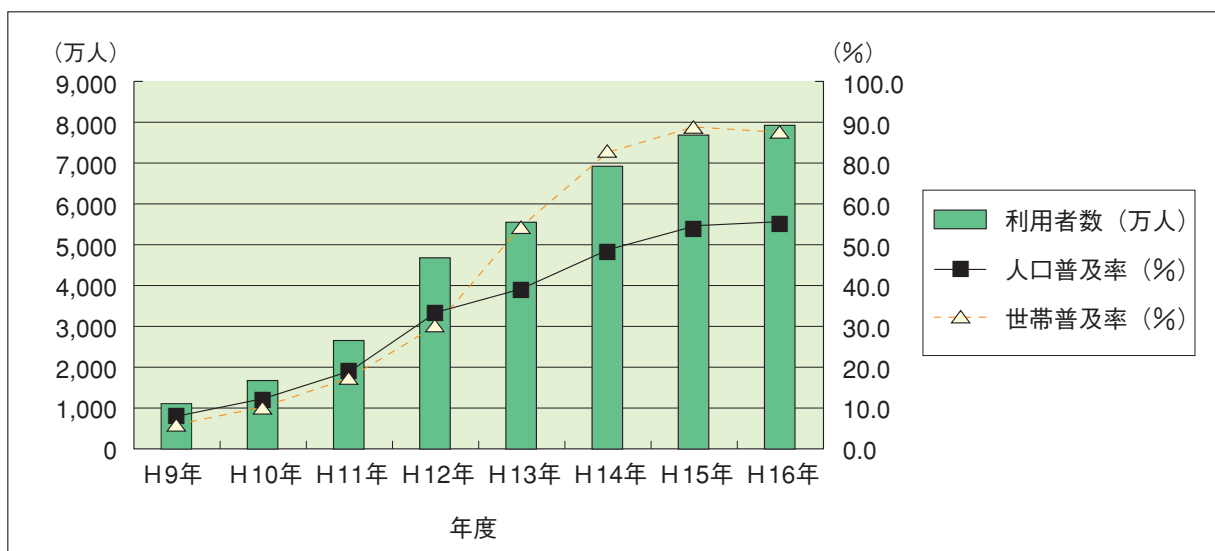
1. 高度情報社会への対応

- すでに運用されている各種情報システムおよび全庁情報ネットワークの機能のさらなる拡充をはかります。
- 個人情報保護条例と情報セキュリティポリシーの徹底をはかり、不正アクセスやコンピュータウィルスの侵入からの防御など、情報セキュリティ対策を推進します。
- 地域情報化の新たな展開について検討します。

2. 電子自治体の推進

- 自宅や勤務先からでもインターネットを通じて各種申請・届出などが可能となる「電子申請・届出システム」、また、同様にインターネットで各施設の空き状況の確認や予約ができる「施設予約システム」を県内の自治体との共同開発による導入をめざします。
- パソコン等を使って公共料金等の支払いができるシステムの導入について検討します。
- 電子自治体の推進にあたっては、情報格差対策にも配慮します。

■インターネット普及率の推移（全国）



資料：IT推進課

計画の進め方



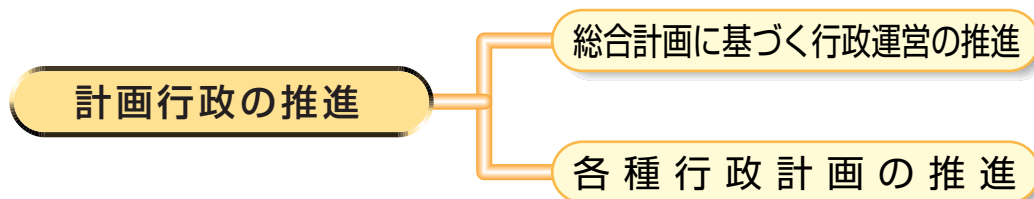
現況と課題

- 高度化、多様化する市民ニーズや少子高齢化、情報通信技術（IT）の進歩など地方自治体を取りまく環境は大きく変化しています。また、地方分権型社会への転換が進む中で、基礎自治体としての政策形成能力の向上と施策・事業の推進がこれまで以上に求められています。
- 限られた政策資源の中で、高度化・多様化する行政需要に的確に対応していくためには、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）のいわゆる政策サイクル（PDCAサイクル）に基づいた、計画的で効果的な施策・事業の推進をはかる必要があります。

基本方向

- ◆ 総合計画と各分野で策定される個別計画などの整合性をはかり、総合的かつ横断的な施策の展開を推進します。
- ◆ 総合計画において体系化されたそれぞれの施策や事業を着実に実現していくために、施策の優先順位を念頭において、予算配分や人員配置などが機能的に連動するような体制を構築するとともに、それぞれの施策・事業の必要性や有効性を行政評価により検証することで、明確な政策サイクルを確立し、政策形成能力の向上をはかります。

施策の体系



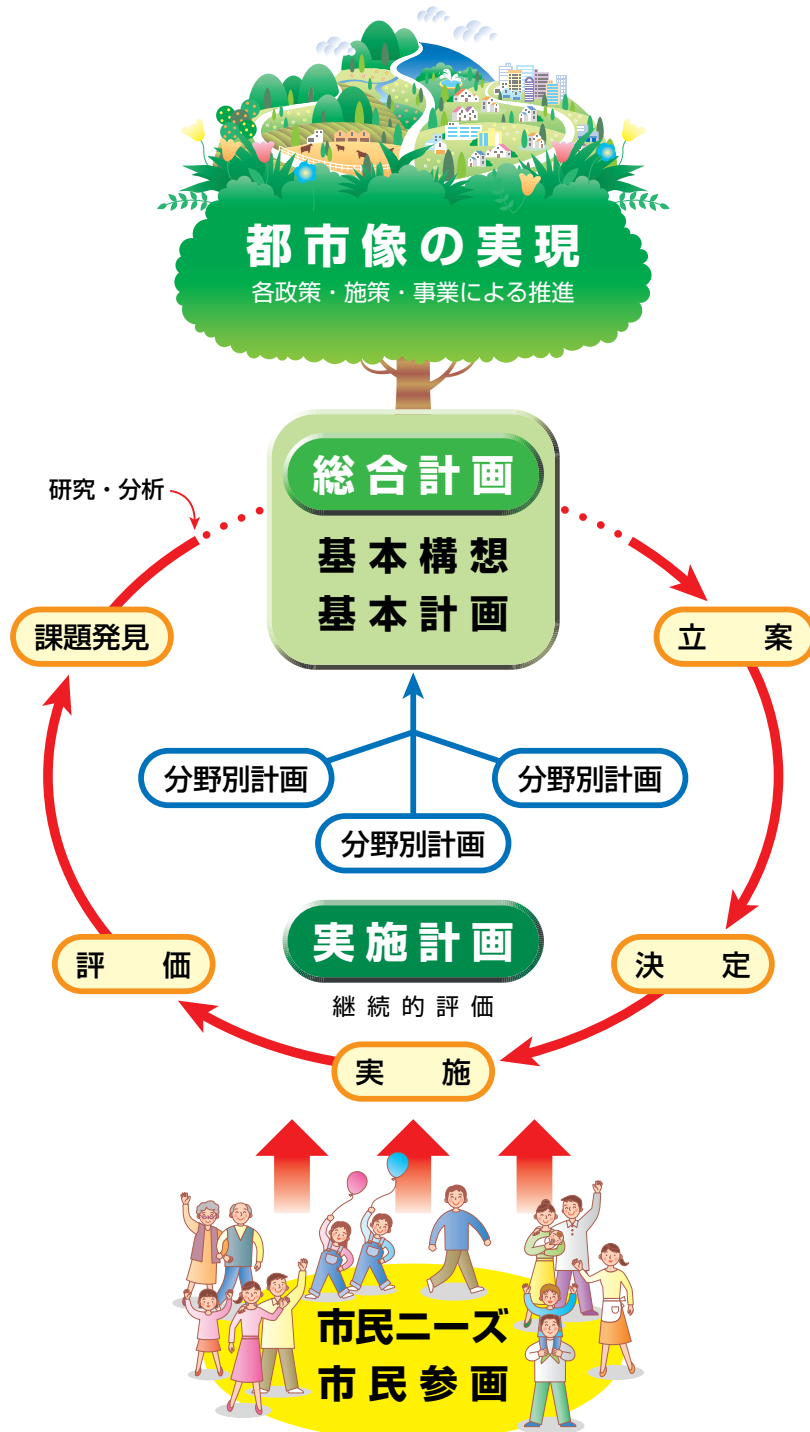
施策の内容

1. 総合計画に基づく行政運営の推進

- 効果的な施策や事業の選択、有効な政策資源の活用をはかります。
- 行政評価を実施し、施策や事業の見直しを行い、効果的な行政運営をはかります。
- 実施計画－予算－評価が有機的に連動する体制を確立します。

2. 各種行政計画の推進

- 各分野の政策の体系化に努め、目的志向・成果重視の効果的で総合的な行政運営をはかります。
- 各種行政計画の確実な実施をはかります。



現況と課題

- 組織機構改革、入札制度改革、職員数の削減、事務事業の見直し、情報技術の導入などにより、行政のスリム化・効率化に努めてきましたが、財政状況の逼迫や少子化に伴う人口減少時代への対応など、新たな行政課題が生じてきています。
- 国・地方を通じた財政危機、本格的な地方分権時代の到来と高度化・多様化する行政需要に的確に対処していくために、既存の行政システムを全体的に見直し、住民サービスのさらなる充実と行政コストの削減が求められています。

基本方向

- ◆ 限られた人的資源の中で、社会経済情勢の変化に伴う行政課題や多様化・高度化する市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、職員が自主性、創造性、革新性を持ち、高い業務能力を発揮できるような人と組織づくりを推進します。
- ◆ 効率的で質の高い行政サービスを提供するために、市民の視点に立った業務や事業の継続的な見直しを行うとともに、情報技術や民間ノウハウの積極的な活用をはかり、市民の利便性の向上と行政コストの一層の縮減に努めます。

施策の体系

行政運営の効率化

行政組織の効率化

業務運営の効率化



電子入札システムによる開札風景

施策の内容

1. 行政組織の効率化

(1) 組織機構の改革

- 政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務・事業を処理するとともに、市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応しうる組織機構の構築をめざします。
- 権限の分散化を行い、市民と直接接する政策実施部門の機能強化を推進します。

(2) 人事管理の適正化

- 事務事業の再編・整理・廃止・統合等の見直しを進めるとともに、定員管理と人事配置の適正化に努めます。
- 人材の有効な登用と活用に努めます。
- 職員のやる気を育て、事務事業の活性化をめざします。

(3) 職員研修の充実

- 研修を通じて職員の政策形成能力や創造的能力の向上をめざします。

2. 業務運営の効率化

(1) 事務改善・職場改善の推進

- 民間企業などで用いられる経営品質の手法を用いて、顧客である市民の視点に立って業務や職場を常に見直し、継続的な改善・改革に取り組みます。

(2) 民間委託等の推進

- 民間委託が望ましい業務について、行政責任の確保等に留意しながら、積極的にその推進をはかります。
- 民間のノウハウや市場原理が導入できる施設について、指定管理者制度、PFIなど新しい管理運営手法の導入を進めます。

(3) 公正・公平な入札事務の推進

- 「条件付き一般競争入札」を柱とした現行の入札制度を常に評価・改善するとともに、電子入札システム等の充実をはかり、透明性・公正性・効率性のより一層の向上に努めます。

(4) 情報技術を活用した事務の効率化

- 「実施計画、行政評価、公有財産・備品管理システムを稼動し、総務管理事務システムの充実と安定的な運用をはかります。
- LGWANと庁内LANとの安全な接続を行い、他の自治体とのLGWAN文書交換、文書管理システムとの連携（電子決裁の運用拡大、原本管理等）をはかります。
- 既存の汎用コンピューターシステムの円滑な運営と制度改正への迅速な対応に努めます。

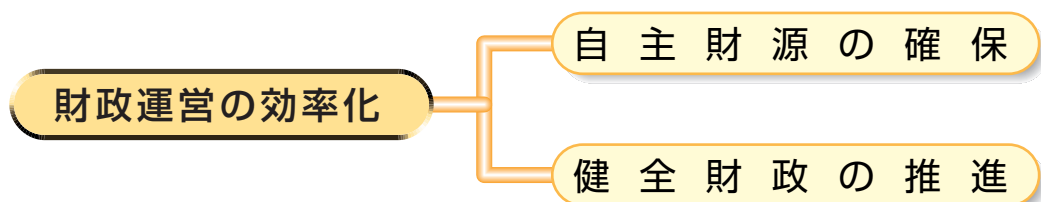
現況と課題

- 税収入は緩やかな回復傾向にある一方で、近年の景気対策や財源不足の補てんによる起債の発行により借入残高は急増し、その償還費が財政を圧迫しています。また、社会保障関係費の増加や、公共下水道事業をはじめとする他会計への繰出金の増加など、市財政は厳しい状況にあります。今後、「三位一体の改革」がさらに具体化される中で、自治体の自主性と自己責任においてさらに厳しい財政運営を強いられるものと予想されます。
- 市の財政状況が今後ますます厳しくなると予想される中、合併による地域の広域化に伴う地域振興への対応や、安全・安心への対応、少子高齢化対策などの重要な行政課題に積極的に取り組むことが求められています。そのためには、財源の確保とともに、歳出のスリム化をはかり、持続的に行政サービスを提供できるよう健全財政に努める必要があります。

基本方向

- ◆ 時代の変化への対応と新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応するためには、自主財源の安定的な確保に努めるとともに、国の「三位一体の改革」の動向や厳しい社会情勢をふまえ、市民・行政・民間等がそれぞれの役割を明確にした上で、徹底した行財政改革による行政のスリム化を進め、財政の健全化に努めます。

施策の体系



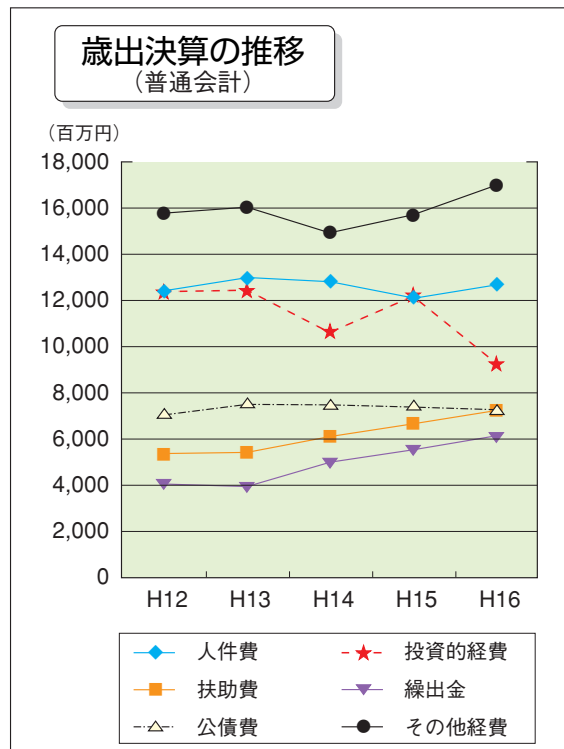
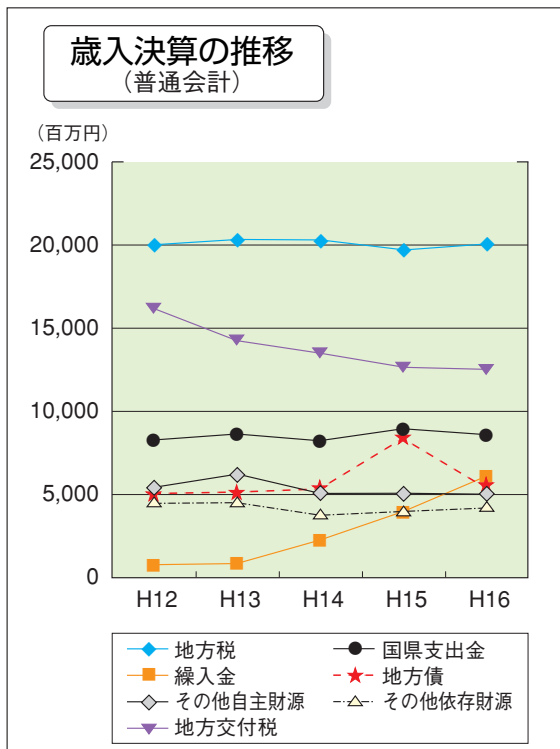
施策の内容

1. 自主財源の確保

- 適正な受益者負担をはかるため、使用料や手数料等の見直しを検討します。
- 徴収業務の強化や納税啓発の推進により、市税等の収納率向上に努めます。

2. 健全財政の推進

- 事務事業の見直しと経費全般の削減・合理化に努めます。
- 中長期の財政見通しによる計画的な財政運営に努めます。
- 公債費の抑制に努めます。
- 政策体系・重点事業に基づいた包括的な予算配分に努めます。



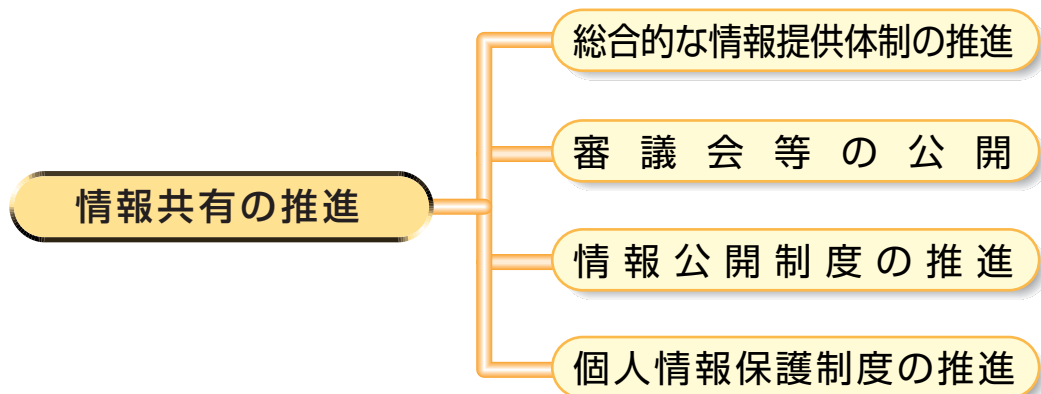
現況と課題

- 市の情報を積極的に提供することにより市政の透明性を高め、行政運営の公正性・公平性を確保し、個人情報の適正な取り扱いと自己情報コントロール権を保障することによる、市民の個人情報の権利利益の保護が求められています。
- 情報公開請求による開かれた行政運営を進めるとともに、市政への市民参加を推進するため政策課題などの情報を積極的に市民に提供し、市政の説明責任を果たしていく必要があります。
- 個人情報の適正な取り扱い、自己情報コントロール権の保障による個人の権利利益の保護を積極的に進めていく必要があります。

基本方向

- ◆公正で透明な市政運営をはかるとともに、市政の説明責任を果たすため、積極的な情報提供と情報公開を推進し、市政への市民参加・参画を進め、市民との協働・連携のまちづくりの実現に努めます。
- ◆個人情報保護条例の施行により、個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、市の保有する個人情報について自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求による自己情報コントロール権を保障し、個人の権利利益の保護を積極的に推進します。

施策の体系



施策の内容

1. 総合的な情報提供体制の推進

- 行政情報提供の推進に関する要領に基づき総合的な情報の提供を進めます。
- 情報提供の重要性を全職員が認識し、積極的に生きた情報が発信できる体制づくりを進めます。
- 重要計画の策定など市民参加を推進すべき政策について、意思形成過程の情報を市民に提供できるよう全庁的な取り組みを進めます。

2. 審議会等の公開

- 審議会等の会議は、原則公開するとともに会議の議事録の公表に努めます。

3. 情報公開制度の推進

- 市が保有する情報は、原則公開するとともに積極的に情報提供を進めます。

4. 個人情報保護制度の推進

- 個人情報の適正な取り扱いについて徹底します。
- 自己情報コントロール権の保障をさらに進めます。

■平成17年度 公文書公開請求の決定状況

単位：件

件数		決定状況			
請求	申出	公開	部分公開	非公開	文書不存在
25	31	37	17	0	9

資料:総務課

■平成17年度 個人情報開示等請求の決定状況

単位：件

請求件数			決定状況														
開示請求	訂正請求	利用停止等請求	開示請求			訂正請求			利用停止等請求								
			開示	部分開示	不開示	訂正	部分訂正	非訂正	消去		利用停止		提供停止				
									消去	部分消去	非消去	停止	部分停止	非停止	停止	部分停止	非停止
13	2	0	13	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0

※各表は1件の請求(申出)に対し、対象となる公文書が複数になる場合があり、それぞれの公文書ごとに公開・非公開の決定を行っているため、決定状況の件数が請求(申出)件数を上回っています。

資料:総務課

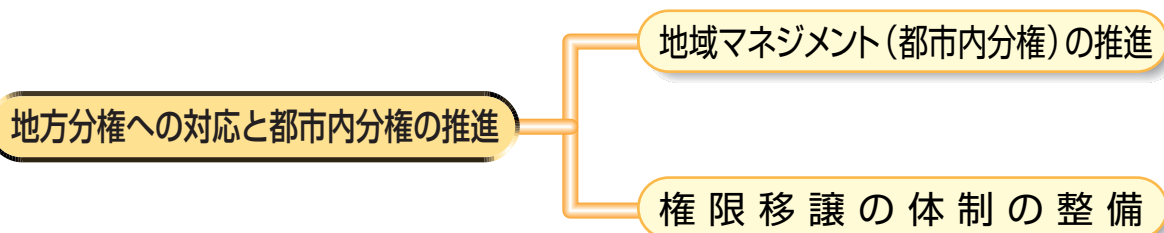
現況と課題

- 近年、地域のことは地域が決める、その結果に責任を持つという「自己決定、自己責任の原則」や「補完性の原理」による分権型社会への移行が本格化しています。また、基礎自治体として、地域における事務を幅広く担い、市民の利便性の向上をはかるために、権限移譲を進めています。
- 分権化・行政の効率化が求められている一方で、コミュニティや住民の自治活動の重要性が再認識されるようになり、住民と行政の役割分担についても、あらためて見直すことが求められています。また、基礎自治体として県の地方分権推進方針に基づき、権限移譲が可能な部署の体制の確立が求められています。

基本方向

- ◆ 地域コミュニティの再生に関する施策の推進とともに、都市内分権を推進するため、市域をいくつかのエリアに分割し、それぞれの地域において地域の課題を自ら解決していくための機能と権限を持った、拠点施設の整備を進めます。
- ◆ 市は、基礎自治体として地域における事務を幅広く担い、市民の利便性を向上させるため、三重県地方分権推進方針に基づき、人的支援、財政支援などを県と協議のうえ、権限移譲の推進をはかる組織体制の確立を進めます。

施策の体系



施策の内容

1. 地域マネジメント(都市内分権)の推進

- 本庁管内に地域振興拠点を整備します。
- 拠点施設には、地域内に関する権限・予算を移譲します。
- 拠点職員のまちづくり支援をはかるための人材育成を行います。

2. 権限移譲の体制の整備

- 人的支援、財政支援、移譲を受ける組織整備をはかります。




市長と語る懇談会



嬉野中川まちづくり協議会の設立総会





付属資料

1. 松阪市総合計画審議会

松阪市総合計画審議会条例 (平成17年1月1日松阪市条例第26号)

(設置)

第1条 本市の総合計画に関し必要な事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するため、松阪市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、総合計画決定の日までとする。

(委員の代理)

第4条 委員に事故があるときは、その委員の職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は審議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

松阪市総合計画審議会委員名簿

(五十音順)

役職	名前	選出団体・分野等
会長	寺本博美	松阪地区地域審議会
副会長	松村淑子	松阪市人権擁護委員会
委員	青田良太郎	松阪商工会議所
//	伊藤末治	三雲地区地域審議会
//	岩佐敏秋	松阪地区医師会
//	大西雅幸	松阪飯南森林組合
//	大橋純郎	松阪漁業協同組合
//	落合泰子	市政サポーター
//	尾鍋哲也	飯高地区地域審議会
//	釜谷恵子	松阪子どもNPOセンター
//	川村太一郎	松阪青年会議所
//	久保敦子	市政サポーター
//	澁谷憲一	連合三重松阪多気地域協議会
//	角野圭吾	三重中京大学
//	世古佳清	松阪市障害者団体連合会
//	高橋範子	松阪市市民活動センター
//	田中峰雄	松阪農業協同組合
//	辻宣夫	飯南地区地域審議会
//	中一成	松阪警察署
//	長田芳樹	三重県松阪地方民局
//	中村勝行	松阪市老人クラブ連合会
//	中森弘幸	松阪市議会
//	中山耕一	松阪市PTA連合会
//	西村勇喜	松阪市自治会連合会
//	花豊真希子	三重中京大学
//	吹戸右二	市政サポーター
//	古市仁	松阪国際交流協会
//	堀端脩	防災ボランティア・ネットワーク松阪
//	松本梅夫	嬉野地区地域審議会
//	松本順	松阪市民生委員児童委員協議会連合会
//	宮村元之	松阪市商店街連合会
//	森吉男	松阪市社会福祉協議会
//	山中美幸	市政サポーター
//	山本恭嗣	松阪市教育委員会
//	渡辺澄子	三重中京大学短期大学部

(敬称略)

05松政 000415 号
平成17年10月19日

松阪市総合計画審議会
会長 寺本博美様

松阪市長 下村 猛

松阪市総合計画について（諮問）

松阪市総合計画の策定にあたり、基本構想及び基本計画について貴審議会の意見を求めます。

平成18年1月24日

松阪市長 下村 猛 様

松阪市総合計画審議会
会長 寺本 博 美

松阪市総合計画について（答申）

平成17年10月19日付け05松政第000415号をもって諮問のあった、松阪市総合計画の基本構想（案）及び基本計画（案）について次のとおり答申します。

1. 計画策定の経緯と評価

今回の総合計画は、社会経済環境が急速に変化する中で、特に平成17年1月1日の合併に伴い、市民や地域が抱える様々な課題に対応するとともに、新たな松阪の再生・創造をめざし策定が進められてきました。計画の策定にあたっては、これまでの取り組みを継承しつつ、松阪の持つ多彩な力を生かして、新しい課題にも果敢に挑戦することを基本に、市民等の意見の反映に最大限努めてきました。

当審議会では、こうした策定過程を通じてまとめられた計画（案）について、市民の立場からあるいはそれぞれの専門的な立場からの審議・検討を踏まえつつ、幅広い観点から計画全般にわたって審議を重ねてまいりました。

この計画（案）に対する答申にあたって、当審議会は次のとおり評価し、意見をのべます。

(1) 時代認識等について

日本はもとより世界における時代の変化を踏まえつつ、新たに顕在化した課題等も的確に把握し、また、今後の対応についても適切な方向性が示されていると考えます。

(2) 計画の構成について

計画の構成として、「基本構想」と「基本計画」（前期基本計画）の形式に基づいた二層構造とし、今回の総合計画の策定と合わせ、行政システム改革や地方分権改革の推進についても、一体的に推進していくという考え方については妥当なことと評価します。あわせて、環境、まちづくりなどの特定の分野について、より具体的な取り組みがわかるよう、戦略計画や指針を位置づけていますが、今後、相互に連携して市の諸施策の計画的推進が図られるよう期待します。

(3) 松阪のめざすすがたについて

○計画（案）では、「市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市まつさか」を新松阪市建設のめざす都市像とし、時代の変化に伴う課題の把握と市としての取り組みの基本方向を示していますが、これらの認識等は的確なものと考えます。

○また、基本コンセプトとした「安全で安心な市民生活」を確立していくことは、市民が継続してゆたかな生活を享受するための前提条件であり、それを十分に踏まえ

て描いた松阪の将来方向は、市民の視線から将来の望ましい地域や暮らしを支える必要条件を示したものとして、市民にわかりやすい計画づくりの基本として評価します。

(4) 計画の策定手続きについて

- 今回の計画策定にあたっては、市政運営の今後の方向をできるだけ早く市民に示すとの考え方から、これまでと比べて短い期間で作業が進められましたが、手続き面では、3回の審議会、1回の市民懇談会を開催するとともに、「松阪市市民意識調査」を実施し、提案された意見等をできる限り計画（案）に反映させるなど、柔軟にきめ細かく対応してきました。
- また、市長と市民との直接対話や、「地区地域審議会」における意見、インターネットによる意見の受付など、参加による計画づくりの取組みも適切に行われたと評価します。

2. 計画推進にあたっての留意事項

今後の計画の推進にあたっては、特に次の点に留意するよう求めます。

(1) 時代の変化に対応した計画の柔軟な推進

- 松阪は、南三重の中心都市として時代の変化に対応し、いっそうの経済、文化、交通の拠点としての発展をめざし、今後とも社会経済状況を注視していく必要があります。計画の推進にあたっては、合併間もないこともあり、合併前におけるそれぞれの地区の歴史・伝統を踏まえるとともに、時代の変化や市民ニーズの動向などを的確に把握し、定期的な点検を行い、様々な変化に柔軟に対応した施策展開を図る必要があります。
- また、今回は、平成27年度までの目標期間としていますが、本格的な自然人口減少時代に向けた新たな社会システムや地域政策のあり方については、今後の研究課題として十分に検討することが必要です。

(2) 「民との協働」の一層の具体化

- 社会が成熟し、市民意識が多様化する一方、官と民との役割分担の見直しの中で、「新しい公共」をめざす動きが出てきています。計画の実行性を確保するためにも、

市民の主体的な活動を尊重することを基本とし、NPOや企業等も含めて、市民との協働・連携による地域づくりを積極的に進める必要があります。そのためにも、市民との応答関係や市政の透明性を高めつつ、幅広い観点に立って、市民とのパートナーシップによる施策展開を進めていく努力を期待します。

(3) 行政システム改革と一体となった計画の実行

○計画の実行性を確保するためにも、施策の優先順位に基づく財源の重点配分、施策の効果的、効率的な展開、実行性のある組織・執行体制の整備など、「行政システム改革の中期方針（仮称）」を設け、それに基づく取組みを計画と一体となって着実に進めることが必要です。

(4) 地域計画の早期策定

○地域計画については、地方分権の進展を踏まえ、広域化した地区の意見を十分に聞くということから、策定を必要としますが、本来、総合計画は地域計画と一体となったものであることが望ましいと考えておりますので、基本構想の「土地利用と地域整備イメージ図」にあるように、地域特性に基づいた地域計画を早急に策定されることを求めます。

(5) 適切な進行管理による計画の推進

○計画の進行管理にあたっては、以下の実施計画に位置づけられた戦略プロジェクトの進捗状況を公開するための方法の検討や、より成果に着目した評価手法の導入などを図り、市民にとってよりわかりやすいものとなるよう工夫を重ねていく必要があります。

○また、併せて、今後の進行管理を進める中で、設定された目標の妥当性等についても検証を行っていく必要があります。

(6) 意見等の計画への反映の継続的努力

○計画の策定過程で寄せられた市民、各地区の意見や要望の多くは、計画に反映されたものと考えますが、現時点で反映できないものや、継続的な検討事項とされた意見であっても、計画の推進過程で対応が可能なものは、その具体化を図るよう求めます。

○なお、市議会からの意見等で現時点では反映できない意見や要望についても、計画の推進過程で具体化に努めることや、今後、計画の見直しの際に議論の素材として検討されるよう期待します。

(7) 実施計画について

- 「将来の松阪市像」の実現に向けて、7つの政策課題分野（やすらぎのある安全なまち、快適で機能的なまち、環境に配慮するまち、健やかでいきいき暮らせるまち、質の高い教育・文化にふれあうまち、にぎわいと活力あふれるまち、および共生と交流を深めるまち）ごとに「主な施策・事業体系」を位置づけるとともに、その中から当面3年間に重点的・優先的に取り組む施策・事業を「戦略プロジェクト」として組み立てていく必要があります。
- 「戦略プロジェクト」では、目標管理による計画の推進という観点から、できるだけ成果に着目した目標の設定や年度ごとの工程を明らかにし、今後の施策展開の中で、より適切な指標や数値目標では示しきれない施策内容の充実等についても、不断の検討が必要です。
- さらに、当審議会の意見を踏まえ、松阪がその多彩な潜在力を生かしながら、松阪らしい施策展開を図るため、「重点政策の基本方向」を明らかにし、中期的な視点に立った重点的な取り組みや松阪らしい特色を打ち出すことを期待します。

以上、答申にあたって意見を述べましたが、当審議会としては、別添の計画（案）を全体として妥当なものと評価し、「2.計画推進にあたっての留意事項」に十分配慮しつつ、計画の着実な推進に最大限の努力を図られるよう求めます。

2. 松阪市総合計画試案作成に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、松阪市総合計画（以下「総合計画」という。）の試案を作成するため、松阪市総合計画試案作成会議（以下「作成会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(作成会議)

第2条 作成会議に、常任委員会、専門部会及び分科会を設置する。

2 常任委員会は、助役、収入役、教育長、市の部局の長等で構成する。

3 専門部会は、課長級及びその相当職の職員で構成する。

4 分科会は、課長補佐級及びその相当職並びに係長級及びその相当職の職員で構成する。

(作成会議の職務権限)

第3条 作成会議の職務権限は、次のとおりとする。

(1) 総合計画試案の作成

(2) 松阪市総合計画審議会への諮問に関する資料の収集及び整備

(3) 総合計画試案作成に関する調査及び研究並びに必要な資料の収集、整備及び配布

(常任委員会の職務権限)

第4条 常任委員会の職務権限は、次のとおりとする。

(1) 総合計画試案作成に関する全事項を協議する。

(2) 各専門部会及び分科会を指揮監督する。

(専門部会の職務権限)

第5条 専門部会は、常任委員会の指揮監督に基づき分科会を指揮監督し、所掌事項の試案作成にあたる。

(専門部会及び分科会の所掌事項)

第6条 専門部会の所掌事項については別に定める。

2 分科会の所掌事項については別に定める。

(正副会長及び正副部会長)

第7条 常任委員会に、会長及び副会長を置く。

2 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 分科会に、分科会長及び副分科会長を置く。

4 会長、部会長及び分科会長はそれぞれ常任委員会、専門部会及び分科会を代表し会務を総理する。

5 副会長は会長を、副部会長は部会長を、副分科会長は分科会長を補佐し、会長、

部会長及び分科会長に事故あるときは、それぞれの職務を代理する。

6 常任委員会の会長は助役を、副会長は総合政策部長をもってあてる。

7 専門部会及び分科会の正副部会長及び正副分科会長は、構成員のうちから互選する。

(会 議)

第8条 作成会議は、会議の長が必要と認めるときに招集する。

2 会長、部会長及び分科会長は、それぞれの会議の議長となる。

(各局、部、課等の協力)

第9条 各局、部、課等は、会議に必要な資料の提出を求められた時は、これに協力しなければならない。

(事務局)

第10条 作成会議の事務局を総合政策部政策課に置く。

2 事務局長は、総合政策部政策課長をもってあてる。

3 事務局に、松阪市総合計画試案作成検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

4 検討委員会の委員は、常任委員会で指名する。

5 事務局は、作成会議の会長、部会長及び分科会長の命を受け作成会議に関する事務を処理する。

6 事務局職員は、作成会議に出席し会議に関する資料の提供及び発言を行うことができる。

(総合計画試案の提出)

第11条 常任委員会の会長は、作成会議の審議を経た総合計画試案を市長に提出しなければならない。

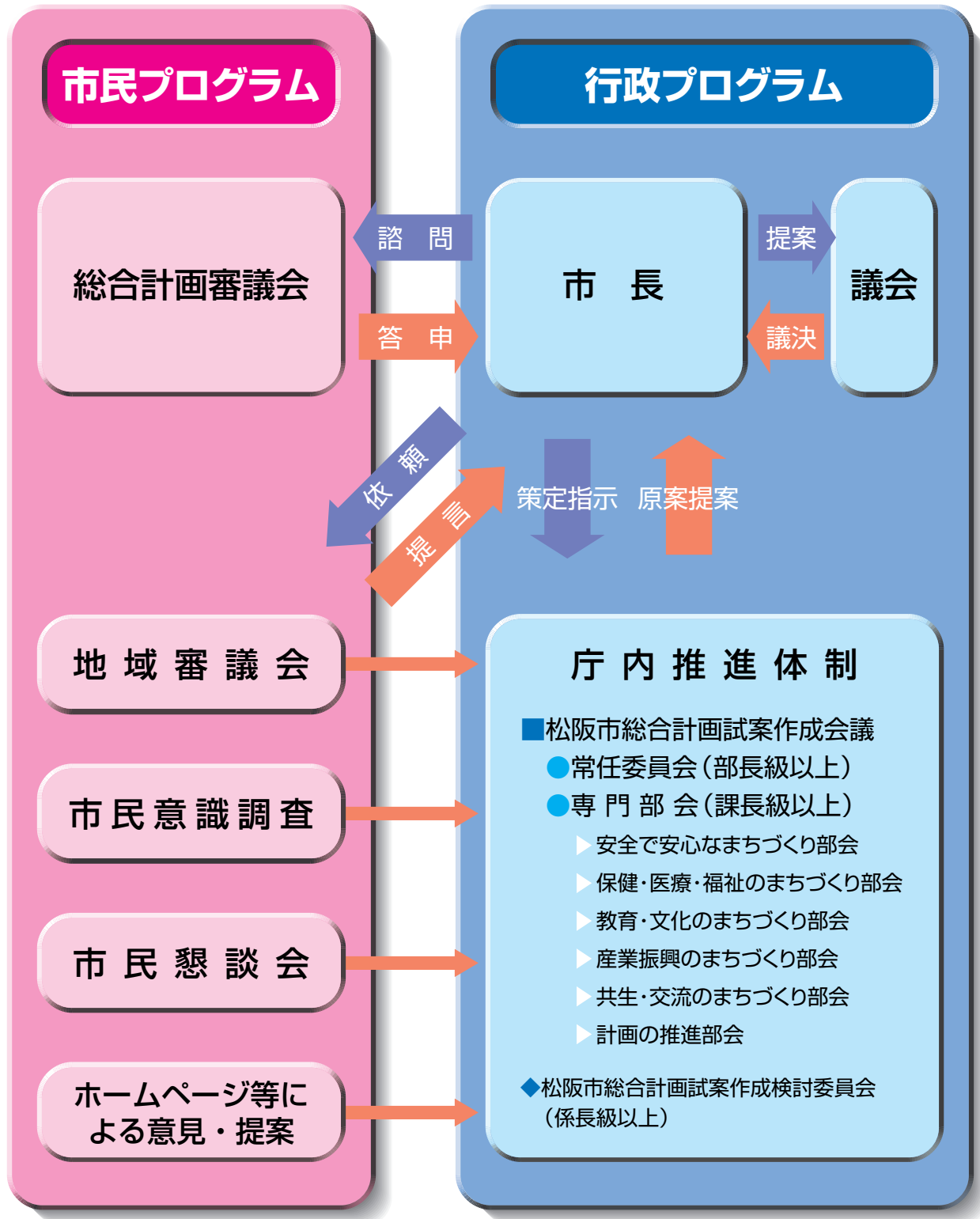
(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

3. 松阪市総合計画策定チャート



4. 松阪市総合計画策定の経過

年・月	事 項	内 容
17.6	松阪市総合計画試案作成会議の設置	試案作成会議は、「常任委員会」、「専門部会」、「分科会」、及び「検討委員会」で構成。
17.6	市民意識調査	市民4,000人を対象に実施し、1,961人から回答。「市民意識調査報告書」
17.6~18.3	共同研究	庁内の検討委員と三重中京大学地域社会研究所との共同研究で実施。市を取り巻く社会情勢や、時代の潮流を踏まえた政策の基本方向を示す総合計画を策定するため。
17.10	松阪市総合計画審議会の設置（諮問）	審議会に諮問。委員35名。
17.10~18.1	地域審議会の開催	管内別に設置されている地域審議会で各2回、延べ10回松阪市総合計画案について協議。
17.11	市民懇談会の開催	松阪市産業振興センターにおいて、市民約150名の参加により開催。
17.12	ホームページ等による意見・提案の募集	市ホームページおよび「松阪市総合計画策定にあたって」（冊子）の配布により、市民からの意見・提案を募集。
18.1	松阪市総合計画審議会の答申	10月から12月で3回実施し、答申を受ける。
18.3	議決	松阪市総合計画基本構想を原案どおり議決。

5. 用語解説

【C】

CATV

ケーブルテレビ。テレビの映像・音声信号を無線電波ではなく、ケーブルで家庭に伝送するサービス。

【I】

Iターン

都会の出身者が地方で就職して定住すること。

【N】

NPO (Non Profit Organization)

民間非営利組織。行政・企業から独立して、医療・福祉・平和・人権・教育など、幅広い分野の社会活動に従事する組織・団体。

【U】

Uターン

都会に出た人が故郷へ戻ること。

【あ】

アイデンティティ (identity)

自己同一性。自己が他と区別されて、ほかならぬ自分であると感じられるときの、その感覚や意識。

アスベスト (asbestos)

天然の繊維状鉱物であり、石綿とも呼ばれる。耐熱性があるために、補強材や断熱材としての用途で多用されていたが、肺に吸入されると表面がギザギザであるために排出されにくく、発ガンの原因になることが判明した。

アプローチ (approach)

接近。課題、研究などへの取り組み方。

インターネット・パラドックス (internet paradox)

1990年代後半にアメリカで発表された、インターネットを利用することによって対人関係が阻害されるという考え方。しかし、近年、インターネットの利用はコミュニケーションの相手が身近な人間関係にも広がるなど、概して肯定的な効果があると考えられている。

インフラ (infrastructure)

経済活動や社会生活を維持し発展させるための基盤構造。

オゾン層

地球の成層圏以高にあるオゾンの層。オゾン層が破壊されると、紫外線量が増え皮膚がんや白内障の増加、免疫力の低下など健康被害のほか、農作物の収穫減少、プランクトンの減少などの生物への被害などが予想されている。

【か】

キャリアデザイン (career design)

いま現在だけでなく、10年後、20年後という将来像を描き、どのような場所で、どんな能力・経験・技術を身につけていけばいいのかを考えること。

グローバル化

人、財、サービス、マネー、情報の国境を越える流通が地球規模での一体化を生み出し、地理的距離や領土的国境の意義が失われていくこと。

合計特殊出生率

出産できると見なされる15～49歳の女性の年齢別出生率の合計値。

高齢化率

総人口のうち、65歳以上の高齢者の占める割合。

コーホート法

コーホートとは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法。

コミュニティ (community)

共同体。地域社会。

コミュニティバス (community bus)

一定の地域内を必要目的にあわせて運行するバス。

コミュニティビジネス (community business)

ひとり暮らしの高齢者に食事を届けるサービス、共働き夫婦のための保育サービス、過疎地でのバスの運行、不用品のリサイクル事業、地域の防犯活動など限られた地域に密着した草の根的ビジネス。

コンセプト (concept)

考え方。概念。

コンパクト (compact)

小型の。内容がぎっしり詰まった。

【さ】

持続可能

環境と開発に関する世界委員会が1987年に国連に提出した報告書「我ら共有の未来」のなかで提唱した、環境保全と調和的な発展の概念。

住民自治

地方の運営はその地方の住民の意思によって行われるべきという概念。

新エネルギー

平成13年6月発表の長期エネルギー需給の見通しでは新エネルギーを供給サイドの新エネルギー（太陽光、風力、廃棄物発電、バイオマス発電等）と需要サイドの新エネルギー（燃料電池、天然ガス等）に分けた。また、経済産業省が平成16年6月に発表した新エネルギー産業ビジョンでは、太陽光、風力、バイオマスの3分野を育成し、二酸化炭素など温暖化ガスの排出抑制につなげるとしている。

シンボル (symbol)

象徴。

ストック (stock)

貯え、資本・財貨などの蓄積量。

政策サイクル

まず計画 (plan) を立て、それに従って実施 (do) し、その結果を確認 (check) し、必要に応じてその行動を修正する処置 (action) をとるというサイクルのこと。

セキュリティポリシー (security-policy)

安全、防犯のための方針。

ゾーニング (zoning)

土地を利用目的などによって区分し、地域・地区の一体的な土地利用を図ること。

ゾーン (zone)

区域。地帯。範囲。

【た】

ダイオキシン (dioxin)

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンおよびポリ塩化ジベンゾフランの総称。発がん性や催奇形性、内分泌攪乱作用がある。

多文化共生社会

文化的に異なる集団に属する人々が、互いの文化的ちがいを認め、対等な関係を築こうとしながら、ともに生きていく社会のこと。

団体自治

地方の運営は、その地方に国とは別の、独立した自治権を持つ地方公共団体により行われるべきという概念。

地域マネジメント

おおむね小学校区を単位とした地域での自己決定、自己責任を基本とした自立的な地域社会の構築のため、住民自治の拡充と都市内分権の両方を機能させることによって、地域の望む地域づくりを実現しようとするもの。

地産地消

地元生産・地元消費を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費するという意味で使われている。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されている。

地方分権一括法

平成11年7月に成立。地方分権推進委員会の勧告を受けて作成された地方分権推進計画に基づき、関連改正法律数475本からなる。

超高齢社会

今後到来が予想される高齢化率の一段と高い社会を超高齢社会と呼ぶことがあるが、現段階では特に明確な定義があるわけではない。

また、一般に、高齢化率が7%を超えた社会を高齢化社会、14%を超えた社会を高齢社会と呼ぶ。高齢化社会という用語は、1956年の国連の報告書において、仮に7%以上を「高齢化した」人口と呼んでいたことに由来するとされている。高齢社会については、高齢化率が7%から14%に到達するまでの期間が、高齢化の進展のスピードを示す指標として国際比較などでよく使われていることから、これを超えたものを「高齢社会」と呼んでいる。

デメリット (demerit)

欠点、不利益。

テレワーク (telework)

パソコンなどを利用して自宅で勤務すること。

テロ (terrorism)

政治目的のために、暴力あるいはその脅威に訴える傾向やその行為。

電子自治体

コンピュータやネットワークといったIT（情報通信技術）を行政のあらゆる分野に活用し、市民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化、信頼性および透明性の向上を図る自治体。

東海南海連絡道

奈良県五條市と松阪市を結ぶ高規格道路として計画されている。沿線地域や紀伊半島地域の活性化に寄与するだけでなく、東海から紀伊半島、四国、九州を経て沖縄に至る太平洋新国土軸の交通軸を形成する。

東南海・南海地震

遠州灘西部から熊野灘および紀伊半島の南側の海域を経て土佐湾までの地域ならびにその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震のこと。

都市計画マスタープラン

市町村の都市計画に関する基本的な方針のことで、都市計画法第18条の2により、市町村の建設に関する基本構想ならびに都市計画区域の整備、開発および保全の方針に即し、定めるものとされている。

都市内分権

市内をいくつか分割し、地域に関わる権限と予算をもった地域振興拠点を設置し、住民協議会と一緒にになって地域課題の解決を図っていかうとするもの。

【な】

ニーズ (needs)

必要性、要求。

ネットワーク (network)

網の目のような組織。

【は】

パートナー (partner)

仲間。

パートナーシップ (partnership)

提携、協力。協力体制。

ビジョン (vision)

将来に対する展望、構想。

プライバシー (privacy)

私生活。個人の自由。

フルセット (full-set)

要求される機能や道具などが不足なくそろっている状態。

フレーム (frame)

枠、骨組み。

【ま】

マネジメント (management)

事業などの管理、経営。

木質バイオマス

間伐材を小さなペレット（小玉）状にし、燃料とするエネルギー。森林が近辺にある地域では、暖房などに使えば二酸化炭素を増やさないし、燃料を遠方から運ぶ必要もなくなる。

【ゆ】

有事

戦争や事変など、非常の事態が起こること。

ユニバーサルデザイン (universal design)

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

また、バリアフリーとは、高齢者・障がい者等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

【ら】

ライフステージ (life stage)

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。

ライフライン (lifeline)

都市生活に不可欠な水道・電気・ガスなどの供給システム。

リカレント (recurrent)

OECD（経済協力開発機構）が提唱した生涯教育構想。従来の教育が学校から社会へという方向で動いていたのに対し、一度社会に出た者の学校への再入学を保障し、学校教育と社会教育を循環的にシステム化することを課題とする。

リサイクル (recycle)

廃品や資源の再利用。

レクリエーション (recreation)

休養、娯楽。

レセプト (receipt)

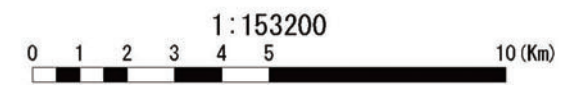
診療報酬明細書。医療費の請求明細のことで、医療機関が保険者に医療費を請求する際の明細書。

ローリング (rolling)

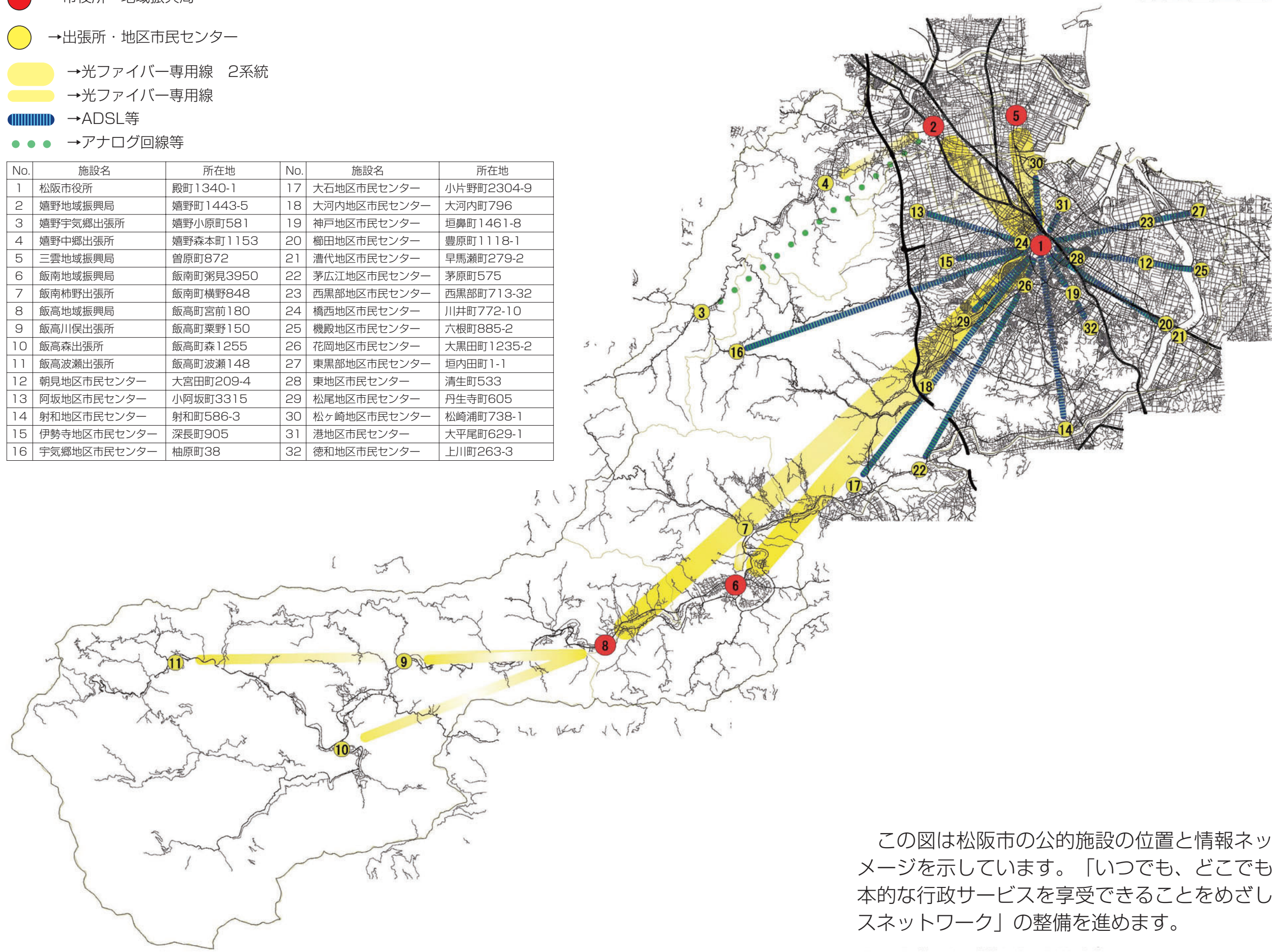
長期の事業計画の実施過程において、計画と実績を毎年チェックし、計画的な目標達成を図ること。

図表1

- →市役所・地域振興局
- →出張所・地区市民センター
- 光ファイバー専用線 2系統
- 光ファイバー専用線
- ADSL等
- →アナログ回線等

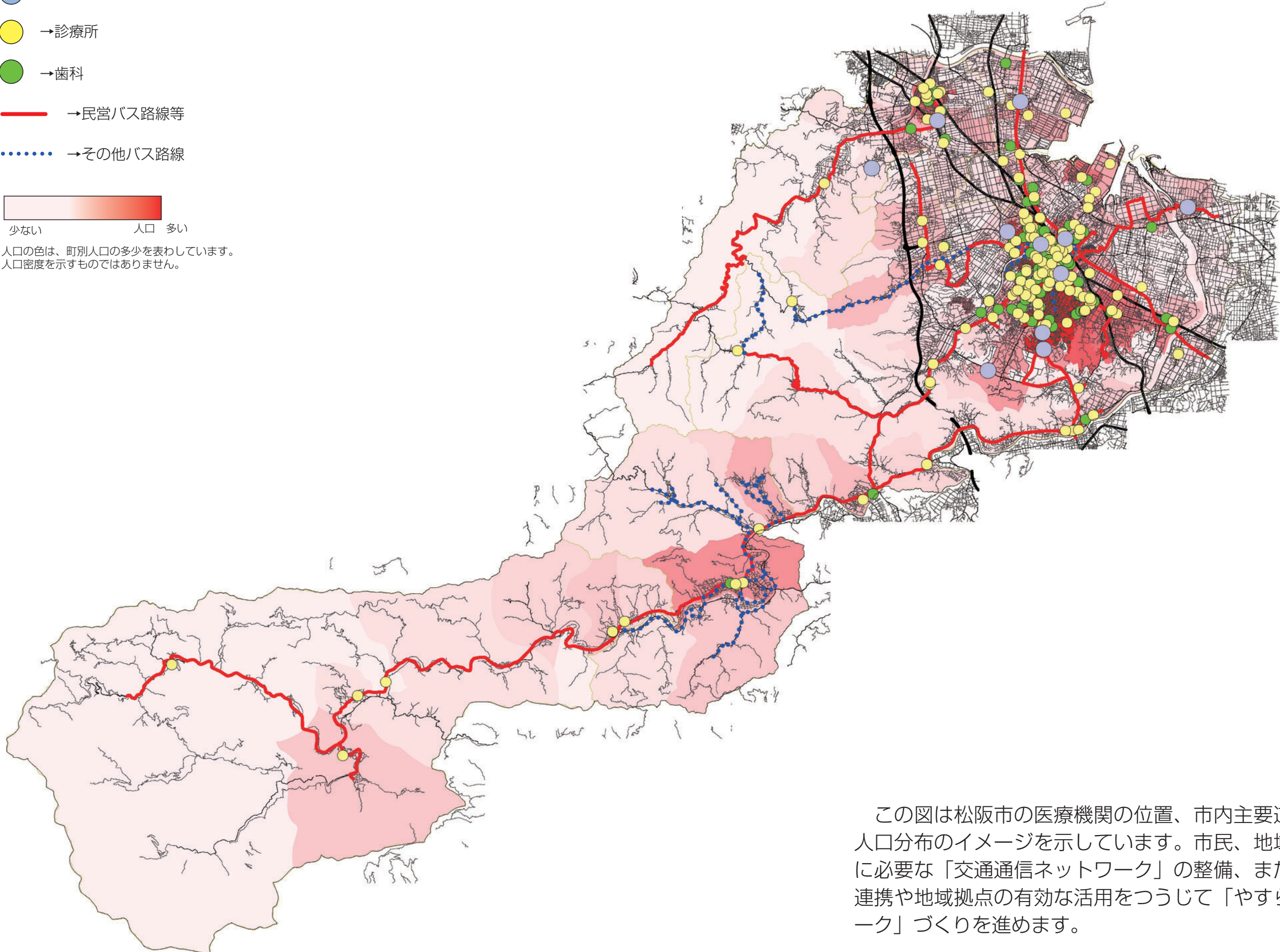
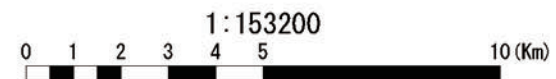
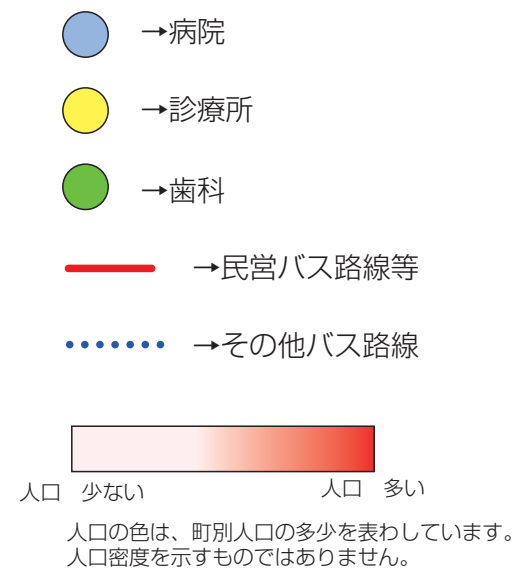


No.	施設名	所在地	No.	施設名	所在地
1	松阪市役所	殿町1340-1	17	大石地区市民センター	小片野町2304-9
2	嬉野地域振興局	嬉野町1443-5	18	大河内地区市民センター	大河内町796
3	嬉野宇気郷出張所	嬉野小原町581	19	神戸地区市民センター	垣鼻町1461-8
4	嬉野中郷出張所	嬉野森本町1153	20	櫛田地区市民センター	豊原町1118-1
5	三雲地域振興局	曾原町872	21	漕代地区市民センター	早馬瀬町279-2
6	飯南地域振興局	飯南町粥見3950	22	茅広江地区市民センター	茅原町575
7	飯南柿野出張所	飯南町横野848	23	西黒部地区市民センター	西黒部町713-32
8	飯高地域振興局	飯高町宮前180	24	橋西地区市民センター	川井町772-10
9	飯高川俣出張所	飯高町栗野150	25	機殿地区市民センター	六根町885-2
10	飯高森出張所	飯高町森1255	26	花岡地区市民センター	大黒田町1235-2
11	飯高波瀬出張所	飯高町波瀬148	27	東黒部地区市民センター	垣内田町1-1
12	朝見地区市民センター	大宮田町209-4	28	東地区市民センター	清生町533
13	阿坂地区市民センター	小阿坂町3315	29	松尾地区市民センター	丹生寺町605
14	射和地区市民センター	射和町586-3	30	松ヶ崎地区市民センター	松崎浦町738-1
15	伊勢寺地区市民センター	深長町905	31	港地区市民センター	大平尾町629-1
16	宇気郷地区市民センター	柚原町38	32	徳和地区市民センター	上川町263-3



この図は松阪市の公的施設の位置と情報ネットワーク網のイメージを示しています。「いつでも、どこでも、だれもが」基本的な行政サービスを楽しむことができることをめざし、「行政サービスネットワーク」の整備を進めます。

図表2



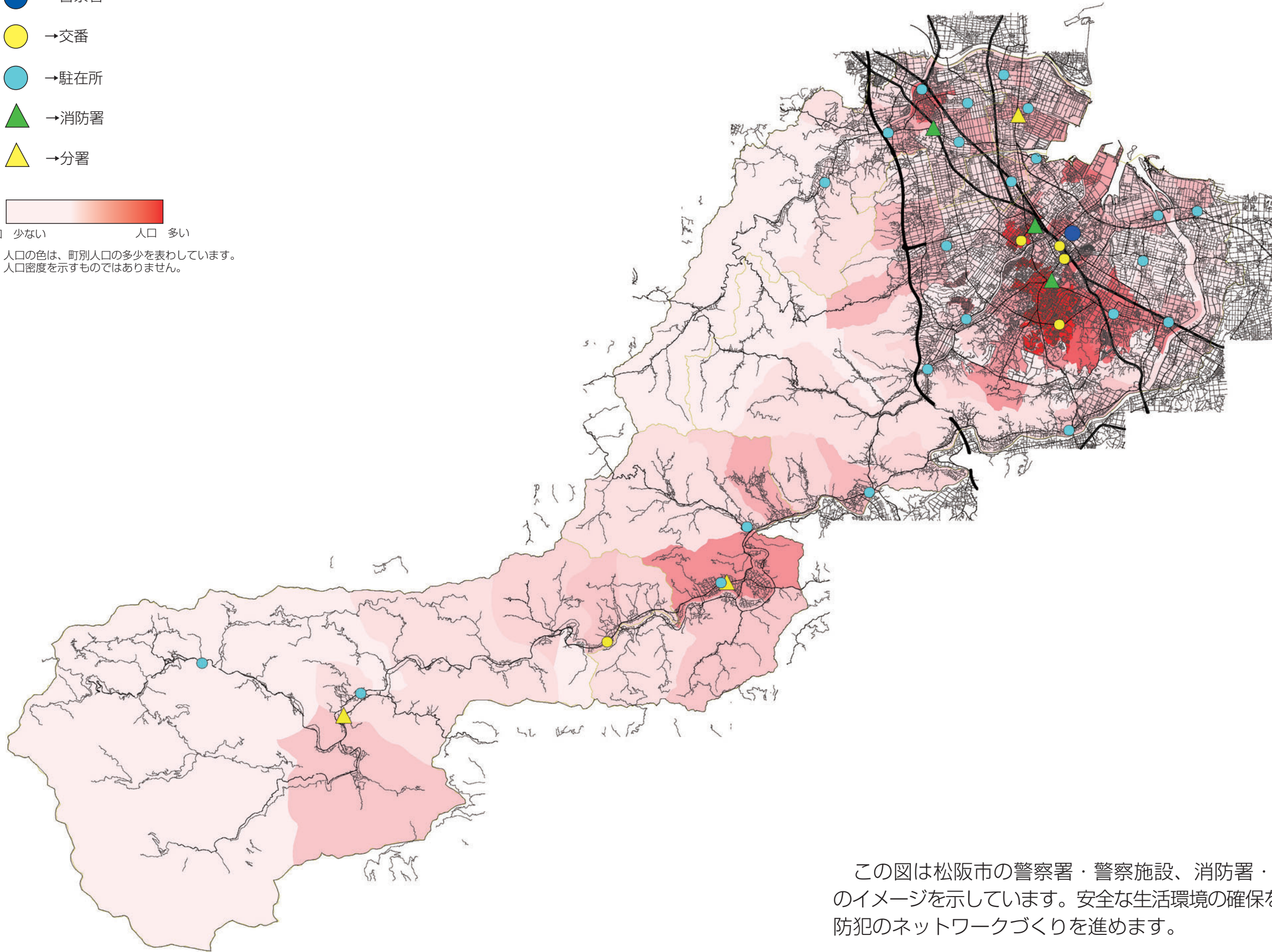
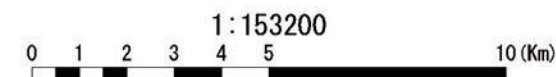
この図は松阪市の医療機関の位置、市内主要道路とバス路線、人口分布のイメージを示しています。市民、地域の生活や交流に必要な「交通通信ネットワーク」の整備、また医療機関との連携や地域拠点の有効な活用をつうじて「やすらぎのネットワーク」づくりを進めます。

図表3

- → 警察署
- → 交番
- → 駐在所
- ▲ → 消防署
- ▲ → 分署



人口の色は、町別人口の多少を表わしています。
人口密度を示すものではありません。

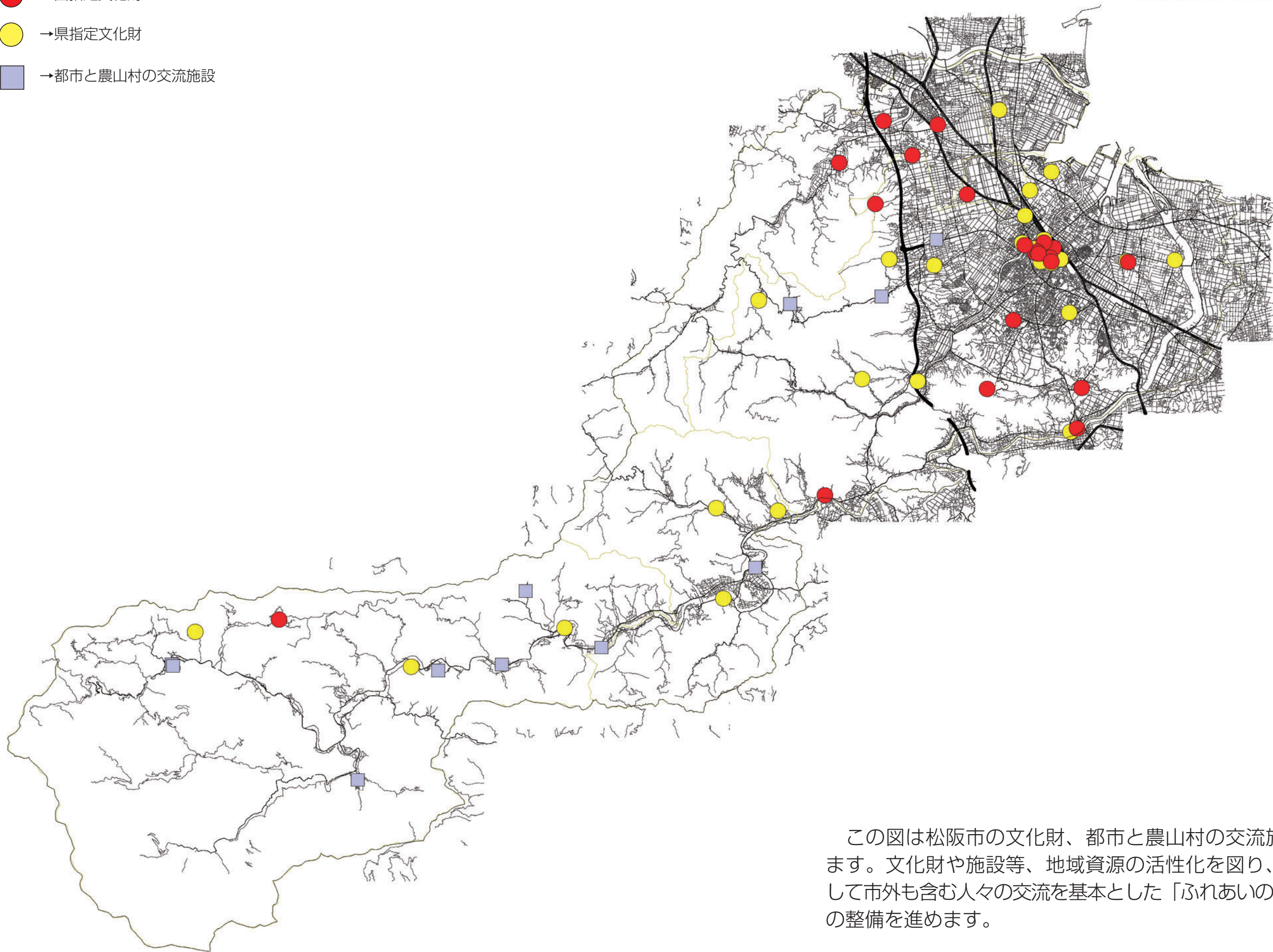


この図は松阪市の警察署・警察施設、消防署・分署、人口分布のイメージを示しています。安全な生活環境の確保を目指し、防災・防犯のネットワークづくりを進めます。

図表4

- →国指定文化財
- →県指定文化財
- →都市と農山村の交流施設

1:153200
0 1 2 3 4 5 10 (Km)



この図は松阪市の文化財、都市と農山村の交流施設を示しています。文化財や施設等、地域資源の活性化を図り、市民や地域そして市外も含む人々の交流を基本とした「ふれあいのネットワーク」の整備を進めます。